

平成27年 12 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成27年12月 8日 開会

平成27年12月22日 閉会

飯 島 町 議 会

平成27年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月8日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 第 2号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町個人番号カードの利用に関する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町町民カードの利用に関する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第12 第 9号議案 飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第15 第12号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第17 第14号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 第15号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 第16号議案 平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 第17号議案 平成27年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

（休憩・委員会審査）

日程第21 第11号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第22 第12号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第23 第13号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第24 第14号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第25 第15号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 第16号議案 平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第27 第17号議案 平成27年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（１２名）

１番 本多 昇	２番 滝本登喜子
３番 久保島 巖	４番 折山 誠
５番 橋場みどり	６番 堀内克美
７番 三浦寿美子	８番 浜田 稔
９番 中村明美	１０番 坂本紀子
１１番 竹沢秀幸	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 下平洋一	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 宮沢卓美 企画政策課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 田沢義郎 会計管理者 堀内喜美江
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 小林美恵

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	宮 下 務
議 会 事 務 局 書 記	宮 下 弥 紀

本会議開会

開 議
議 長

平成27年12月8日 午前9時10分

おはようございます。

町当局、並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これから平成27年12月飯島町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

さて、本定例会は去る11月30日に就任されました下平町長、初の議会となりました。議会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。着席にてのごあいさつお許しいただきたいと思います。ご就任誠におめでとうございます。また同時に大変な重責を担われることも事実であります。いまや避けて通れない少子高齢社会の到来と人口減少問題、こうした中で国においては「まち・ひと・しごと」創生による「一億総活躍社会の実現」など、大きな政策が掲げられております。しかしながら一方で、これに対する批判も多く聞かれるところでもあります。今更言うまでもなく地方自治体最大の任務は、住民がいかに安全で安心して生活を送ることができるのかを探求しながら、住民福祉の向上に進めていかなければならないものと思っております。

また自治体の活性化に向けての手立てとして、観光面の充実や文化面の発展を通じた交流人口の増加、定住の促進が提唱されていますが、これらの施策が実を結んでいくには行政側には「やる気」や「本気度」が、住民側には「まちづくりに積極的に参加」しようという意識改革が求められており、これらをなくして活性化は図れないのではないかと思います。こうした中、「新しい風」として就任されました下平町長のご活躍に大いにご期待を申し上げるとともに、二元代表制による町政運営の一翼を担います飯島町議会としましても、是々非々のスタンスで飯島町議会基本条例の目的に掲げます「豊かで明るく住みよい安全安心な飯島町の実現」を図ってまいりたいと考える次第であります。

以上いくつか思いを述べさせていただきましたが、下平町長に対しましての町民の期待は大なるものがございます。健康にはくれぐれもご留意なされまして、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは開会にあたり町長から所信表明を兼ねてごあいさつをいただきます。

町 長

皆さんおはようございます。12月議会定例会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成27年11月30日付、飯島町告示第94号をもちまして、平成27年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず、全員の皆様のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件1件、条例案件9件、予算案件7件の計17件でございます。いずれも重要案件でございますので、なにとぞ慎重な審議をいただき適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。なお、本

定例会中の12月12日に任期満了を迎えます副町長の人事案件につきましては、現在思案中でありまして、議会終了日の22日提案させていただきたいと思いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

さてただいま議長のお許しがありましたので、町政の担当者としてのごあいさつを申し上げ、併せて私の所信の一端を述べさせていただきたいと思います。しばらくの間お時間をいただきたいと思います。皆さんご承知のとおり、飯島町長任期満了に伴う今回は12年ぶりの選挙となりました。飯島町を二分する大変厳しい選挙でした。両陣営は選挙は地方自治活性化の原点であるという固い信念に基づき、みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指して政策論争を繰り広げ、また選挙活動を行いました。しかし両陣営の飯島町の思いも将来の理想も結局は同じところを目指していたのです。今は戦い終わってノーサイド。愛する飯島町のために力の限り戦った両後援会の皆様に、そして今回の選挙に高いご関心をいただきました町民の皆様に、心より敬意を払い感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。そして大変ご苦勞様でございました。これからは両陣営の分け隔てなく、飯島町の総力を挙げて活気のある将来に希望のある飯島町を作っていかなければならない思いを新たにしているところでございます。町民の皆様におかれましても、町政運営につきまして一丸となつてのご支援とご協力をいただきますように、この場をお借りしまして改めてお願い申し上げる次第であります。

さて、飯島町は時代の転換期を迎えています。昨年5月、地方創成会議が消滅可能性自治体をセンセーショナルに発表いたしました。発表の内容は2040年までに全国1,800市町村の約半数が人口減少により消滅する。また同地点で10,000人を割る523自治体は特に消滅の危険性が高いというものでした。飯島町は不名誉にも特に消滅の危険性が高い部類に属し、長野県でも第11番目にランキングされてしまいました。町民が日ごろなんとなく感じていた停滞感を消滅可能性という明確な表現で、しかも公式に宣告されたのであります。世界や日本が時代の転換期にあるという話はよく聞いてはいましたが、私たちの平穩無事な日常生活からはその切迫感は今まで感じられませんでした。しかし今回の発表は時代の転換期が身近に迫る現実問題として、私同様に多くの町民を震撼させました。停滞、低迷、そして消滅へと向かう飯島町。飯島町創設以来の大難局であると私は感じています。これを契機に次世代へつなぐ責任世代の間にも町の将来を憂う不安が広がり、これでいいのか飯島町という機運が沸き上がり、町政への関心を集めて人心一新への期待と民意が高揚していると捉えています。崖っぷちに追い詰められた飯島町ではありますが、私には大きな期待がここに感じられます。それは、この窮地こそが飯島町が1つにまとまることができる千載一遇のチャンスであると捉えることもできるからです。いや1つにならないればこの大難局は乗り越えられないのであります。全町民が一丸となつて民間感覚と行政感覚を融合して知恵と行動を結集させた総力戦で、未来への道を切り開かなければならない時なのです。そのためにはこの飯島町に新しい風が、2つの新しい風が吹かなければなりません。

1つ目の風は民間からの風です。これは民間経営感覚が随所に効いた行政運営と実行力を意味しています。しかしもっと重要なことは飯島町民が望む町の活力や将来の希望はお役所任せや人任せではなく、町民自らが知恵を出して行動して作り出すものである、という意味での民間からの風でございます。国や県からせつかくの支援があっても住民力が伴

わなければまともな成果が発揮できません。地方創生時代はこの住民力が地域間格差となって表れる時代であるといわれています。

2つ目の風は行政からの風です。住民と役場職員との関係は運命共同体であるといえます。両者の密接な交流が根底にあれば行政運営に安定性と発展性が生まれます。まちづくりの事業を展開するにも気軽な会話が日常茶飯事に行われて、相互交流が深まった関係を維持することが望まれます。また住民本位のタイムリーで持続的な行政サービスを行うためにも、住民と役場の風通しが良好であることが基本となります。さらに行政はサービス業でございます。役場職員は住民に寄り添って相談に乗って、住民から喜ばれることをわが喜びとする、この崇高な職務意識を日々高めていくことを目標に努力しなければなりません。そのためにサービス精神やおもてなし精神を職員同士が磨き合うことが求められています。常に改善が可能な柔軟性のある組織として役場が成長することは、成熟した文化的社会から当然のように要求されているところであります。

このように民間からの風、行政からの風、この2つの風が吹けば飯島町は明るい未来に向かって必ず動き始めます。私はそう信じています。以上は飯島町の進む大局的な方向性について述べさせていただきました。

次に、基本的な政策について一端をお話させていただきます。いつの世も20年経っても30年経っても、行政の大目標は、みんなが安心して暮らせる豊かな町であると私は考えています。この大目標を目指して計画を立て、具体的政策を立案し行政運営が進められます。現在、飯島町には第5次総合計画や地方創生総合戦略の基本計画があります。本計画の基本路線を踏まえ、これを実現する具体的政策として3本の柱となる政策をお示ししていきたいと思えます。

3本柱の第1番の柱は、「風通しのいい行政へのチャレンジ」でございます。これは行政の内なる固めを目指す政策です。町民の行政に対する期待の多くの部分であり、行政の使命としても最も重要な部分であるところの円滑な行政サービスの運営です。すなわち、子育て・教育、健康・医療、福祉・介護、インフラ整備等々です。特に社会的弱者への救済は行政の行き届いた施策が必要です。これは先ほど申し上げました行政の大目標の中の「みんなが安心して暮らせる」という部分で、大変重要なところですよ。飯島町の子育て支援や福祉につきましては、各方面から高評価をいただいていると伺っています。現在進行中の町の政策を尊重して更により丁寧に進めてまいりたいと思えます。一方ここに気になるデータがございます。長野県77市町村の出生率ランキングです。2013年の新しいデータでございます。これによりますとベスト3、第1位、駒ケ根市1.71、第2位、飯田市1.69、第3位、宮田村1.68、なんと伊南4市町村の2つがベスト3に入っております。中川村13位1.61、さて飯島町。77市町村中、第60位1.46、長野県の平均1.54、というデータでございます。このランキングは若いお母さんが安心して子どもを産み、育てることができる町の魅力度ランキングとも言えるのではないのでしょうか。このデータから飯島町に住み続けたいという魅力が薄くなっているのかなと心配になってしまいます。町の魅力には行政サービスの質の良さがまず挙げられますが、町の活気も重要なファクターであることに注意を払わなくてはなりません。行政の大目標の「みんなが安心して暮らせる豊かな町」の後段にある「豊かな町」に当たる部分です。飯島町の活気や将来への希望を創出することも行政運営の両翼として大切なことと考えてい

ます。

これを受けて3本目の第2番目の柱は「儲かる飯島町へのチャレンジ」です。これは飯島町を積極的に売り出す、外へ押し出す政策です。農業でも商業でも工業でも、儲からなくては後継者ができません。その結果、町に活気が無くなれば、お家の後継者もいなくなってしまう。飯島町の活気、賑わいや楽しみを何としても取り戻さなくてはなりません。多くの人が飯島町に来ていただくことが活気を取り戻す基本だと思います。その意味でやはり有力な観光産業を立ち上げることは喫緊の課題と認識しています。飯島町には観光資源になる魅力的な地域資源がたくさんあります。その第1は、2つの雄大なアルプスを背景に、手の届くところにある里山、その間に広がる詩情豊かな田園風景は自信を持って誇ることができる世界一のステージだと、声を大にして申し上げたいのでございます。この世界一の宝物をもっと強力に売り出し活用しなければなりません。神様から与えられた世界一のステージで町民と行政の知恵と行動の総力を挙げて、事を起こすことから始めていきたいと思います。アルプスのお花畑プロジェクトはこの世界一のステージをプロデュースするに手軽で、住民参加が得やすい成果が見える、しかも収入が見込める政策であると考えています。地域資源には他にも地域の産物や里山文化、更にはお年寄りや女性の知恵も有力な地域資源となります。民間と行政が共同してマーケティング戦略やブランドづくりを行う、「飯島町営業部」を発足させて、飯島町をどんどん押し出していきたいと思っています。

3本柱の第3番目の柱は、「田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ」です。これは飯島町へ外から呼び込む政策です。地方創生戦略で大きくクローズアップされているのが定住促進です。すでにどこの自治体でもし烈な売り込み合戦を展開しています。飯島町は一早く定住促進室を設置して着実な成果を上げています。しかし更に戦略的に観光政策や地域産業振興政策と合わせたダイナミックな展開で定住促進を進めていきたいと思っています。飯島町には定住促進で売れる大きな魅力があります。キーワードは生活安心空間です。先ほど申し上げました世界一のステージに加え、比較的災害が少ない土地柄は地震や津波の災害から逃れようとする都市住民の安住の地としての生活安心空間の魅力があります。農地付きの地元木材を利用した飯島企画の格安住宅と併せて定住促進を進めれば、山間農地の高付加価値利用を初め、農業、建設業、林業、商業、里山保全、等々の効果が広がる事業に展開するものと考えています。

以上、私の公約の基本となる3本柱について具体的な政策の一端を述べさせていただきました。しかし政策をいくつ並べても、肝心なところは飯島町の活気や将来への希望は町民自らが作り出すもので、行政任せや他人任せからは本当の意味での飯島町の活力は甦らないということであります。常に飯島町民の底力を信じ、飯島町は必ず甦るという可能性を伝え、将来に希望を持って行政と共に知恵を出し行動して、消滅可能性の汚名を晴らしていかなければならないと思っています。

最後に、私は本職の責任を重く受け止めて、この身を厳しく律し、更に精進して、みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指して、粉骨砕身の努力をする覚悟であります。行政運営の両輪としての責任を担う飯島町議会の皆様、そしてなによりも飯島町民の皆様の惜しみないご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。以上で12月議会定例会の招集にあたってのごあいさつと併せて私の所信表明とさせていただきます。

ます。ご静聴いただきありがとうございました。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番 中村明美議員、10番 坂本紀子議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
坂本議会運営委員長。

議 会
運営委員長

それでは議会運営委員会の報告をいたします。本日12月8日に召集された12月定例会の運営について、去る12月3日午前9時10分より、町側から町長、副町長、総務課長、企画政策課長に出席をいただき、議長、副議長の立ち会いのもと、議会運営委員会を開催いたしました。初めに会期について申し上げます。本定例会に提出されました案件は人事案件1件、条例案件9案件、補正予算案件7件の計17件であります。請願・陳情の受理は10件であります。案件の内容からして会期は本日12月8日から12月22日までの15日間とすることが適当であると決定いたしました。

次に審査方法について申し上げます。第1号議案は本日即決とし、第2号議案から第7号議案の条例6案件については総括質疑の後、委員会付託とし、最終日22日に委員長報告の後採決することといたしました。次に第8号議案から第10号議案については本日即決、第11号議案及び関連する第12号議案から第17号議案の補正予算7案件については一括上程とし、総括質疑の後常任委員会に付託し本日委員会を開催いただき、本日の本会議において委員長報告の後採決することといたしました。

陳情案件の10件については委員会に付託いたします。議員各位におかれましては以上ご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月22日までの15日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議 長

異議なしと認めます。従って会期は本日から12月22日までの15日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりとします。坂本委員長、自席へお戻りください。

議 長

会期の日程については事務局長から申し上げます。
宮下事務局長。

事務局長

(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。最初に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条お

よび第9 2条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に監査委員からお手元に配布のとおり、平成27年度定期監査の報告がされております。

次に例月出納検査の結果について報告します。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第4 第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

宮下事務局長。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第1号議案人権擁護委員候補者の推薦について、意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員です。現在、吉川雅治氏、米山まつゑ氏、上原 保氏、高坂章氏の4名が在任中ですが、吉川雅治氏が来年3月31日で3期目の任期が満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として米沢長実氏を法務省に推薦するに当り議会の意見を求めるものであります。任期は平成28年4月1日から3年間となります。なお法務省の手続きは任命までに3から4カ月程度が必要になりますので、今議会でご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この議案は討論を省略し、これより第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長

起立全員です。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長

日程第5 第2号議案飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第2号議案飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、法律に規定されているもの以外で個人番号の利用を行う行政機関、事務、個人情報の内容、番号の提供先となる行政機関及び個人情報の内容について必要な事項を定めるものです。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

総務課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。なお先程、本案は総務産業委員会へ審査を付託することに決

定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。
それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番
浜田議員

基本的なところについてご質問いたします。あの説明の中で行政効率の向上とそれから住民の利便性という 2 つのキーワードで説明なさいましたけれども、今の説明だとこの第 2 号はですね、には住民は関わらないのではないかと。つまり行政間の伝達に過ぎないのではないのかというふうに理解したんですけれども、この関係はどうなんでしょうか。つまり住民の利便性にどこで関わっているのかについて説明を求めます。

総務課長

一部、いろいろの書類の提出にあたりまして、この個人番号を利用することで提出があったとみなされる書類が生じてまいります。それがこの住民の利便性の向上の 1 つというふうに考えられるかと思います。

議 長

他にございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第 2 号議案については総務産業委員会へ審査を付託します。

議 長

日程第 6 第 3 号議案飯島町個人番号カードの利用に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第 3 号議案飯島町個人番号カードの利用に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの利用手続き、町での独自利用等について必要な事項を定めるものです。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

住民税務課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。なお先程、本案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第 3 号議案については総務産業委員会へ審査を付託します。

議 長

日程第 7 第 4 号議案飯島町町民カードの利用に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第 4 号議案飯島町町民カードの利用に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町民カードの発行事務がなくなることから、従前の条例を廃止し町民カードの利用等についての事項を新たに定めるものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

住民税務課長

(補足説明)

議 長 これから質疑を行います。なお先程、本案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
第4号議案については総務産業委員会へ審査を付託します。

議 長 日程第8 第5号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第5号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証として交付できるカードを住民基本台帳カードから個人番号カードに改め、印鑑登録証明書の交付等について事項を定めるものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。なお先程、本案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
第5号議案については総務産業委員会へ審査を付託します。

議 長 日程第9 第6号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第6号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を加え、発行事務がなくなる住民基本台帳カード、町民カードを削るものです。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。なお先程、本案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番
中村議員 この個人番号カード等、個人ナンバーが改定というか、今度設定されたことは大変あの町民のみなさんも関心が高く、内容がはっきり把握できていない点、方々も大変多いと思います。であの今回のこのところではあの内容的には手数料のところでありましてけれども、これもまだあの少し理解がしにくいところがあります。例えばですね、あの手数料は最初の時はいりませんけれども紛失した場合、自分の個人のまあ責任で紛失したりとか破損した場合は有料ということになりますね。そうでない場合、例えばカードの記入内容

とかが一杯になった場合に、そういう場合には無料で再交付できるということであります。その辺のところがあの住民に分かりやすくですね、今後あの理解というか説明をしていく町の行政のあの義務はあると思うんです。あの前回全協の中でもお聞きしたわけですが、この内容は「オレオレ詐欺」とか、いろいろあの報道の中でもありますので、あの私が思うのには、あの特に高齢者の皆さんには理解しやすいように説明をしていく必要があると思います。その点まああの町が行政側としてはですね、ケアマネさんとかそういう方々がいるわけですから、隈なく全員に周知させるということは可能だと思いますし、そういう努力を是非してほしいと思うんですが、そういう点を町は今後どのように検討しているのかお聞きしたいです。

住民税務課長 今あのご質問があった内容でございますが、その個人番号カードのみならず、他の部分についても、あの特殊詐欺が非常にいま増加している傾向でございます。特に高齢の方あるいは、お若い方に被害が出ているというのがいま実態でございます。特に高齢者の皆様方については関係課とともに、連携をした形の連絡するネットワークを今後検討しまして、その中でそういう被害を防いでいくような啓発活動をしていきたいと、そんなふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

議 長 他にはございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
第6号議案については総務産業委員会へ審査を付託いたします。

議 長 日程第10 第7号議案飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第7号議案飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年9月30日に公布されたことにより、本条例の一部改正を行うものでございます。条例改正の改正点は、1つとして、6月議会により改正された納付書、納入書への番号法に定義する法人番号の記載を追加する部分について、記載をしないことに改めたもの。2つとして、法人番号について統一的な説明を加えるものがございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。なお先ほど本案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
第7号議案については総務産業委員会へ審査を付託します。

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を10時45分とします。休憩。

午前10時26分 休憩

午前10時45分 再開

議長 休憩を解き議会を再開いたします。

議長 日程第11 第8号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第8号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が交付され、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令が改正されました。本条例案はこれらの改正を受けて消防団員の特殊公務災害にかかる補償年金について、他の法律による年金給付との調整による支給額を引き上げるなど必要な整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第8号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12 第9号議案飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第9号議案飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。産地形成促進施設は飯島町の農業農村の活性化に向けて、農産物及び農産物加工品の販売を行うための施設で、町内には「道の駅本郷」及び「道の駅花の里いいじま」の2カ所があります。当条例はその設置及び管理等に関し必要な事項を定めているものでございます。現在、着工中であります「道の駅田切の里」の新設に伴い、題名及び関係箇所の表記を改めるとともに、各施設の使用時間及び休日の変更に伴う表記の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

産業振興課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第9号議案飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 従って第9号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第13 第10号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第10号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。公共下水道につきましては下水、生活廃水のほか、事業所の排水を受け入れています。水質汚濁防止法に規定される事業所は特定施設として位置付けられており、排水基準が定められ、この基準値以下にするための除外施設を設置し排出することとなっています。本条例ではで下水道法に基づき水質汚濁防止法の基準を準用し排出基準を定め、基準値以下で公共下水道に排除することとしています。今回の改正につきましては、本条例における除外施設を設置しなければならない物質の基準値項目の内、トリクロロエチレンの値について1リットル中、0.3ミリグラム以下を0.1ミリグラム以下に改正するものです。この改正は水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令、及び下水道法施行令の一部を改正する政令が施行され、基準値が改正されたことに併せて関係条文の改正を行うものです。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
10番 坂本議員	厳しくなることは非常にあの良いことだと思うんですけども、この0.3ミリグラムが0.1ミリグラムになることによる排水の処理方法、ないしあのそれに伴う薬剤なんかは必要となるんでしょうか。そこら辺の予算的なことは特に関係ございませんでしょうか。
建設水道課長	ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。まず基準が厳しくなった経過でありますけれども、こちらにつきましては世界保健機関WHOのガイドラインに示された基準を考慮して、国の方で人の健康の保護に関する環境基準についてそれぞれ審議をされ、この項目につきまして水質汚濁防止法の排出時の基準、これが改正をされたことによる改正ということでございます。でなお、この排除基準につきましては水質汚濁防止法で決められた内容と、この下水道に受け入れるための基準が準用した形の中で動いておることとであります。で、基準値内容については通常の水質検査等の中で値が出てくるわけでありまして、この基準に合わないものについては基準に合うように、それぞれ水質汚濁防止法で決められた内容に従いまして、町としても所管の県の環境課とも連携を図りながら、基準を順守していただくようにご指導していきたいというふうに考えておりますの

でよろしくお願ひしたいと思います。

議 長
8 番
浜田議員

はい他に。

あのこのトリクロロエチレンですね、あの昔は非常にポピュラーで、洗浄剤としては薬局でも簡単に買えるような物質だったと承知しております。それでクリーニングから金属機械の洗浄までですね非常に広く使われていて、工場撤去の跡地の汚染はだいたいこれだ、というくらいの物質だったというふうに思うんですけれども、飯島町内で現実にその排出の中で測定値はだいたいどのくらいなのか、それから現実に使われている事業所はいったいいくつあるのか、これについてご説明いただきたいと思います。

建設水道課長

ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。まずこの町内にある特定施設に該当する事業所については1件ございます。で、この1件につきましては先の水質汚濁防止法に係る県とも連携をとっております、水質汚濁防止法の基準値以下に収まっているということで確認をしておりますのでよろしくお願ひします。基準0.3ミリ以下に収められているということで承知しておりますのでよろしくお願ひします。

8 番
浜田議員

実際の数値をお答えいただきたいと思います。で、0.3ミリグラムが今度は0.1ミリグラムするわけですから、いったいそれが技術的に可能なかどうか、これについてはですね、条例で定めたら直ちに実行されなければいけないわけで、把握する必要があるんじゃないかと思いますがどうなっているんでしょうか。

建設水道課長

詳細の細かいまあ数値データについては今手元に資料がございません。前段のこの水質汚濁防止法の水質が変わることによりましては、所管の県とも連携をとっております。従いまして今後その数値基準に従って基準が現地の現在の値等については先程申し上げたとおり、基準を満たしているということで確認をさせていただいております。今後その数値的なものについてはただいま手元にありませんけれども、基準に従って施行できますようにそれぞれ連携を図りながら指示・指導してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

9 番
中村議員

関連ですけれども、この除外施設というものは事業所が個人で設置するものなのか、それとも、その内容、これはどういうところがこの設置をしているんでしょうか。で、今度0.1ミリグラム以下っていうことになると、そのまた施設の厳しい値をあの測定できるような装置を設置しなければならないと思うんですけれども、その辺の費用的なことはその企業が事業所が行うのか、その辺伺います。

建設水道課長

先ずあの企業等の内容でございますけれども、水質汚濁防止法を下水道法も準用しております。その中で水質汚濁防止法に定める特定施設に該当するものにつきまして、今回該当してくるということでございます。いわゆる事業所関係が今回の水質汚濁防止法に関わる特定施設に該当してまいりますので、その該当する内容が今回の該当するところということでお願ひをしたいと思います。でなお除外施設につきましてはそれぞれ浄化装置等々が施設として位置付けられておりまして、そういった浄化装置等を介しての排水値の基準ということでよろしくお願ひしたいと思います。なおこの施設に関わる今後の改修がいかがかという話でありますけれども、これについては猶予規則が1年間というふうに定められ

	ております。で、こちらについても先ほど申し上げたとおり、県の部局とも連携を図りながら内容等については確認させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長 7 番 三浦議員	はい、他には。
建設水道課長	事業所についてはすでにこの条例が今回条例を改正されて施行されるということについて、十分承知をしている中でこの条例ができるのかどうか。
7 番 三浦議員	町内に関わる事業所については今回の該当するのは4カ所ございます。それぞれ県との連携を図りながらあの進めてまいりたいと思います。なおこれ4カ所というのはあのトリクロロエチレンが1カ所でありまして、あと他にも特定施設ということで該当する施設ということでお願いをしたいと思います。
建設水道課長	それではもう1回お聞きしますけれども、現在、排出をしている事業所についてはまだこの条例の改正について、今後こういう条例が改正されて対応しなければならないということを承知していないというふうに理解をしていいのか、もう既に承知しているのかということをお聞きしたいんですけど、その辺どうでしょうか。
議 長	関係するところと連携を図りながら周知をしているということで、承知をしておりますのでご承知おきをいただきたいと思います。
議 長	はい他にはありませんか。 (なしの声)
議 長 8 番 浜田議員	それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 この本条例案に賛成する立場から討論いたします。基本的にはあの環境汚染を厳しくする側ですのでこれに反対する理由はないと考えております。ただし今の質疑の中で明らかになったようにですね、率直に言って大変現状把握が甘いのではないかと。それからもう1つはですね、あのこれはあの濃度規定ですので水の量を3倍にすればあつという間に0.1達成すると。こんな逃げ道が許されてはならないのですかね、厳密な管理をお願いしたいということが2番目であります。で何よりもこのトリクロロエチレンというのは、これまでの工場の跡地汚染の中では一番有名な物質であります。こんなものが飯島町から天竜川に流れるようなことがあればですね、飯島町の環境に対する考え方が疑われると。町長の所信の表明にも反するようなことになりかねないということですのでですね、まず現状把握、それから運用について厳密な適用を求めることを付け加えて賛成といたします。
議 長 9 番 中村議員	はい他に。
議 長	私もあの賛成の立場で討論をいたしますが、やはりあの飯島町は「越百の水」も無料ではありますが売り物になっていて、あの水というのは町のあの好印象といいますか、あのイメージにもなっているわけですので、是非あのその辺はあの管理をしっかりとしていただきたいことを要望いたしまして賛成といたします。
議 長	反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで議事進行についてお願いします。これから提案になります第11号議案から第17号議案までの7議案については、いずれも27年度補正予算に係る案件で、一般会計から各特別会計への繰出金の計上や人件費に関わるもので関連があります。案件の審議方法につきましては、先ほど議会運営委員長からの報告のありましたとおり、これを一括議題として総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することとします。

議 長

日程第14 第11号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第15 第12号議案平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第17 第14号議案平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 第15号議案平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 第16号議案平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 第17号議案平成27年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

以上第11号議案から第17号議案までの平成27年度補正予算案7議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第11号議案から第17号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。先ず第11号議案平成27年度一般会計の補正予算（第5号）について申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ71,885,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,794,310,000円とするものであります。先ず新町発足60周年記念事業の1つである公用バスのリースに関わる費用、並びに河原用水の流量調査業務に関わる費用について、債務負担行為の追加としまして補正計上したところであります。主な歳入歳出の内容については、経営所得安定対策事業につきまして農地集積協力金の歳入とこれに対応した歳出としてそれぞれおよそ61,000,000円の増額補正を計上いたしました。人件費につきましては職員の人事異動に伴う科目間の調整による補正、後期高齢者医療給付費負担金、養護老人ホーム入所措置費、障がい者自立支援事業、障がい児通所等支援事業などの扶助費、その他各種事務事業に対応する必要な経費を補正計上したところであります。

続きまして第12号議案平成27年度国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ 4,093,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,162,338,000 とするものであります。今回の補正は人件費の変更などにより、繰入金、総務費、保健事業費、及び予備費について補正するものであります。歳入では繰入金を減額するものです。歳出では総務費及び保健事業費を減額し、歳入歳出の差額につきましては予備費を増額するものであります。

続きまして、第 13 号議案平成 27 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,962,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 119,640,000 円とするものであります。今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金の変更により、保険料、繰入金、後期高齢者医療広域連合納付金の補正を行うものであります。歳入では後期高齢者医療保険料を 3,000,000 円増額し、繰入金を 38,000 円減額するものです。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金として 2,962,000 円を増額するものであります。

続きまして、第 14 号議案平成 27 年度介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ 80,000 円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,054,214,000 円とするものであります。歳入につきましては、総務管理費地域支援事業における職員人件費に係る国庫支出金 6,000 円、県支出金 3,000 円、一般会計繰入金 71,000 円の減額補正を行うものであります。歳出につきましては総務費一般管理費の人件費を 68,000 円減額し、地域支援事業に係る人件費を 15,000 円減額し、予備費を 3,000 円増額するものであります。

続きまして、第 15 号議案平成 27 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては総額 404,848,000 円と変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては職員の人事異動に伴う人件費等を 142,000 円減額し、予備費で調整を行うものであります。

続きまして、第 16 号議案平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては総額は 290,383,000 円と変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては農業集落排水事業の職員の人事異動に伴う人件費等が 167,000 円の減額、管理費を 240,000 円増額し、予備費で調整を行うものであります。

続きまして、第 17 号議案平成 27 年度水道事業会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支に関する補正であります。収益的収支の収入の変更はありません。支出としまして人事異動に伴う人件費を 2,823,000 円減額し、支出総額を 215,177,000 円とするものです。

その他細部につきましては、第 11 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 12 号議案から 17 号議案の特別会計についてはご質問により説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長
企画政策課長
総務課長
企画政策課長

引き続き一般会計補正予算について各課長から補足説明を求めます。
(総括補足説明)
(補足説明)
(補足説明)

住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議会事務局長	(補足説明)
議 長	以上で平成27年度補正予算7議案に関わる提案説明を終わります。これから7議案について一括して質疑を行います。なお先に決定のとおり、この後各常任委員会へ審査を付託することになっておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
11番 竹沢議員	予算書の16ページ、選挙管理費の関係について1点お伺いいたします。以前に選挙管理委員会の事務局の方にも提案してございますけれども、皆さんご承知のように来年の7月参議院の選挙があるんですけれども、このときから18歳以上の方が対象として投票が行われるとこういうことになります。ところで、わが町には高等学校がございません。ということで高等学校のある市町村におかれましては模擬投票ですとか事前学習だとか、そういうことが取り組まれております。で、私思うにはその高校生で通学している方はいいと思いますが、そうでない18歳以上の方で今回選挙が初めて対象になる方、こうした方に初めての選挙ですので是非投票所へ行っていただいて、国政選挙に自分の意思を表して投票していただくと、こういう取り組みを選挙管理委員会として普及啓蒙活動した方がいいんじゃないかということを提案してございます。そのこともこの393,000の予算に関係しておるかどうかわかりませんが、関連して、このことについてお尋ねをいたします。
総務課長	今回のあの補正の件につきましては情報システムの改修費用に関する負担のみでございまして、今あの議員の提案されました啓発等に係るものではございません。ただあの当然必要なことになってまいりますので、選挙管理委員会として十分検討して実施の方向で考えてまいりたいと思います。
議 長 6番 堀内議員	他にはございませんか 24ページの河原用水の流量観測ですが、まあ1年間実施するということになっておりますが、確かあの用水は観光水利権だと思うんですが、改修後はこれも法定水利に組み込まれるということになるんでしょうか。その辺をお願いします。
産業振興課長 議 長 10番 坂本議員	今回の1年間調査によりまして組み込まれるということをお願いしたいと思います。 はい他にはありませんか。 30ページのですね、七久保小学校、それから中学校の準要保護生徒の分が増えているわけですけど、現状の予算の人数を盛ったのより後半が増えたのかどうかという、どの程度増えたのかということと、あと、障がい児給付金ということで19ページなんですけれども、その部分もあの増えているわけですが、まあ人数的にどの程度増えて、まあ人数

	が増えるのか、それとも人数は変動はないんだけど回数として利用されている量が増えたのか、そこら辺はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。
教育次長	準要保護の児童・生徒の増加ということで、何人増えているかということでございます。飯島小学校が7人です。それから七久保小学校が2人です。それから飯島中学校が5人ということで、全部で14人あの学校全体では増えているという状況でございます。
健康福祉課長	障がい児の関係でございますけれども、まあ上半期に比べますとですね、まあ特障といまして特別障がいの関係が2人、それから特別障がいの重度が1人、それから中軽度が3人ほどやはり増えておりまして、それに伴います補正でございますのでよろしくお願いをいたします。
議 長	質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	これで質疑を終わります。
事務局長	議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。
議 長	(審査区分説明)
	お諮りします。補正予算7議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第11号議案から第17号議案までの平成27年度補正予算7議案については、ただいまの審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。 ここで昼食のため休憩をとりますが、なおこの後の議事日程は委員会審査となりますので、各常任委員長から委員会の開始時間を報告いただきますようお願いいたします。 最初に久保島総務産業委員長。
総務産業委員長	総務産業委員会は1時半から委員会を開催したいと思います。関係の皆さんのご参集をお願いいたします。
議 長	中村社会文教委員長。
社会文教委員長	社会文教委員会は午後1時半から委員会室1で委員会審査を行いますのでお願いします。
議 長	なお本会議の再開時間は庁内放送でお知らせします。休憩。 午後12時13分 休憩 午後 2時45分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開します。ここで議事進行についてお諮りします。第11号議案から第17号議案までの補正予算案件につきましては、各委員会に審査を付託し、それぞれの委員会から委員会審査報告書が提出されています。そこでこれら7議案の審議については、各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論・採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。

議 長

日程第 2 1 第 1 1 号議案平成 2 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 2 第 1 2 号議案平成 2 7 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3 第 1 3 号議案平成 2 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4 第 1 4 号議案平成 2 7 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5 第 1 5 号議案平成 2 7 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6 第 1 6 号議案平成 2 7 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7 第 1 7 号議案平成 2 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上第 1 1 号議案から第 1 7 号議案までの平成 2 7 年度補正予算案 7 議案を一括議題とします。本案についてはそれぞれ各常任会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

初めに、久保島総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会から審査報告を申し上げます。本日 1 2 月 8 日午前の本会議におきまして総務産業委員会に付託されました、平成 2 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号）分割付託分、それから及び平成 2 7 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、及び平成 2 7 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、並びに平成 2 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、慎重に審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。なお審査の中で出されました意見につきまして、討論の部分で出た意見を申し上げます。番号カードに伴うプリンターなどシステム機器の購入につきましては、リースも考えられるということでしたので、軽減策を検討する中でより効果的に使ってもらいたいと、付して賛成をする。それから番号カードに関わる条例がですね制定する前に、その関連の補正予算案が審査されることは本来筋が違うということでご指摘がございました。しかしまあ条例の内容いかんに関わらずまあ必要なものではあるだろうということでご賛成するという意見がございました。以上です。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

久保島委員長自席へお戻り下さい。

議 長
社会文教
委員長

次に、中村社会文教委員長。

それでは本日本会議において社会文教委員会に分割付託されました第 1 1 号議案平成 2 7 年度一般会計補正予算について、第 1 2 号議案平成 2 7 年度飯島町国民健康保険特別会

計補正予算について、第13号議案平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算について、第14号議案平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算について、を関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。結果、お手元の報告書とおり4議案すべて全議員の賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の中で出されました主な質疑等を申し上げます。一般会計では心身障がい者タイムケア事業において対象者内容は？ 特別障がい者2人、重度2人、中軽度3人、全体で7人増えた。就学援助費の家庭状況は？ 1人親、外国籍親、親の離職等が増えていること。討論では援助費の支援において弱い人に対しての支援を行っていることを評価し賛成とする。特別会計では質疑・討論等ありませんでした。以上報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
中村委員長自席へお戻り下さい。

議 長 以上で平成27年度補正予算関係7議案に係る委員長報告、及びこれに対する質疑を終わりますこれから議案ごとに討論・採決を行います。

最初に、第11号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか

(なしの声)
議 長 賛成討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第11号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。本案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第11議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第12号議案平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第12号議案平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第12議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第13号議案平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第13号議案平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第13議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第14号議案平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第14号議案平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第14議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第15号議案平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第15号議案平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第15議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第16号議案平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第16号議案平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第16議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第17号議案平成27年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第17号議案平成27年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 従って第17号議案平成27年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。 ここで、12月12日に任期を迎えられます箕浦副町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
副町長	議長さんのお許しをいただきましたので、副町長退任にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。私は高坂町政の2期目、3期目の大変重要な時期に、微力ながら8年間に亘りまして副町長としてお手伝いをさせていただきました。この間、高坂町長さんのご指導、町民の皆さん、そして職員の皆さん、それぞれのご協力をいただき、また議会議員の皆様方からは暖かい叱責をいただきながら職務を行ってまいりました。この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げます。私は高坂町長から指示をいただいた個々の業務、それから期間中通されて任されておりました職員への対応、こういうことを町長の立場に立って副町長として何をすべきかということを常に念頭に置きながらやってまいりましたが、今顧みますと反省のみが残る、そんな状況でございます。まあこういった状況の中でありましたけれども、総合計画に基づきまして限られた財政で町の発展、それから町民の皆さんの要望、幸せのためにどう応えていくかということを、実施計画、具体的な毎年の予算編成を通じまして職員と熱い意見を交わしながら、お互いに知恵を出し合いまして案づくりに取り組んできたこと、そして政策の実現のためのお手伝いができたことが私の一番の思い出として残っております。私の最後の仕事は任期満了によりまして高坂町長さんをお送りすること。そして就任されました下平町長さんをお迎えをして議会のスタートを切ること、それが私の最後の仕事だというふうに心得て今日までやってまいりました。まだ12日までは私の任期数日残されております。精一杯勤めてまいりたいというふうに思います。退任後は市井の人として町政にこれからも関心を持ちながら、地域の皆さんと飯島町の発展のために応援をしてまいりたいというふうに思っております。最後になりますが、下平町長さんのもとに飯島町が限りなく発展をし続けること、そして議員の皆様方の健康で益々のご活躍をご期待申し上げます。なによりも町民の皆さんが健康で幸福な日々を送っていただきたいなというふうに心からお祈りを申し上げます。言葉足らずでございますけれども退任のあいさつとさせていただきます。8年間大変お世話になりました。ありがとうございました。
事務局長	ご起立をお願いいたします。 [全員起立]
議 長	それでは箕浦副町長の退任にあたりまして一言御礼を申し上げたいと思います。箕浦副

町長には総務課長などの町幹部職員としての経験を生かされ、2期8年に亘り前高坂町政を支えられてきましたことに対し敬意と感謝を表するとともに、私ども飯島町議会に対して真摯な対応をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。また今後においては健康にご留意いただき、今後も議会活動に対するご助言をお願いしたいと思います。本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

議 長

以上をもって本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦勞様でした。

午後 3時 4分 散会

平成27年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月17日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員

坂本紀子 議員

三浦寿美子 議員

橋場みどり 議員

竹沢秀幸 議員

折山 誠 議員

○出席議員（11名）

1 番 本 多 昇	2 番 滝本登喜子
3 番 久保島 巖	4 番 折 山 誠
5 番 橋場みどり	7 番 三浦寿美子
8 番 浜 田 稔	9 番 中 村 明 美
10 番 坂 本 紀 子	11 番 竹 沢 秀 幸
12 番 松 下 寿 雄	

○欠席議員（1名）

6 番 堀 内 克 美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 下平洋一	総 務 課 長 宮 沢 卓 美 企画政策課長 鎌 倉 清 治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 唐 沢 隆 建設水道課長 田 沢 義 郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山 田 敏 郎 教 育 次 長 小 林 美 恵

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	宮 下 務
議 会 事 務 局 書 記	宮 下 弥 紀

本会議再開

開 議 議 長	平成27年12月17日 午前9時10分 おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。なお、堀内議員から欠席の旨通告がありました。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので質問趣旨に則り、明確に質問するようお願いをいたします。
3番 久保島議員	3番 久保島 巖 議員 それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思います。今回は大きく分けて3点について町長の所信をお伺いいたします。3点はいずれも町長が選挙中に示されたマニフェスト、リーフレット並びに立ち会い演説会の内容、それから本定例会初日に行われました施政方針演説の中からお聞きしたい点がございますのでお尋ねするものがございます。
	まず最初でございますが、下平町長は選挙戦中に町内のある特定の団体と政策組織協定というのを結ばれております。Web上でも下平オフィシャルサイトですか、そこでも公表されていますし、それから地方紙でも発表されて、それからその団体からですねチラシが町内に配布されたというところで周知のことだというふうに思います。町長はですね町民党を謳っておられると。その趣旨からいくとですね、私はいかがなものかというふうに思っています。その趣旨と反していませんか、とお尋ねするところです。まあその団体ももちろん町民の一部でございますけれども、全部ではないわけですので、町民の声を広く聞くというスタンスからいくとですね、特定党の団体との政策協定というのは、私は結ぶべきではなかったんじゃないかなというふうに思うところです。他の団体から申し入れがないからしょうがないんだということであるかもしれませんけれども、それは申し入れをしないのは町民党だから申し入れしないのが普通だろうというふうに思うところです。新しい飯島町を創る会が結んだ協定であるということですのでございますので、まあご自身は直接関係ないとおっしゃるのかもしれませんが。でも世間はですね、そうは見えていないということがございます。またオフィシャルサイトの中でもですね、私の信条とする大道無門を实践させていただきましたとコミットしているわけでございます。そうなりますとですね、それを見ている国会議員、県会議員のサイドからですね、どういう方でしょうか、何考えているんですかねえというような疑問、質問が私のところにも届いています。さて、まずこの政策協定はどういう意味を持って、どういうお気持ちで締結されたのか、まずその点からお伺いしたいと思います。
町 長	おはようございます。記念すべき私の町長としての一般質問第1号、久保島議員に質問していただきました。私の記念すべき1ページに残ることと思います。よろしくどうぞお願いいたします。さて、私が今、飯島町長としてここにあるのは飯島町民の民意の多数に支持された結果であります。今後の政策決定も行政運営においても、その根拠には飯島町

民の多数の民意がどこにあるのかを見極めることを基本としてまいります。このことが町長は一党一派に属さない無所属、町民党たる所以の意思決定のスタンスであり、民主主義の精神であると理解しています。久保島議員は町民党の趣旨と相反すると断定していますが、組織協定のどこが、どの部分が違反しているのでしょうかお答えをしてから、お伺いしてから答弁をさせていただきたいと思いますので、議長に是非その私の質問をお許しいただきたいと思います。お願いします。

久保島議員

はい、早速、反問権をご利用いただきましてありがとうございます。さてですね、私が申し上げているのは、あるその特定の団体っていうのは町民のごく一部だということでごさいます。そこそそんなに親密な協定を結んでしまうということになると、あと他の団体の人たち、他の考え方の人たちとはですね、一線を画してしまうというふうに捉えられる。町民党というからには町民全員の意思決定なり、町民全員の組織なり、ということになるだろうと。そうすると偏り、偏見が生じてしまっているんじゃないかと私はそう懸念をしているわけです。その点で町民党というからにはそこは結ばないで、もう少しフランクなスタンスの中で行った方が、私はより全員の意見を吸い上げるんだよという下平町長のお気持ちを表せることになっているんだらうと、私はそういうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

町 長

今、久保島議員のおっしゃられたのは、共産党に所属する皆さんとの政策協定、その共産党と結んだ協定がいかげなものかというふうにおっしゃられると思います。共産党であろうとも飯島町民です。町民党の旗印の下に飯島町のまちづくりについて大いに語り、意見交換する組織同士がいくつあっても、それは歓迎すべきことであり、飯島町の発展に資することと考えています。十人十色、人生いろいろと言われる多種多様な価値観が現実存在する社会で、属する組織の異なる者同士が飯島町のまちづくりについて意見を交換し、共通点を確認め合うということは大変有意義なことと思っています。どの団体、どの組織、どの個人とも積極的な意見交換を拒まず、このような関係を構築していくことが町民の相違を結集する素地固めであり、地域活性化の第一歩となると信じています。特に今回は12年ぶりの選挙でした。2人の候補が立候補しています。それぞれどのような考えがあるのかということは違う組織として意見を交換するのは当たり前のことだったんじゃないでしょうか。そのことについて順応に対応し意見交換をさせていただきました。これはどの党が来られても、そのように私たちの考えを言うべき機会だったというふうに思っています。そしてまたその組織の代表者同士が記者会見を開き、全文を公開していることも町民党の精神にいささかの曇りがないことを告知するためであります。そういった意味で町民党はしっかりと貫かれたと思っています。

久保島議員

意見交換をするのは構いません。皆さんの意見を聞くことは大事です。当然やるべきことでしょうし、これからの下平町政を担っていく力になるだろうというふうに思います。ただ政策協定となると話は別です。ちょっと内容を点検していきたいというふうに思います。1番、高坂町長の築いた福祉の諸施策を継承し堅持拡大するとあります。堅持拡大を約束して大丈夫なんですか。これから限りなく拡大していくことは無理でしょうし、新しい福祉政策というのも出てくるかもしれない。このままではいけないということもあるかもしれない。3番、国や県に絶えず福祉政策の拡充を求め、また町として実施しうる最大限の施策で福祉サービスの確保に努めると。これも1番と同じで、こう約束しちゃうとい

うことはですね非常に危険です。国や県だってそんなにいつまでもお金があるわけじゃないですから、要望は限りなくしていくということにはできない。5番、産業間並びに事業者間の平等の公平性を堅持するというふうにありました。平等性と公平性を堅持した経済活動っていうのはあり得ないで、どうしてもタイムラグとか恩恵の格差というのは出てしまうというのが経済活動です。例えば端的にいうと農業政策に力を手厚くして力を入れていけば商業者から、農家ばかり応援するねっていう当然言うし、その逆のこともありうる。9番、高坂町長の明確なメッセージを継承堅持するとあります。これは下平町長のお考えを制限するものです。民主主義の原点を侵食している。これを容認しちゃいけない。個人のお考えがあつてしかるべきだし、高坂町長の意見をそのまま堅持して行ったんじゃない下平洋一さんじゃあないじゃないですか。11番、町長は無所属町民党である立場を堅持し、民主主義の精神を貫き、一党一派に属することなく政策執行に当たると書いてあります。これは当たり前のことなんだけれども、ここで明記して町長個人の考え方を否定したり、町長を信用していないというふうに明示しているようなもんですね。これも民主主義を逸脱するというふうに言わざるを得ない。またはこのこと自体をねここに載せるということが先ず間違いです。しかもですよ、まだ当選もしていないのに「町長は」とはどういうことですか。不適格そのものですよ。不適切。はい、13番、両者は定期的に協議の機会を持ち政策策定を協議すると、あります。これじゃ町長のおっしゃっている町長のお考えの下にやっていくっていうふうに見えないじゃないですか。これだと、ここの党と政策策定をしてそれによって進んでいくんだという、見えますよね。で15番、本政策協定の執行で両者に齟齬が生じた場合、両者は誠意をもって解決に向けて協議するとあります。これじゃあね独自の政策もできないじゃないですか。それは町長違いますよって言われたら協議して変更しなきゃいけない。これは意見を交換するのとは、この協定を結んで公表するのとは訳が違う。特に気になっているところだけ挙げてみましたけれども、下平町長の足かせになっていませんか？ 私はそういうようになっているとは思えない。町長はこの協定に縛られたりはしないんだということを、さっきちょっとおっしゃいましたけれども、ちょっと例に出すのは大変失礼かと思いますが、高坂前町長はどんなふうなスタンスだったかと言うとですね、まあ伊南は言うに及ばず、県内の市町村長からも羨まれるような、そんな国会議員・県議会議員との親密な胸襟を開いた間柄でございまして、当然官公庁とも信頼関係というものは絶大なものがありました。で、どうやったら飯島町のようにできるのかと他の市町村長がお尋ねになるくらいでございます。私なりにちょっと考えてみますとですね、その秘けつはまあ左翼系の方々とはですね是々非々の関係で、そりゃああの良いことを提案することもありますのでそれをいいと、ダメならダメというスタンスで政権与党側の保守系の皆さんと普段からお付き合いをされていると。そういったことを欠かさないそういう日常がですね他市町村長から羨まれるような関係であつたと。せつかくですね築き上げてきたこの関係をですね今後も保っていく、これが飯島町の発展のためになるだろうというふうに思っているんですね。ここが一番重要だと、誤解されていたんじゃないかと、この修復をですね是非していくべきだというふうに私は思います。この辺の観点を込めてですねお答えをいただきたい。

町 長

政策協定の文言のいくつかについてご指摘をいただきましたけれども、これはあの福祉の施策を継承し、堅持拡充するというような文言は、やっぱしその精神をですね、堅持し

拡充するということですから、その場に応じた臨機応変な福祉政策であることは当たり前のことと考えています。臨機応変にやることを堅持するんです。どの世の政策でもそのように対応してきたんではないでしょうか。福祉サービスの確保に努めるということですから、務めるんですから、その精神を言っているわけですから当たり前のことではないでしょうか。産業間並びに事業者間の平等性と公平性を堅持する、これも当たり前のことじゃないでしょうか。どのようにしたらそのような解釈になるのか私には理解できません。それと道州制の反対、TPPの反対、安保法制の懸念、これは町長さんがメッセージを発したその時点でのお気持ちを察したものです。道州制とはまだはっきり明確にされていません。TPPもその内容がはっきりしていません。このときは秘密会談でした。秘密なのにどうして賛成できるんですか。契約書にめくら判で判子をするようなもんです。それはやっぱし反対でしょう。安保法制への懸念、これも国民がしっかりと懸念していることです。もっとその中で住民理解を深めてほしい、こういう一連のメッセージは町長さんがメッセージを出したその時点での思いが私はわかると言っているんです。時代は当然流れます。その時点、その時点でやっぱし判断することだろうと思っています。町民は無所属、町長は無所属町民党である立場を堅持し、あなたは町長にもなっていないのにどうして町長って書くんだと、これは町長選に出ているかぎりはその方向性その気持ちを持っているということですから、町長という表現が間違っているとは思えません。両者は定期的に協議の機会を持ち政策策定を協議する、そして齟齬があったときには改定していく、これはですね共産党という組織と私の支持母体は下平洋一後援会、その下に「新しい飯島町をつくる会」これはまちづくりに限っての政策、あるいはまちづくりの話合いをすることで、国政とかイデオロギーに関した問題は一切出てきません。そういうことで飯島町を良くするため、そういう思いを込めてお話をしましょう、それで今合意したことはこの部分です。一切いささかの違和感ありませんし、煮え湯を飲まされたつもりありません。そういうことで「新しい飯島町をつくる会」のメンバーが代表宮下覚一さんを代表にして契約した、協定した、内容でございます。私は今、町長という立場です。それは最終決定は先ほど申しましたように、飯島町民の多数の民意がどこにあるか、これを基準にこれからの政策を決定し、行政を運営するということは先ほど申し上げましたとおりでございます。選挙をして町長になって実際この場に立ったとき、それとはやはり心構えも違うし、律し方も違うし、そういう政策運営を行っていくということでございます。

久保島議員

はい、お答えをいただきました。この協定は「新しい飯島町をつくる会」がまちづくりに限って協定を結んだものだと、国政・イデオロギーには関係していないと。下平町長はそこはスタンス、ある程度のスパンをもって、距離感をとって町民のために何が必要なのかということを判断しながら進めていくというふうに確認させていただきましたがそれでよろしいでしょうか。

町 長
久保島議員

そのとおりでございます。ご理解いただければ幸いです。

はい、それはそのように理解させていただきました。これをですね敢えて出すのは何故かと言いますと、ある国会議員の方からですね、まさか町長はイデオロギーは違うよねっていう話もありましたので、それはわからないので公式な場面で聞いてみましょうという話になりまして、この話になっております。

2番目にまいります。下平町長は選挙中の中で人口目標15,000を大きく掲げまし

た。で、お話を聞いてみますと町には12,000の人口が必要だと、それを達成するためにはより上の目標を立ててやるのが挑戦しないと達成できないとおっしゃられた。それが民間感覚だとおっしゃった。10年後、あのこれ期間が入っていないもんですから私が勝手に10年後としましたけれども、10年後にじゃあ15,000にしようすると今9,000、10,000弱切っているんですけど、1年間に500人以上は増やしていかなきゃいかんと、そのためにはですね自然減とそれから社会減がありますのでその辺を勘案するとですね、増加分は900人となるんですよ。でそれはとても無理だと。これが民間感覚だと放漫経営だと言わざるを得ない。こんなことじゃですね銀行も金を貸してくれませんよ。もっと堅実な確保の方がいいんじゃないかなというふうに思うんですね。それからまた人口減少が低迷やそれから低迷しているんだと停滞しているんだとおっしゃるんだけど、他の市町村から見るとですね飯島町頑張っているね、すごいね、いろいろやってるじゃないのとかよく言われるんですよ。で、人口減少とかね商業環境の悪化、衰退っていうのかな、そう辺はいわゆるその現象であって、町が低迷したり停滞しているわけじゃない、と私は思っているんです。もしですね停滞・低迷があるとすればそれは町民の中であって、無関心な住民、それから町長や行政が何かやってくれるわと、任せときゃいいやっていうそういう依存心の蔓延、それが停滞しているんじゃないかと、そのことによって起きているんじゃないかと。現実には日本の人口はどんどん減っていきます。各市町村が奪い合いになってきますので、よほどの優遇措置をしない限り人口増は難しいと。町のですね基本計画第5次総合計画では、5年後に10,500をですね目指しておったんですけども、今回後期の見直し策定に当たってですね、その辺も見直しをして9,500ということに修正をいたしました。基本構想審議会ですら約1年間審議の結果、その結論を出したところでございます。まあこれは高坂町長在任中の諮問事項であるということからですね、11月13日に答申が出され、11月26日に議決がされたということで、それは下平町長もご存じかというふうに思います。下平町長の掲げる人口目標15,000、まあこれは大きな目標を達成するためのご自身のものだというようなこともおっしゃっておられましたけれども、これとは大きくかけ離れていると、でこの辺の数字と基本構想審議会が出したですね第5次総合計画の9,500とこれだいぶ乖離があると、この辺の位置付け、整合性っていうのをどんなふうにお考えかお尋ねをいたします。

町 長

この人口目標15,000というのは皆が興味深い数字かなと、質問するには手ごろな話題かなというふうに思っておりますので、ここはしっかりご理解をいただかなければならないと思っています。ご質問いただきましてありがとうございます。人口減少の大波の中で地方が人口を増やし元気に自立することに、このように求めているのは国の地方版総合戦略の指針であります。これは地域特性を生かし官と民の知恵と行動を結集させた住民力が試される施策で、これにより地域間格差が生ずると予想しています。従って私たちはこれに真剣に対応すべく、みんなの意欲が湧く施策で人口目標を立て、経済の活性化を図り定住促進を進めなければならないと思っています。飯島町の人口は現在約9,800です。5年後の2020年に約8,600人、15年後には2030年に7,400人、2040年には6,200人と推計されています。人口に関する各種の要素を国のスーパーコンピュータで演算したものと推察されます。町の基本構想では人口目標は2020年に9,500人だということは承知しております。人口問題研究所の推計値である8,60

0人より約1,000人プラスされた数値です。私は第5次総合計画や飯島町総合戦略等の基本構想は飯島町議会の議決でもあり、引き続いて尊重しなければならないと考えています。これを受け基本施策実現に向けた行政運営を行うことに異を唱えるものではありません。従って現状を分析してそれを積み上げた予測値から算出された人口目標9,500については相応の根拠があると思っています。公式の目標値として尊重したいと考えています。しかし通常目標値というのはいろいろな角度からの見方や進行段階で異なり、それぞれにいろいろな意味合いや期待が含まれていることはご承知のことと思います。例えば人口目標10,000人という数値も私の胸の内にはあります。この数値を割ってしまったことで飯島町が特に消滅の危険性が高い自治体とされた基準値であることから、消滅可能性の汚名を晴らすための観点から死守しなければならない数値目標だと胸に秘めています。次に人口目標12,000人という数値も私の胸の内にはあります。町民は町で買い物をするお店が少なくなって寂しいと思っています。飯島町に新たなスーパーマーケットが出店して、賑わいや楽しみが甦るためには人口12,000人規模の経済力が必要なのではと私は考えています。せめてここまでの人口規模と経済力がなければ町としての機能や魅力が薄れてしまいます。多くの町民の不満を解消し、期待に応えようとする気持ちからは目標にしたい数値だと考えています。民間経営感覚ではこの数値目標を達成するためにさらに困難が伴う15,000を目標に掲げることは、私自らが奮い立ち能力を全開して目標を達成する手法の1つと心得ています。これにより私の固定観念を打開する知恵や発想が生まれ、それを実行するための必死の行動を引き出せることができると思っています。人口目標15,000は私のビジョンであり私の心意気なのであります。それに基づいて政策公約を各種掲げてあります。以上です。

久保島議員

はい、町長のご自身のスタンスを高めるための目標だということで理解をさせていただきました。確かに12,000あればですねスーパーは出てくるだろうというふうには思いますが、なかなか厳しい状況にあるだろうというふうに思います。ただですね、やっぱりその、そのために政策をいろいろ打っていくのはいいんですが、それが負担になっていってはいかなんというのを懸念するわけなんですね。あまり背伸びをすると足元を掬われかねないというのが現状でございます。福島原発の事故でですね移住を余儀なくされている方でもですね、いつの日か戻りたいと考えている方が多くいらっしゃいます。故郷を捨てることができないわけですね。それは人情でしょう。飯島町はいくら災害が少ない、安心安全な町だとしてもですね、環境が良くて世界一のステージだと町長おっしゃいます。当然そうなんですが、まあ人は住み慣れた地域をですねなかなか捨てられない。これを踏切るには相当な全国有数な優遇措置が必要だと、ハード・ソフトに亘るですね全国に類を見ないようなものが、手厚いものが必要だろうと。そこまでしてね、人口を増やす必要があるのかと私は思っているんですね。まあ農地付き住宅、これは私は非常にいいなというふうに思っていて、ちょっと農地法の関係でハードルは高いわけですが、構造改革特区なんか取ってですねやっていく必要があるだろうと、しかしこれは何百人も町民を呼んでくるというふうなことではない、まあイメージアップとかですね何件かあるだろうという程度だろうと。これで大幅な人口は望めない。町長はですね選挙中のリーフレットの中で見開きのページですね、一番全部開いたところにはですね人口15,000を掲げて、一歩折ったところにはですねこう書かれているんですね。先ほどちょっとお話ありま

した。「わが飯島町も25年後の人口は6,200人と推計されていて、人口減少の大波から逃れることはできません。しかし人口が減少しても元気な町をつくることは可能です」と記されているんです。私はこれは、これが、飯島の道だろうなというふうに思うんですね。同感しています。できる限りもちろん努力する、町民総力でですね定住促進を図っていく。できるだけ急激なダウンはしないように緩やかに下降していくということの方が賢明だろうと思っています。町長このリーフレットの中でですね、中面は15,000、折り返しは6,200でも元気な町が出来ますと、これはちょっと自己矛盾していませんか？ それはもちろん先ほどのさわやかな答弁によってですね、そんなことがないよとおっしゃるかもしれませんが、その辺の真意を、その整合性をお伺いしたい。

町 長

人口減少の大波の中で地方が人口を増やし、元気に自立するように求めているのは国の地方版総合戦略の指針であります。先程申しましたように人口目標15,000は私の心を奮い立たせるビジョンであり、私の心意気なのであります。これがあるからこそアルプスのお花畑プロジェクトによる観光開発や生活安心空間プロジェクトによる農地付き住宅構想へと発想が広がったのでございます。二宮尊徳は遠くを図るものは栄え、近くを図るものは貧すると教えています。地方創生に向けて町民からの絶大なる協力をいただかなければならない時に、町長がこんなセリフ、現在の人口9,800人です。今から人口目標9,500人を目指しますと宣言したとき、地域住民からはどのような知恵が生まれ、どのような自主的な行動が起きるのでしょうか。多くの住民の知恵と行動を駆り立てる目標を説明し設定することは政治家の心得として必要な人心掌握術と考えています。従って私が掲げた数値で大切なことは数値設定そのものが重要ではなく、常に飯島町民の底力を信じ、飯島町はもっと良い町になる、飯島町は必ず甦るという可能性を伝え、将来に希望や夢を与えて行政とともに知恵を出し行動することを喚起することが目的なのであります。そして消滅可能性の汚名を必ず晴らすところに民意を結集させることが重要だと考えています。

久保島議員

はい、数値目標等はですねいわゆる最終目的ではないんだと、住民の心を喚起するためのものなんだということでございますけれども、それはですねやっぱり確実な堅実な運営ということが求められている中でですね、あまりにも膨大な数値と、目標と現実とがですね差があるということになると戸惑ってしまっているというところが現実だろうというふうに思うんですね。それはですねデータや裏付けのない数字っていうのは目標っていうのは決してそれは民間感覚だとは言えないでしょうし、町長よく民間感覚・民間感覚っておっしゃいますけれども、いつまでも民間感覚を言ってもらっちゃ困るので、それと同じように馬刺し屋のおやじですという発言ももう控えてもらいたいなというふうに思うんですが、民間ではなくてですね行政感覚としてこの数字はきちっと押さえてもらって、それに対して進んでもらいたいというのが私の希望するところです。時間も押してまいりましたので次にまいりたいと思います。

公約やですね施政方針演説の中で飯島営業部の話が出てまいりました。また世界に股をかけてですね活躍されてきた下平町長らしいネーミングと着想ということで期待感が膨らみます。私もできることがあればお手伝いをしたいというふうに思っています。そこで詳しくちょっとお尋ねしたいんですが、この組織っていうのは行政の内部に置かれる、例えば総務課とか住民福祉課とかいったような、と同じような立場なのか、またはその私の

イメージからするとですね、営業活動を行うために設置している「まちづくりセンターいいじま」これと同じようなものなのかなあと、町から事業委託を受けて行政の外郭団体というような形で組織するのかなと。またはですね観光協会のように全く別途の組織、町からわざわざですけども補助金を出してその中で町民が会員となって会費をとりながら町民自ら営業部を運営していくんだということになるのか。まあその辺がちょっともう少し詳しくお聞かせいただけたらなあというふうに思っています。またこれができた場合ですね、まちづくりセンターいいじまや観光協会はどのように扱うのか、関係の指定はどうか、それから構成メンバーですねこれはどんなふうな構成メンバーになるのか。町長はどんなお立場になるのか。その辺も含めてお考えを今の段階で結構ですのでお考えをお伺いしたい。

町 長

飯島町営業部について、これも私の今回の町長選での売りのテーマです。具体的な進行はまだしっかりと担当の方々と膝詰めでお話ししていませんので、しっかりした形はまだ見えてきておりませんが、私の構想の中でですねお話をさせていただきますと、これは飯島町役場の庁舎内の組織ではなく外郭団体として位置付けたいなあという希望を持っています。というのは町民がそこに参加しやすく、何かプロジェクト、プロジェクトごとにそれによくなる町民の皆さんのアイデアを募集しようと思いますので、プロジェクトごとに各部門ができてくると思います。そこへそのプロジェクトを実現するために行政として何ができるか、どんな予算があるのか、どういう法律があるのかと、そういったことを役場からお出まし願って担当者に、そこで町民の皆さんとその戦略を立てていくと、こういう感覚であります。まあ具体的にどういう形になっていくかは担当の課長さん職員の皆さんとお話して、一番いい形にしたいということでございます。今ある「まちづくりセンター」とは別の仕事にしたいし、聞くところによるとですね役場の職員の皆さんも、こういう「すぐやる課」とかですね「特命課」みたいなことをやっぱし住民の希望に則応えるような形のものが前々から考えていたということをおのちらちらと聞いております。ですからそんなことが実現できたらいいなと、この飯島町営業部に庁内からも期待されているところでございます。

久保島議員

はい、今の段階ではね、しっかりできていないということで、構成メンバーについてもそういうことだろうと思います。ただその町長おっしゃるように、各プロジェクトごとに町民の皆さんが参加して、俺がなんかできるものはないかということで参加できるということになればですね、これはひとつ大きな転がりができるだろうというふうに期待をするところです。でその先ほどもちょっとおっしゃっておられた営業部でどんな事業があるかなということの中で、たぶん私のちょっと勘違いだったらお許しいただきたいんですが、アルプスのそのお花畑、これもその一環かなというふうに思っておったんですが、まあ、田舎暮らしランキング日本一という中の1つかなとも思いますが、これもどんなような形で進めるのかなあというふうに、ちょっと町長が具体的にお考えでしたらちょっとお聞かせいただきたいんですが、例えば、各地区ごとのその活動に対して球根なり補助金なり出して、お花畑を町内にいっぱい作ってもらおうというふうなことなのか、それともどこかある一定の地域をですね、まあドーンとやらないと多分観光客は来ないと思いますので、そこに大きなものを作って、そしてそこに例えば露店だとか町内の特産品だとかそれを販売するような市ですね、それを作ったようなそんなようなことを考えているのかですね、

先ず手始めにということですので、これはもう早急に始めないと花がちょっとね間に合わないといけないので今年やるのかどうかわかりませんが、この辺も含めて飯島町の営業部はどんな事業ということを町長は今このイメージの中でおありなのか伺いたいと思います。

町 長

もちろんそのアルプスのお花畑も飯島町営業部のプロジェクトに入ると思います。アルプスのお花畑は1カ所に限定するという方法もあります。また各地区に点在するという方法もあります。それは柔軟に対応していきたいと思っております。今お話があるのは田切地区とか飯島地区でやっぱしあの適した田んぼをまとめるということが先ず基本ですから、そこら辺がまずは根拠になるかと思います。そして何よりもこれは人手が必要な話ですから、今回の選挙に私の話を聞いて、「よし私も参加するよ」「私も球根を植えに行くからね」という方々が力強い方々がいっぱいおられるんで、そういう方々の力をいただければこれは早急にできる話かなというふうに思っています。組織を作ること大事だと思っています。しかし私が参考にしてきた東洋一のチューリップ畑、これはもう感動もんでしたんですけども、そういう先進地がありますので、やっぱりそこでしっかり研究して、その中で飯島町に一番適したこの方法がいいということを狙っていききたいと思います。早急にやるということはもちろん使命ですけども、早急にやって事を仕損じてはいけませんのでしっかり研究すべきは研究したいと思っています。その他、格安住宅農地付きというようなプロジェクトや、その他その6次産業で「私こんなものをやっているよ」、「こんなものをできるんだけど」、「これ商売に何とかならない」、「売る方法なんかないですか」、そういう女性やお年寄りの知恵も生かした販売戦略等もその場で考えていきたいなというふうに思っています。

久保島議員

はい、時間もなくなってまいりました。最後の質問にまいりたいと思います。町長はですね町民の鼓舞をするために国県に頼らず、住民の飯島町の自己資金を自己財源を作るために町民一体となって頑張らなきゃだめだというふうにおっしゃられましたが、それがストレートにですね方々に伝わっていません。「国県に頼らず」だけが一人歩きしちゃってるんですね。どうぞどうぞお好きにやってくださいと。これだとちょっと困るわけですよ。飯島町は今まで公民館関係で43件14億もの金を引き出してきているという実績もごございます。これはやっぱり国県の助けを得て国会議員・県会議員の助けを得てここまできているわけですね。国県に頼らずというのは、これは町長の話の中ではですね、せっかく国県の支援があっても住民の意識がないと生かせないよ、という話がございました。そういうことをですねもう一度ここでご確認いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町 長

私が選挙中に町民の皆さんに一貫してお話したことは次のようなことです。消滅可能性自治体に指摘された今日、地方創生は重要課題だと。人口が減少し地方交付税も毎年減額され続け、町には停滞感が漂っている。この難局にあたって今までのように国や県、行政や他人にすべてを任せているだけでは、飯島町の活力や将来性を取り戻すことはできない。飯島町の活力や将来性は民間感覚と行政感覚を融合させて、町民の総力を挙げて知恵を出し行動して町民自らが作り出すものだ。飯島町に活気を取り戻し地域経済を活性化すれば自主財源も確保できる。この自主財源というのは国や県に頼らない町民税のことでございます。こういう内容のお話を常にさせていただきました。重要な点は国や県に頼らずという部分ではなく、町民の知恵と行動を結集するという部分なのであります。自主財源が確

保できるような地方創生戦略を実現し、地方が自立することは国や県も望んでいるところと理解しております。ですから問題にされた私の話の内容とは脈絡がぜんぜん違います。選挙中の演説やミニ集会などの発言についてその場の話の流れや前後の文脈を考慮せず、部分的な言葉や言葉尻だけをとらえ、あるいは繋ぎ合わせや主観的な要約を参考にされることはいかがなものかと考えます。国や県に頼らず自主財源で飯島町を運営するなどとは飯島町が逆立ちしても不可能なことで、到底一般常識では考えられないことであります。この種の流言飛語やうわさは選挙中にも伝わってきましたが、戦いが過熱したネガティブキャンペーンや誹謗中傷の類として私たちは紳士的に看過してまいりました。しかし選挙が終わった今でもこのような一般常識では考えられない揶揄が恣意的に歪曲されて、まことしやかに県会や国会議員に持ち込まれているとしたら、私のみならず新しいスタートを切った飯島町のイメージをも失墜させる背任的違和感を覚えざるを得ません。厳粛な飯島町町議会の一般質問に上程される限り、一方の主張に利する思いだけではなく、3, 500というもう一方の町民の良識はどのように受け止めているかも精査した上で公にしたいと願うものであります。従って私の身に覚えのない流言飛語や揶揄の類について厳粛な議場において誠心誠意の答弁をしなければならないのか甚だ疑問に思います。人脈もあり交友関係も広い実力者であります久保島議員が、もしそのような曲解が飛び交う場面に居ることがありましたら、ぜひとも私の意のあるところをお伝えしたいとお願い申し上げます。私は議会冒頭に所信表明を正式に行っています。これは公約の根幹をなすもので、いささかも町民に話した内容と異なるものではありません。できれば議事録に残されているこの所信表明を基準にしてご意見をいただきたいと願うものであります。以上です。

久保島議員

終わります。

議 長
10番
坂本議員

10番 坂本紀子 議員。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。町長にお聞きしたいことはたくさんあるわけですが、今回は観光と人事に関してお尋ねしたいと思います。先ず初めに町の観光とそれに係る環境や施設の維持管理について順を追ってお聞きしていきたいと思います。町長は海外、特にモンゴル国や国内あちらこちらに行かれた経験や滞在された経験を持っておられるので、そこを踏まえた中で今までの飯島町の観光の取り組み方をどう評価しているのかお聞きしたいと思います。良いところ、できていないところはこういったことなのかお答えいただければと思います。率直な町長ご自身の思いをお尋ねしたいと思います。

町 長

続きまして坂本紀子議員のご質問に答えてまいります。飯島町の観光振興は町や観光協会、また住民の皆さんの独自の活動などによりまして様々な観光振興が図られてきました。そのことは評価しております。町内各所に植えられている桜、コスモス畑など、取り組みはそれぞれ長年に亘ってイベント等が開催され、「花の町いいじま」として多くの観光客にお越し頂いております。しかし全国的な知名度不足や町産品の販売等につながった取り組みができず物足りなさを感じております。2つの雄大なアルプスを背景に手の届くところにある里山、この間に広がる詩情豊かな田園風景は自信を持って誇ることができる世界一のステージだと、私は町民の皆さんに自信を持っていただきたいというお話をしました。

ステージといえば、人が集まるステージといえばイタリアやミラノのスカラ座、フランス・パリのオペラ座など有名どころがあります。人を集めるだけでもディズニーランド、大阪USJ、こういったものがあります。しかしこれらのステージは金を積みばだれでもどこでもできることなんです。私たちが持っているこのステージは神様がお造りになった、いくら金を積んだってこんな素晴らしいアルプス景観の場所は世界にたった1つ、だと思っています。おい下平そうは言うけれども本場のヨーロッパのアルプスはどうなんだと、最高峰モンブラン4,810メートルあるじゃねえかと、こっちは3,000メートルだ、これで負けだ。そこで負けたら営業部は終わりなんです。飯島町は3,000メートル級が西と東に両方にある、足せば6,000メートルではないかと。こういう営業をしたい。ですから2つのアルプスがあるなんて一のは飯島町の世界に誇るステージであるという認識であります。この世界一のステージが今まで観光資源として売り出されていなかったということが一番の弱点かなあ、問題かなあ、これからの可能性かなあというふうに考えております。そこのステージでやはり何かを演出し、何かをプロデュースし、住民が事を起こすということが一番大切なことではないかなというふうに思っています。そのためにまず第一歩として皆様が参加しやすいアルプスのお花畑や、それに延長して安心空間を都市の方々に売り出す農地付き格安住宅のクライנגアルテン等々もそれからの発想から生まれてくるものだと思います。これを観光の拠点にしていけたらなあというふうに考えています。

坂本議員

はい、率直な町長のご意見が伺えました。確かにこの2つのアルプスはここにしかない、この伊那谷の飯島町、それからまあ駒ヶ根もこれを、言い方は変えていますけれども考えておりますが、この景観だということでございまして、それはここにしかないもので、これをプロデュースし住民が事を起こすことが大切だというお話を伺いました。またこれがこのあと細かい政策の中で活かされていくと思っておりますが、次に1の2としてですね、これからの質問は後期基本計画の今後の5年間をどのようにしていくか、その中での質問となります。今年度、紅葉園を取得したわけですが、新しい価値観と長期的で発展的な考えの下に、美しい2つのアルプスが見える場所、静かな空間を持つ湖がある千人塚が飯島町の顔となるように、町とそれから町民共々に強く望み質問を行いたいと思います。千人塚公園、坊主平、与田切公園、与田切公園から坊主平に至る与田切川沿いのリバーサイド計画、アグリネーチャーいいじまの周辺、道の駅花の里いいじまを中心とする周辺の商店との関係など、全体を捉えた中での観光のあり方や施設の維持管理など、委員会、何かそういうチームを作って計画的に進めてはどうかということを提案いたします。観光のあり方の例として申し上げます。現在も秋のコスモス祭りにドッキングしたJR主催の日帰りウォーキングがあります。それをですね冬も春も夏も企画を広げてはどうかということでございます。そのためには現在、城ヶ池から坊主平まで下って行く山道があるわけですが、それは七久保区とともに地域づくり委員会のみんなで修理をして直したところですが、それから数年経ちまして危険なところがあるところがあります。その早急な整備が必要と思われます。もう1つのことは紅葉園の宿泊施設を整備し、地元産の野菜、米、蕎麦、大豆、栗、などを使ったヘルシーな食事で滞在コース、それからマレットゴルフは地元の方たちが大いに利用されているものですが、もっと外に向かってPRをし、テニスコートが千人塚、与田切公園などにもありますし、50メートルプールがあります。それ

らを使ってスポーツ滞在型コース、それから緑風荘やその奥の使われていない別荘を借り受けて低料金での長期滞在コース、これは都心の方から夏の間1カ月ほど使える家はないのかと問い合わせがありましたし、現在別荘を借りて低料金で宿泊ということをやっている方もいます。PRによってはさらに利用が増える可能性があると思われます。また坊主平にトイレが完備され、与田切公園、千人塚公園ともにキャンプ場としての利活用が広がってきました。今後の取り組みを積極的にしてほしいものです。ゴミは利用者が持つて帰ることをマナーの中に入れるか、ゴミ処分代としていくらかいただくかは今後の検討課題だと思っております。与田切公園の野外ステージですが町内の方よりも町外の方たちの方が利用が少ないことをもったいないと言われます。今年の夏、町外の方の企画で全国のカントリーウエスタンの方々が集まり野外ステージを使いコンサートが開かれました。これらも外に向かってもっとPRするべきです。以上、例をもって提案しましたが、現在の産業振興課やまちづくりセンター飯島の中だけでは今までやってきたことをやるだけで精いっぱいです。町長が公約に掲げた飯島町営業部の仕事内容とは少し違うところもあるかもしれませんが、そういった自由な発想と積極的な動ける集団が必要だと思います。このメンバーは職員だけでなく町民も入り一緒にやっていく、そんな感じがよいのではと思うのですが町長のお考えはいかがなものでしょうか。

町 長

あの後段の分は私もそのように考えています。まだ現状について担当課長の方からお話を説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

産業振興課長

それではいくつか提案をいただきました。現在の考え方、経過の一部をご説明申し上げたいと思います。なおあのご指摘をいただきました遊歩道の危険箇所については、早急に点検しまして対応させていただきたいと思います。与田切公園、特に与田切溪谷を中心として千人塚から坊主平を経て与田切公園の間、こちらにつきましては町の大きな観光資源の1つとして捉えております。特にあの坊主平から与田切公園までの与田切川沿線につきましては、与田切ネットワークの皆さん、それから植栽ボランティアの皆さんによりましてここ数年かなり整備をされてきております。特にみじも10年を経過しまして成長してきました、桜の季節には桜、秋にはみじの紅葉ということで雄大なアルプスをバックに他の風景では見られないような絶景となっておりまして、今後大きな観光地となることを期待しているところであります。現在この中央アルプスですけれども国定公園化が検討されております。また中央アルプスジオパーク構想ということで、この中央アルプスを活用した観光を広域的に考えていきたいという研究も進められているところであります。町としましてもこのエリアにつきましては計画的に進めていく予定でありますので、議員の提案のありました内容につきましても今後検討してまいりたいと思います。特にあのプロジェクトによって重点的に進めていくものにつきましては、町長からもありましたように、営業部でプロデュースしながら実施してまいりたいと思います。具体的にはあの平成28年度中に策定いたします飯島町観光基本計画、この中で具体的な内容につきまして計画させていただくとともに、ご提案のありました組織を設置しての内容についても、どのような形が最もよいのかその中で検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

坂本議員

はい、平成28年度中に観光基本計画の中で、今言われた私が提案されたことを具体的に、全部ではないと思いますがやっていくということでございました。先ほどはま

ああの振興課長の方からは言われました坊主平までの山道なんですけれども、それはあの早急に見ていただいて整備をしていただきたいと思います。それ以外の点については現在もあの振興、いろいろなまああのテーマを言いましたけれども、進んでいるところもありますので、それをですねもう少しあの具体的にあの一步も二歩も進める形で観光基本計画の中で具体化していただきたいと思います。

それでは1－3になりました。先ほどあの観光の中で提案したメニューを進めていただくとことになりましたが、環境や施設などの維持管理を早急にやらなければならないことをいくつか指摘しておきたいと思います。これはひとつひとつお答えをいただきたいと思います。先ず最初の紅葉園の運営の方法なんですけれども、取得した紅葉園の運営をどういうふうにやっていくのかというところはまだ未定のところでございます。町が主体となってやっていくのか、それとも他の方をお願いするのか、どなたか現在手を挙げていらっしゃる方があるのか、今後の予定をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

紅葉園の利活用の関係でございますけれども、現在数件の活用の希望をいただいております調整中でございます。最終的には公募というような形になるかもしれませんけれども、本年度中に運営方法につきまして結論を出していきたいと考えております。

坂本議員

紅葉園に関してはまあ過去にいろいろありましたが、これで町のものとなりまして紅葉園だけでなく与田切川関係、千人塚関係全体の中であの力を入れていく形となって良い形で進んでいただきたいと思いますので、是非あのこれもできましたら公募で公平な形の中で業者を選定して、なおかつ町がどういう形の中で関わって、観光という中で紅葉園を盛り立てていかれるようになるのか考えていただきたいと思います。平成26年9月議会の一般質問で、桜の管理について私は質問しております。あれから一向に進展がありません。城ヶ池の老木化したソメイヨシノは樹命60年を過ぎ、すでに80年ぐらいになっており、テングス病がまん延していて手の施しようがありません。今年12月に入りまして見たところ茎の回りが真っ白になっております。現在、公園入口付近の桜の下にアジサイが植えられていて、これらはですね手入れが楽なこともあり、水辺であり、あのその環境に合ったようで大きくなって育っております。桜に関しては開花期間は15日くらいで観光資源としてこのまま桜にこだわっていくのか、それとも全く別の植物にするのか、早急に考えるときがきていると思います。桜の再生は樹木医の方に聞きましたところ、木を抜いて植わっていない場所の土を入れ替え、堆肥を入れて病気に強い品種を植えるということだそうです。多額の費用がこれは掛かります。私は桜でなくてもこのまま様々のアジサイを増やすとか、アヤメ、菖蒲、ツツジなどもその周りに植えるという手立てもあると思います。10年先、20年先の手入れと費用と人材を考え、このことについて住民アンケートを取り、早急にみんなで考えるべきだと思います。もう1つ桜についてですが、与田切公園の八重桜も木々が重なり間伐をすればという意見も数年前から出ていますが手立てをされてきておりません。切られる桜にとってはかわいそうなことですが、病気を抑え健康に育っていくためにも間伐が私は必要ではないかと思います。これは樹木医の方も同意見でした。この2点について今後の方向についてお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

桜の手入れの件でございます。千人塚の桜につきましては80年を経過しましてかなり老木化しております。地衣類が繁茂しまして樹勢も弱まっておりまして、以前10年ほど前になりますけれども粗皮削り機という機械によりまして、地衣類を除去して一時は樹勢

が回復しました。また施肥等も行いまして地域の皆さんで管理をしていくという体制がとれていたところでありますけれども、若干その組織も現在低迷しておりまして、なかなか千人塚の桜が管理できない状況であります。こちらにつきましてももう一度地域の皆さんと一緒に考えながら樹勢の回復、あるいは他の樹種に転換していくということも含めて検討してまいりたいと思います。与田切公園の桜でございますけれども、こちら昭和60年代、50年後半に植えられまして30年を経過しております。こちら10年前に間伐を施しましてソメイヨシノの方の桜につきましては今大変見頃になっているかと思ひます。ただ八重桜につきましては桜の木の特性もございまして虫が入りやすいということもありまして弱っている木もありますので、こちらの方も適正に管理をするように取り組んでまいりたいと思います。

坂本議員

千人塚の城ヶ池のソメイヨシノに関しては、もう数年来からあの住民の中でも桜が咲くシーズンになるとやはりあの七久保地区の方からは皆さま心配していろいろな意見が寄せられております。それでまあ桜かそうでないかっていうことは非常にあの植えられた方たちの気持ちもあり、また桜で馴染んできたなんていうか町全体の雰囲気っていうかそれに関しても違った方向になるということでございますので、まあ樹種を替えるということに関してはまああの本当にあのまあ住民アンケートなどを取ってですね、皆様の意見を聞いて、まあそれがこれからのその全体の観光のあり方とも結び付いていくかと思ひますので、よくよく検討をしてそこら辺の方向性を決めていただきたいと思います。

それではその次ですが、与田切公園のプールについては平成25年9月議会で同僚議員から質問があり、浄化設備、配管の腐食の修繕費として、その時の答弁では4,500から5,000万掛かるということと、スライダーの修理においては10,000,000円掛かるという答弁でした。そしてそれをあのまあ浄化設備は少額ながらその部署部署で対応していくということでしたけれども、現在50メートルプールというのはあまり地方には無く、この利用者というのは他県からの学生たちの合宿などで、天気の良い年などは400人ほどの利用者があるようです。で、スライダーはですねまあ危険だということでここにスライダーはあるのですが、子どもたちは滑りたいんですが、どうしてもそれが使えないということでまあプールの中で遊んでいるという状況でございます。でもしこれがあの本当に考えて使えないということであれば私は撤去した方がいいのでは、景観上まあ撤去したほうがいいのかと思ひますが、撤去費用が多額であるということでしたらその費用をプールの配管整備にお金を使った方が良くと思ひますけれども、これからのプールに関する整備のあり方はどのように考えているかお答え願ひたいと思ひます。

産業振興課長

与田切公園プールにつきましては設置後30年以上を経過しております。当初はまあ60,000人以上が訪れていただく非常に与田切公園の目玉としてプールが栄えてきたわけですが、まあ経年劣化によりまして、近隣のプールもそうですけれども、費用対効果の面から閉鎖するプールが増えてきております。与田切公園は何とかまあ設備を維持しながら頑張っておりますけれども、やはりあの浄化槽を中心に非常に劣化が激しく、今後の改修費等をやはり見積りますと非常に多額の金額が掛かるということで、現在、実施計画の中では修繕の方向で計画をしておりますけれども、あのまあ与田切公園としてはあの町の重要な観光資源でございますので、こちらにつきましても観光基本計画の中でプールの位置付けについてきちんと計画をしてまいりたいと思ひますので願ひします。

坂本議員

はい、実施計画の中で修繕の方向性を決めていくということですが、まあお金のない財源の中なので、何かですねあの国や県の補助金なんかで良い予算付けができるものがあつたらぜひ研究をされて、この修繕の費用に充てられることをあの望みます。まあ駒ヶ根市でもプールは廃止になりましたし、本当にあの過去においてはたくさんの人たちが楽しんだプールがだんだんあのまあ屋根のないプールですね、そういうのがダメになってきているという感じでございますので、まあ飯島町の与田切公園のプールというのはやはり与田切公園があつてプールがあつて、またあの野外ステージというか広いキャンプ場があるという中でプールの位置付けなので、まあ閉鎖とかそういうふうな形にならないように修繕の方向で維持をしていっていただきたいと思います。

次に千人塚公園に登っていく道のことですけれども、まあ自家用車で行くには、とかあと小型のバスでしたら問題はないのですけれども、以前からあの今でいう大型観光バスというのはどういう方向から考えてもたどり着けないような道の形であります。がまあ私としてはそれをですねどこかの道を拡張して大型バスを乗り入れるようにするとかそういうことはあんまり望みたくないで、現在今ある、それを売りにしてですね静かで美しい環境とまあ静かな時間というのを売りにして、来た人たちに楽しんでもらいたいという方向の中で手立てを考えていただきたいのですけれども、この点については町としてはどの様に考えておられますか。

産業振興課長

千人塚のバスの乗り入れの関係ですけれども、千人塚公園につきましては先程の答弁でも申し上げましたように、与田切溪谷と合わせましてジオパーク構想ということで今研究が進められております。まあ重要な拠点でありますので、今後、県道の千人塚公園線の整備ですとか、あるいは町道の取り付け道路の改良等も研究してまいりますけれども、今、伊那谷の観光につきましては道路交通法の改正によりましてバスがなかなか来ていただけないという狭間というところになっております。まあこうした状況も考慮しながら、やはり先ほど議員さんの申されましたように、千人塚、非常に風光明媚で静かな観光地として多くの皆さんにお越しいただいておりますので、大型バスではなくて自家用車も含めまして、また今後整備が進められていきます与田切溪谷全体も合わせまして、できれば千人塚公園を経由しながら与田切溪谷を巡ることのできる循環バス、こういったシャトルバスですねそういった研究も進めてまいりたいと考えております。

坂本議員

はい、今、循環バスの研究をというお話でした。まあ一般のあの公共交通機関から行った場合に歩いて行くしか方法がないと思います。それからあとはタクシーを自分でお金を払って行くという感じになりますので、まあ低料金ということで何か行かれる手段ということもひとつ頭の中にいただいて、まあ循環バスという提案もありましたが、これがどういう形になるのかちょっと難しいかなと思いますけれども、あの買い物弱者対策、それから医療関係の循環バスという中の位置付けもありますので、そういう中でうまくあのアイデアの中でこの循環バスということがうまい具合にいけばいいかと思いますので、研究に力を尽くしていただきたいと思います。

次に与田切公園から坊主平までの川沿いの道にウッドチップを撒いて歩きやすく、住民の方から要望がありました。これについては平成26年12月議会でも同僚議員から意見が出ておりましたが、この時は公園内の小道にウッドチップを撒くということで話が終わってしまいました。しかしあの与田切公園から坊主平までのあの砂利道はまあ車が通る

わけですが、あそこがウォーキングコースとしては非常にあの環境も良く、いい感じになっておりますので、ぜひあのあそこにですねウッドチップを撒いてですね、砂利はまあ車はいいんですけども、歩く人にとってはちょっとあの歩みにくいというお話でしたので、まあ全部をすぐにやるというわけではなく、間伐材などが余っていますし、破砕機というのも町でも買いましたのでそれを使いましてですね、ウッドチップを徐々に蒔いていくようなことを考えていただきたいと思いますと思いますがどうでしょうか。

産業振興課長

与田切公園内のチップにつきましては河川管理者のご協力をいただきながら、流木のチップ化をして公園内の遊歩道に敷いた経過がございます。まあ流木の処理も現在与田切公園の河川内の流木の処理も現在検討されているところでありますけれども、そういったものを使いながら、また道路管理者の協力をいただきながら、できるだけ坊主平までの間の遊歩道につきまして周遊しやすい遊歩道として整備をしてまいりたいと思います。

坂本議員

はい、これはまあ流木を使うということでしたので、是非ですね河川管理の方たちと協力しまして、あの一気ではなくてもいいので区間区間ごと徐々に広げていった形としてやっていただきたいと思います。それではですねあともう一つあの、先ほどあの課長の方からお話がありました坊主平から与田切川、川沿いの間にですねモミジを植えて10年というお話でしたが10年になります。私もあのボランティア団体の中に協力して刈り払いとかには出ておりますけれども、あの植えているところがですね砂利場というかそういうところで、箕輪ダムにあるような要するに山土のあるところではないので、やっぱ生育状況が10年経ってもあまりいい状況ではないと思っております。あのまあ樹木医の方に聞きますと、ああいう乾燥しているまあ水分が保全されていない土地にモミジというのはちょっと厳しい状況だということで、やはり下はあの石ではなく土、黒土というか土がある方がモミジにとっては生育状況としては適していると言われてきました。のでまあこのままモミジ、モミジといってこだわって植えていくことではなく、もう少しですね他の川沿いの環境に合った樹木の種類にした方がよいのではないかと私は思います。今後のですね高齢化や人口減少を思うとですね、植えてその後手入れしていくというそちらの方が長い時間とまあ人手が掛かるわけですから、もう一度ですねあの植樹する木の種類を考えて、まあ樹木医の方もいらっしゃると思いますので選ぶことを考えてですね、あの別のものを植えつつもあの紅葉のきれいな川沿いの山にしていこうという方がよいのではないかと思います。そこら辺については考えておられますか。

産業振興課長

植栽につきましてはあの植栽ボランティアの皆さん協力をいただきながら、春も秋も楽しめる溪谷ということでモミジの植栽を進めてきたところでもありますけれども、まあご指摘のように悪条件の河原というところでもありますので、根付が悪かったわけでもありますけれども、最近まあようやく根付き始めたという状況であります。また以前はあの防護策が設置される前は鹿の食害がひどくてですね、それによって樹勢が弱まってしまったという経過もありましたけれども、最近はそのような食害もなくなりましたので順調に生育しているところだと思います。ただその他あの檜ですとか小檜を植えている与田切ネットワークの皆さんもいらっしゃいますし、またあの与田切溪谷というのは山桜が自生してですね春先は非常に美しいということがあります。まあ溪谷全体の植生を見ながら今後研究してまいりたいと思いますのでお願いいたします。

坂本議員

はい、いろいろと細かいことを申しましたけれども、是非ですねあの樹木医の方たちと、

まあ木に関しては樹木医というプロがおりますので、そういう中で桜にしてもモミジにしてもそれぞれ環境に合ったもので考えていっていただきたいと思います。

次に1－4ですけれども、平成26年6月議会の議会報の裏に傘山の魅力が、南駒里山クラブにより語られていました。その中でトイレをどうするかが問題提起されていました。町民の森や傘山、それから御嶽山は里山として気楽に登ったりハイキングをしたりできる場所ですけども、町内の人たちにもあまり知られていません。それでですね町内外にかかわらずPRをもっとしていただいてですね、この里山の魅力を発していただきたいと思います。とともにこの活用を広げるためにはトイレの問題をどうするかということが課題でございますので、トイレに関しては町としての考えはどのようなものを持っておられますでしょうか。

産業振興課長

傘山のトレッキングコースにつきましては、地元のボランティアの皆さんによりまして管理整備をしていただきまして、多くの方々にお越しいただいているところであります。またあの途中の町民の森は80年生の檜がまあ見事な林がございます。こちらの間伐を行いましてここ数年で見事な里山になってきております。まあジオパーク構想という先ほどの話でもありますし、その拠点となる里山ですので今後多くの方々に利用していただくように、現在林道辰巳ヶ沢線の整備も進めているところであります。これに合わせまして今ご指摘のありましたトイレにつきましても、町民の森を中心に整備をしてまいりたいと検討しております。

坂本議員

はい、ただいま林道辰巳ヶ沢周辺ともに整備をしていくというお話でしたので、その南駒里山クラブの方たちとともにですね、まあトイレの問題は現実にはハイキングに使ったり、里山に登ったりした人たちがよく分かってられることなので、良い位置に使いやすいものでまあそんなにお金のかからないものを作っていただきたいと思います。1－5に関しましてはお花畑の件を質問しましたがけれども、先ほどの久保島議員の中でまああのまだ具体的な構想が細くなっていないということでしたので、それは飛ばさせていただきます。

次に1－6です。公約の中であの体験型観光というようなことも町長は提案されていましてけれども、この体験型観光というのは観光としてやっていくのか、定住促進の中の一環の形の中でやっていくのか、そこら辺の具体的な政策をお持ちでしたらどのようなものかお尋ねしたいと思います。

町長

体験観光についての具体的にどのようなことかというご質問でございます。飯島町には大変魅力的な地域資源があります。それを体験観光として取り入れることはたくさんあるかなというふうに思っています。例えば農業についての体験観光なんですけれども、今、都会の方々の心の底には人間回帰とか田園回帰とかそういう地方の農業への憧れが存在するというふうに言われていますし、私も今までのNPOの活動の中からその思いはしっかりと受け止めております。農業を体験する田植えとか稲刈りとか、まあ果物の関係でもですねそういったものは魅力的な観光資源になると思います。それとかまたですねこの田舎暮らし、里山での田舎暮らしの文化を体験する。例えばお年寄りの知恵とか、ここで暮らす女性の知恵とか、食に関することなどですね、それとか藁細工みたいなこと具体的に言えば、そういったことも魅力的な体験観光になるかと思います。これは観光面でも重要なことなんですけれども、観光が盛んになれば人寄りがありますので、人が集まってきますと活気が出ます。活気が出ると大勢の方が更に集まって多くの人がこの地に訪れる、世界

一のステージに訪れる、その魅力を分かっていたいただければここへ住んでみようかなあという方々も、当然何もしないよりも多くの方が定住される可能性が高いということで、観光と定住促進は一連のものと考えております。以上です。

坂本議員

この体験型観光ですけれども、これは「いーら」という中で、最初の当時は「いーら」を発足する前に観光協会の人たちと何人かで、蕎麦打ちでいくらいただこうとか、お漬物をする場合にいくら体験観光料としていただこうとか、そういう議論をずいぶん前にしたことがあります。それ以降に「いーら」という組織ができて、その中で町内の、町内の方たちの中で「いーら」が回っていて、それがだんだんまあ町内外に広がっていった、まあ駒ヶ根市、中川村とか広がっていったわけですが、あのそれはあの以外と外からというよりも地域の中での体験経験みたいな感じでしたので、ぜひそのまあの都会の方たちはそういうまあこの体験型観光はもう結構昔から言われていることなんですけれども、それを飯島のベースに乗せていくということが今までがちょっとできていなかったんで、ぜひこの体験型観光をですねあの定住促進にもつなげる形の中で、それを取っ掛けとして飯島町に住んでみようかなという人を増やしていただきたいと思います。まあいろいろな細かな点をあのお尋ねしましたけれども、私はあの町の観光に係る基本的なスタンスとしては、現在ある施設の最大の利活用をして、まあ千人塚から与田切公園、またはその周辺を活性化してほしいと望むことです。これ以上ですねハードな建物を建て将来維持できなくなることがないように、またそれが財政負担になることがないように計画的な政策展開をしてほしいと思います。人工的に余り手の入っていないこの状態が都会の方たちや地元の方たちにとっても魅力ある所だと思うわけで、先ほどあの最初にお尋ねしましたあの観光に対する町長のお考えの中にもありますように、あのこの2つのアルプスをですね見えるこのロケーションの良い飯島町のこれと、田園風景というものを守りつつもあの環境に適応した植栽と手入れをしながら、この飯島の顔を作っていくということのあの考え方の中、それを基本にした観光振興をしていただきたいと思いますので、それをお願いしたいと思います。

次に時間がなくなりましたので、人事に関するあの基本的な考え方ということをお尋ねしたいと思います。町長は公約の中で「風通しの良い行政」と言われていますが、どういった点が風通しの悪いということだったのでしょうか。そこら辺の問題と、今後それを2-2とともに一緒に、まあ人事評価なのでまあこれはこの2-1についてお答えしていただければと思います。どういう点が問題で今後どうしていったらいいと思われるのかその点をお聞きしたいと思います。

町長

風通しのいい行政ということなんですけれども、行政はサービス産業だと心得ております。それで町民と役場職員との接触、やっぱりこの部分が、いつも気軽に会話ができて、意見交換できているということがタイムリーな持続的な行政サービスをするに必要な条件かなというふうに思っています。ですからこの職員と地域住民との交流を促進されるというそういう機会、例えばですね担当の会議が開かれます。町民の皆さんとご一緒にね。その時に担当課の責任者が行くだけではなくてですね、他の課のこれから有望な方々、係長さんやもっと若い人たち、こういう方々もですねその場へ出席する機会などを得て、いろいろな町民の方々とかいろいろな知識を勉強してもらいたいなあと、それが風通しの良くなる1つの最初の体験から始まるというふうに思っています。もう1つは、職場内の風通

しの良さという部分においてですね、やはり職員のスキル、法的なことでしょうかね、そういう技術的なスキルを個人的にレベルを上げるということは当然行政マンとして必要だと思います。その他にやはり人間との付き合いですから人間性も高めるということの勉強もしていただきたいなあというふうに思います。それは年を追ってそれ相応の感性、臨機応変の対応の仕方、そういったものを学んでいただきたいというふうに思っています。その上で、職場内がいつでも改善ができるという状態が望ましいかと思います。そして常に職場自体が成長すると、こういう環境を目指して進んでいきたいというふうに思っています。人事についてはこれは基本中の基本。適材適所。能力主義。だと思っています。しかし日本伝統の年功序列ということも時には「和をもって尊しとなす」という部分において必要な場面もあろうかと思います。それは柔軟に対応しなければならないというふうに思っています。いずれにしても職員が希望の持てる人事というものが活性化の源だというふうに考えています。

坂本議員

2-2までのまあ人事のことまでもあの提案しています課長級の人事のこととかに絡むこともお答えいただきました。あの2番目の質問の中にあります課長級の人事は最低でも3年は同じ課にいないとという質問をいたしましたけれども、これは過去にしました。現在ですね女性が2人、男性が7人と課長クラスでの状況でございます。女性の方も頑張って仕事をしてくておられます。で、課長という仕事はですね性別に関係なくやはり大変なことで私は思っておりますので、今、町長が言われましたようなまあ年功序列もあり、しかしまあ実力的な部分もありというあの難しいところもありますけれども、あの若くてもねまとめられるタイプもあるので、またあの専門だけをやっていたいという方もいらっしゃるので、ぜひあの上から一方的に行くことなく、職員の意見を聞いていただいて人事を決めていただきたいと思います。それとですねあの人事評価制度が導入されてここ数年経ちますけれども、あの課長が部下を評価するという、自分の課の部下を評価するということは、

議長
坂本議員

はい時間です。

じゃあ以上もう一度あの人事に関しての最後のあのよろしく願います。答弁をお願いします。

町長

議員がお話になられたその部分までそのように心掛けていきたいと思っています。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時15分とします。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子 議員

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。町長の所信表明に、町民と行政が一丸となってまちづくりを進めることが飯島町の未来を切り開く、今がその時であるとの熱い思いを感じたところです。2つの新しい風、民間からの風、行政からの風、どう吹いたら

一丸となれるのか考えていかなければならないと考えます。今回提案するのは、住民自らが予算編成に参加する仕組みを作ることについてであります。今まで予算編成は庁内で行われ議会議決が必要なため3月定例会に提案をされ審議をされています。予算の編成権は町長にあるので当然ではありますが、年間を通して住民要望、意見、苦情や困り事など各所管ごとに把握している内容がどこに反映されているのか。あるいは予算編成に生かされているかいないかは住民からは見えません。住民の声が見える形の予算編成はできないものかということです。予算の執行が住民生活に直接、間接的に影響していることにもっと行政も住民も目を向ける必要があるというふうに思います。私は住民の皆さんに予算編成に関心を持ってもらいたいと思っています。行政の目では見えないところに新しい風を生み出す芽があると感じています。住民自ら関わった事業の展開には関心も高まり、行政運営や地方自治について理解が高まるのではないのでしょうか。新年度の予算編成にあたって住民参加で予算編成を行うことが、町民に開かれた町政への入り口と考えています。予算編成の過程で予算案の概要を公開し、住民の意見を受けて新年度予算を策定するよう提案するものです。町長の見解をお聞きいたします。

町 長

三浦議員のご質問に答えていきます。予算編成にあたって町民の皆様のご意見を受けて予算を策定することが大切であるという考え方については、議員の考えとまったく同じように考えております。予算というそのものの前段として政策があります。政策は町民のやはり意見を尊重した中で政策が行われ、それについての予算が編成されていくと思います。ですから大元の段階で町民の皆様のご意見をうかがっているということは今までの過程の中でもあったと思います。またその他の町民の皆様の希望というのは2元代表制である町会議員の皆様が予算編成にも参加しておられますので、そういったところどころで意見を伺える機会があるのではないかなというふうに思っています。予算の概要を公開については技術的なこともありますし、スケジュール的なこともあるかと存じますので担当課より説明をさせていただきます。

企画政策課長

それではあの方からは現在の予算編成等の現状をご報告させていただいて、それぞれご理解をいただきたいと思います。あの今お話のございました予算編成の中での住民公開の件でございますけれど、まあいつの時点を捉えられているかというのはちょっとこちらでは分かりかねるんですが、町の方といたしましては議案を3月議会におきましてご審議いただくというこの形が新年度予算案というように考えております。まあこれはあの当然でご理解いただいていると思いますが、このことをご理解いただいた中で議員の方からご提案のいただきました件につきましては、例年予算案、これは2月中旬でございますが公表いたしまして、これを3月議会にご審議をいただいているという状況です。まああの公表後町民の皆様からご意見をいただきますと変更をかけまして、3月議会に上程するというのはちょっとまあ日程的な中では厳しい状況もございます。そんなような形で考えております。まああのこういう状況でございますので、町では一番基になっております基本計画、それからその次の実施計画の策定、これを計画的な行政運営に努めているところでございます。特に実施計画でございますけれど、毎年ローリングを行っております。これをこのローリング作業を行った中、策定公表をし、議員の皆様をはじめ町民の皆様にご意見をいただく場を設けているところでございます。あの予算編成には原則この実施計画に基づきまして編成作業に臨んでおるところでございますけれど、現在の形におきましては

実施計画策定前に、今年度につきましては後期の基本計画の関係、まあ予算も含めてになりますけれど、住民、まちづくり懇談会というような形で町民の皆さんのご意見をお聞きしたり、それから後期の基本計画以外、例年ですと懇談会、4区の懇談会等を実施をしております、まあそこであのご意見をいただいた中、後半に実施計画のローリング作業を行っております。でそのローリング作業を行ったものにつきましていろいろな意見を反映した中でものになりますが、それを基にした予算編成を行っているという状況でございますので、基本的には町民の皆さんの意見もこのまちづくり懇談会、それからそれぞれ多くの場面があります。その中でご意見等をお聞きした中で編成作業に入っておりますので、ある程度は予算反映に町民の意見がされているではないかというふうに考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

三浦議員

ただいま町側の考え方をお聞きしました。下伊那の阿智村では予算編成を住民参加で取り組んでおります。阿智村村長は平成16年12月定例会のあいさつで、平成17年度予算編成にあたっては編成の初段階で住民の皆さんや自治組織の意見を聴取したいと考えている。限られた財源の中、最も住民が望んでいる施策は何か、その施策に予算付けしていくこと。予算付けできない場合はなぜできないかを説明するなど、住民参加と編成過程の透明度をより増して行くことで一層住民主体の行政を進めていきたいと述べて、平成17年度予算編成から住民の声を優先した予算編成を行っています。地方自治の本旨に基づき住民を尊重しているからこそその発想であり、住民参加のまちづくりの指標となるべき、学ぶべき取り組みと私は受け止めております。町長の目指す2つの新しい風を生み出す手段として住民参加の予算編成は私は有効な方法と考えております。ただいま鎌倉課長よりお話ありましたけれども、従来の方法それは私が取り組み方間違いないと思いますし、今までもそれで十分予算編成はされ予算も執行されてきたと思います。しかし住民の皆さんに本当の意味で自分たちがこの飯島町の事業やこれからの予算編成に関心を持っていたいて進めていく、それこそ本当に住民と行政が一体となってこれからのまちづくりを考えていく上では、この阿智村の取り組み方というのは本当にあの素晴らしい取り組みかなと、これからを目指していく新しい展望の中で、住民の皆さんが町政に対して関心を持ってこれからの参加をしていただける大きな転換点というか、そういう方向に向けていけるのではないかなというふうに思っております。どの様な方法で具体的に阿智村で行われているかは私まだしっかりと学んだわけではありませんが、基本的な考え方としては本当にすばらしい考え方だというふうに思います。ご存じであるかないかは私今の段階では町長に対して町長のお考えを、その点でのあのお考えわかりませんが、私は是非そんなところを学んで今後に生かしていただきたいなあという思いで提案をいたしますので町長のご見解をお聞きしたいと思います。

町長

三浦議員がおっしゃった阿智村の例、誠に理想なことかなというふうに思います。やはり私と同じで理想は高いものがあるんですね。まあそれを実現するためにやはりどういう体制をとるのか、町の規模はどうなのか、今までどうやってきたのか、そういう歴史というものもやっぱそこには変革するには関わってくるのかと思います。まあ理想は理想として勉強するに値すると思っております。

三浦議員

町長の今後の是非研究検討を期待したいと思います。私は新年度予算編成にあたって現年度の前算の執行状況と事業の進ちょく状況を中間報告として公表するように提案をする

ものです。私たち町村議会議員は議員必携を議員の活動の指針として活用しております。その中に予算公開の原則という予算の仕組みについての解説があります。そこで述べられていることを紹介をしたいと思います。予算は住民のためのものであってその財源は住民の税金等によって賄われるものであるから、住民がその町村の予算を理解し納得しまた批判することが大事である。そこで予算はすべて公開して住民に知らさなければならないという原則である。そのために地方自治法は予算の要領を住民に公表しなければならない。これは地方自治法の219と規程をし、さらに普通地方公共団体の長は条例の定めによるところにより毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。これは地方自治法の243の3にありまして、財政状況の公表を義務付けておるところです。地方自治法を確認をしましたところまさにその通りの条文でありました。住民参加の予算編成を行うために、同時に現年度の予算の執行状況と事業の進ちょく状況を中間報告として住民に公表をし意見を求めるべきです。監査委員の定期監査の報告は監査委員の視点であり、住民の目線での評価ではないというふうに私は感じております。私も監査委員をさせていただいておりましたので、監査委員の見る目と議員の立場で住民の立場で事業そのものを評価する目とは違うんだというふうに思いながら監査もしておりましたので、住民の目線というのは監査委員の監査の目とは視点とは違ったものがあるというふうに感じております。このギャップを埋めるそのための行政の努力が私は住民のまちづくりへの関心を高めて、町長の望む他人任せではない町民自らが参画する町になるんじゃないかというふうに考えるものです。私は以前に議会に予算の中間報告をすべきだというふうに提案をしたこともありましたが、それは叶いませんでしたけれども、町長も新町長、下平町長となりまして、また新しい視点で町政を進めていかれるというふうに期待もしております。住民参加とともに一丸となって町政を進めていくという立場でおられるので、是非今年度の予算は執行状況や進ちょく状況、住民の皆さんに明らかにして住民の皆さんが事業に対してどのような意見を持たれるか、そのようなことも求めて来年度の新しい年度の予算を編成していくということは、非常に大事なことだというふうに思います。先ほどもあの実施計画をローリングして進めていると、でそのことについて住民の皆さんの意見ももらっているというふうに言われましたけれども、それではそれだけでは私は不十分だったんじゃないかなという気もしておりますし、モノを言える人が大きな声は出せても言えない人たちの声もすくい上げるにはいろんな方法もあると思いますが、様々な視点で予算を振り返り新しい年度につなげていくことは大事なことです。是非中間報告を公表していただきたいというふうに思っているところです。町長の見解をお聞きしたいと思います。

町 長

今までの予算編成についてもやはり基本的には民主主義のルールに則り、法律に則り、その過程が組み立てられてきていると思います。住民参加、非常に結構ですけれども民主主義においてはある一面合理的なルールというものもその時代の中で出来上がってきたことかと思えます。今、三浦議員がおっしゃったことをやればそれは更に民主的かもしれませんけれども、今までの行政を運営する中で今までの経験の中でこれが一番いいという今は状況ではないかなというふうに私は感じております。さらに詳しくは担当の課長さんより説明をいただきます。

企画政策課長

それではあの方からは現在の予算の状況の公表等につきまして、状況をご報告しな

がらまたご理解をいただきたいと思います。中間報告の関係につきましては議会の方には予算の執行状況、直接は現在行っておりません。ただあの先ほど議員の方からもお話いただきましたように、地方自治法それから条例に基づく中での財政事情の公表を5月と11月この2回行っております。という中での情報提供を行っているように思っております。またあの事業の進ちょく状況でございますけれど、まああの予算に基づく中での状況等について議会の全員協議会、またあの工事等それから委託の関係等入札・契約内容の公表につきましても情報提供に取り組んでおります。まああの先ほど定期監査のお話もございましたけれど、定期監査でご報告させていただいた内容がまさしく現実的には中間報告でございます。まあその中で監査をいただきまして9月の末の状況になるわけですが、その監査の状況の報告をいただき、これも公表をしているところでございます。まああのこの中間報告につきましては、議員先程も言われましたが、あの確か2年ほど前だったと思いますが、この中間報告をしてほしいという話もございました。その際にお答えをさせていただいておるわけでございますが、その際お答えしていただいた方向と現在も変わってはおりません。そのあの必要性につきましては議会の中でも議論をいただくというような形、また議員自らが議会へ提案していただけるということでお話をされましたので、議会の中でも議論が深まっているんじゃないかというように自分は思っております。まあそんな中で考えておりますので最終的にその結果が中間報告が必要ということになれば、状況によって対応も検討したいなというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

三浦議員

はいお答えはお聞きいたしました。今後の検討課題とし、また具体的な提案もできることがあればまた提案をさせていただきたいと思います。

次に使いやすく喜ばれる循環バスへということで質問をさせていただきます。町長の公約に「買い物弱者を救済する買い物バスの運行」があります。どのような構想を持っているのかをお聞きをしたいと思います。また交通弱者の交通手段として循環バスの運行は大切です。使いやすく喜ばれる循環バスの運行が望まれております。町長の考える循環バスのあり方についてお聞きをしたいと思います。

町 長

買い物弱者を救済するための循環バスについてのご質問でございます。ご存じの通り飯島町は高齢化社会が進んで高齢化率33%ということで、買い物難民と称される方々もおられます。そういう方々のご心配も伺っているところでございます。私が考えている買い物バスは、今ある循環バスをもっと活用できないかと。買い物にね、お店を伺えるようなコースができないのかなあと。そこへ乗っていただければ足のない買い物弱者のためには活用ができるんじゃないかなというふうに思っている循環バスの買い物利用への循環バスを考えています。もう1つは、その自分が移動することもできない、お家にいなければならないんだと、こういう環境でお暮らしの方のお年寄りもおられます。この方々にとっては買い物には行けませんので、今度はその難民を救うために移動購買車的なもの、商品をお届けするシステム、互助会、そんなようなものがあれば、両方のご不都合が解消できるかなというふうに思っております。循環バスについては利用の仕方がなかなかあのお年寄りに理解されない部分があるのではないかなというふうに思っています。もっともっとまあデマンドとか予約とか、そういう私のためにだけに予約してというようなお心遣いが逆にお年寄りの方に言われているのではないかなということも察しられます。もう少し気軽に使えるんだよというような形の中でお年寄りに説明していく必要があるかなというふうに思っています。

それでもう1つのですね購買車、移動購買車については、今度来年オープンされます「道の駅田切の里」あそこは特別な道の駅、重点道の駅ということで注目されておりまして、いろいろな機能がある。福祉の拠点でもあるという機能も持った中での営業を開始するというふうに聞いております。そこでは移動購買車を設置して買い物弱者のために利用していただくという計画もあるそうでございます。ですからそんなこんなことを今現状でどこまでできるかということ踏まえた中で、より買い物弱者の方々の手助けになるような手を差し伸べられることができるような方法を考えていきたいなというふうに思っております。

三浦議員

町長の答弁をお聞きしまして、今の循環バスのなかなか高齢者の皆さん利用したい方が利用しにくいという状況を察していただいているということを感じました。現在運行している循環バスは交通弱者の交通手段として運行していますが、前高坂町長は採算ではなく住民福祉の観点で運行の継続する必要があると言っておりました。また福祉タクシーとも関連し今後の課題も示唆をしておりました。住民要望から始まった循環バスの運行事業が現在に至るまでその経過を踏まえて私は検証をするべきだというふうに思っております。社協の送迎福祉バスの空き時間を利用して曜日で地域を区切った運行は、バスの運行目的が福祉のためという理由で高齢者と障がい者の利用に限定をされておりました。決められた曜日に合わせた利用がされたために利用者に喜ばれておりました。それは同じ日に同じバスを利用することで利用者同士の交流も生まれていて元気の源になっていたからでした。そんな声もお聞きをしているところです。もっと広い皆さんが利用できるバスを期待する声の中で、いくつものハードルを越えて補助金を受けバスの購入にこぎつけました。文字どおりの循環バスになりだれもが利用できるようになりました。しかしいつも利用者がいるわけではない。そのために無駄であるとの声も聞かれるようになりました。利用しない人の声の方が大きく聞こえたのは私だけだったのでしょうか。さて利用者の多くが車を運転しない高齢者です。利用したいが今の予約方式では利用しにくいため使わないという人が多いと感じています。これは先程の町長の答弁のとおりだと思います。七久保から昭和病院まで直通であったときに利用をしていた人が、その七久保の方は予約が必要なおえ乗り換えることが負担になったために循環バスの利用を止めざるを得なかったと話してくれました。「最近、道の駅に循環バス来んね、何でずら」という声も聞きました。デマンド方式を取り入れ予約が必要になったことがどんなに利用しにくくなっているか是非町長自ら検証をしてほしいと私は願っているところです。利用状況は数字でわかりますが、利用したいけれど利用していない人の声は今の仕組みではなかなか把握はできません。バスの運転手さんが、あんなに利用していた人が全く乗らなくなったのでどうしているのか心配だと話してくれたのは一昨年のことです。私は予約方式は飯島町の高齢者にとって馴染まず、利用しにくい方法であると捉えております。循環バスがなぜ生まれたのか原点に立ち戻って、車に乗る人も、乗らない人も目的に納得できる循環バスの運行を目指す必要があると考えます。先ほどの買い物弱者対策の買い物バス、とてもいいアイデアだと思います。しかし予約をしなければ利用できないバスではとてもそれはかないません。今後だれもが使いやすい循環バスにするにはどのような方法で検討をし、生かしていくのかということをお聞きしたいと思います。以前に高坂前町長は1年間の運行状況を見て支障があれば見直すと言われまして、是非1年経ってなかなか利用しにくいという声が多い中

での見直しが必要だというふうに私思っておりますので、どのような方法でまた見直しをし、先ほど町長の言われた買い物バス、生かしていくのか、これからどのような方法で見直しをしていくのか町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

利用者の声や現状、あるいは課題についてはその担当の課長の方から説明させていただきます。

総務課長

それではあの方から循環バスの運行状況、それから利用者の声、それから今後の検証、見直しの予定等について答弁申し上げます。先ずあの運行状況でございますが、あの議員ご指摘の通り、本年4月からこの循環バスの運行のうち、病院線を除く町内の路線をすべて予約制の乗り合い方式に変更いたしました。いわゆるエリアデマンド方式と呼ばれるものでございます。であのこの4月から11月までの運行状況を申し上げますと、平日の運行に限られるわけでございますが、総利用者数につきましては全体で2,600人ほどでございます。前年の同期と比較しますとわずか5%ではございますが幾分伸びている状況でございます。これまであの循環バスが運行を開始して以降、毎年低下傾向にあったわけですが、初めて今この現段階では少し上向きを示しているという状況でございます。それから利用者の声でございますが、こうした予約制に変更したことによって、1つはあの今まですべてのバス停に停車をしていたわけでございますが、それをあの予約のないバス停は飛ばすということにしたために、目的地まで直行する関係で時間が大変短縮できてうれしいという声も聞かれております。それからこの見直しに合わせてですね町内の商店ですとか診療所あるいは福祉施設、こういった生活関連のいろいろの施設の近くへですね停留所を設けました。したがってそこへ行くに大変都合良くなった、利便性が高まったという声も聞いておるところでございます。一方であの課題もありまして、やはりあの高齢者にとっては電話で予約することが非常にあのやっかいだと、面倒だという声も聞かれているのは確かでございます。あの中にはですね自分だけのために車を回していただくことに大変あの申し訳ないという気持ちを持っている方もいらっしゃるようでございまして、あのそうした方にはですねあの是非あのそのために運行しているバスですので是非遠慮なくご利用くださいということと呼びかけをしているところでございます。それから今後の検証でございますが、やはり運行開始から9カ月を経過する時点でございまして、やはり何らかの検証は必要だろうと考えておりまして、年明け早々にも生活交通確保対策協議会、これはあの利用者ですとか関係機関等とが集まる会議でございまして、こういったところで運行状況について検証をしまして、利用者の声を十分聞く中で改善すべきことは改善していきたいと考えております。特にあの利用したいけれども何らかの理由で利用できないという声を如何にしてこの見直しに反映していくかということはいへん大事になってこようかと思っておりますので、その辺十分検討してまいりたいと思います。私の方から以上でございます。

三浦議員

はい様子をお聞きいたしました。今課長の方から言われましたように微増だというその理由はおそらく近場でぐるぐると乗り回さなくても、行きたい所に行けると、短時間で行けるということは大変にあの喜んでいただいているのでそんなことも影響しているかというふうに思います。一方でですね、土日に留守電に入れて予約をしてもいいというふうに言われたので、予約を入れようと留守電に電話をしたけれども留守電が入らないという声も伺っております。そういう対応も速やかにまたきちんと、そうしたことができるような対

応を是非していただきたいなということもあります。また先程も私も言いましたし、今課長の方も検討する課題だと言われました、利用したいけれど利用していない人というその声は本当にあの循環バスが生きるための重要な課題だというふうに思っております。今までも私はいろんな皆さんの声をこの一般質問の場で何度も循環バスについては質問をしてきたということもありますので、今の状況が予約方式がどれだけ本当にあの高齢者の皆さんにとって難しいやりにくいことかということを知っていただきたいなというふうに思うわけです。以前にもこの場で言いましたけれども、高齢者の皆さんなかなかお耳が遠くなっております。自分の言いたいことは一方的に言えますが、受け取った側が言っていることはなかなか聞き取れないということがあるんです。で、私一度あの南消防署に行ったことがあったんですけど、そこでも救急車を呼ぶ電話がかかってきました。で一方的に言って消防署員の質問には全く答えず一方的に切ってしまいました。ですのではなかなか大変だなあというふうにその本当に緊急時にこのことは大変なことだとその時は南消防署で思ったことですのでもっと緊急な問題だったと思いますけれども、循環バスの場合でも同じことが言えるのではないのでしょうか。どこのバス停で何時のに乗りたいというのを一方的に言いますけれど、間違っていたりいろいろ問題があったときに受け答える側が言っていることをきちっと理解しない、で耳の遠い方は強い言葉は頭に残るんです。耳に残ってそのことだけがすごく印象的に残ります。ですからその前後に言われたことが飛んでしまうんですね。そうするとあのいろんな勘違いが起こります。実際にそういうこともあるんだなというふうに私が自分の回りの皆さんのことを聞いているとそんなふうに思うわけです。ですので予約方式ではなく、先ほど私原点に戻ってまた考えたらいかかと言ったのは、一番最初は利便のために社協の福祉バスの送迎バスを利用させていただきました。その時には曜日を決めてその時間にバスが待っていればやって来たんです。ですので例えば月曜日の10時ころのバスに乗って街に行こうと思えば、時間にそこに待っていれば、その曜日にそこに待っていればバスは来ました。そしてですからお医者さんにかかるのならその日を予約してくれば、また次の時にはその日にその曜日の時間にバスを待っていてそれに乗っていくということができたんです。しかし今はお医者さんに行きたくても自分で予約をしてバスの来るのを待って乗っていくということをしなければなりません。本当に負担だと思います。ですので毎日今循環バスが予約がない限りは走るわけではありせんし、それでは先程言いましたように、このごろ循環バス全然来んねという話になってしまいます。やはり何のために循環バスの事業を始めたかという原点に戻れば、いつでも待っていれば、そうは言ってもバス来るねと言えるような仕組みでなければならないんじゃないのでしょうか。利用する皆さんの立場に立って是非もう一度その点で検証をし直していただきたいと。毎回検討をする皆さんはしっかり検討をしたと、声も聞いてその中で健闘したと言われますけれども、私がいつも言っているような、願っているような仕組みではないですし、そして住民の皆さんからは利用しにくいと言われて、私には苦情が、言ってほしいというような声が聞こえてくるわけです。ですから意見を求める皆さんの、どなたに意見を求めるかという点でも少し視点を変えて意見を聞くようなことも考えてはいかがでしょうか。そんなことを求めまして、是非喜んでもらえるような循環バスがなればいいなという願いから今そんな提案をするわけですが、この点について見解をお聞きしたいのですが。

町 長

あの現在の方法というのは今までの経験の中から生み出されてきたものと私なりに理解しております。現在の方法がうまく浸透していないということもあるのかなと、ですから積み重ねて今こういう状況になったこの状況をもっともっと説明する、現在の状況をもっと広げるということをまず最初にやらなきゃいけないのかなというふうに思います。それで最終的に一番望むところは大勢の方に利用していただけるというところが目標でございますから、そのようになるように検討していったらいいというふうに思います。ただし、世の中あちらを立てればこちらが立たずということがありますので、そういった部分で不便をかけてしまうような場合も出てきちゃうのかなというふうに思います。まあできるだけそういうことがないように大勢の方が使えるようなシステムを皆さんと一緒に考えていければというふうに思っております。

三浦議員

是非多くの皆さんが気軽にちゃんと使えるような循環バスに見直しをしていただきたいというふうに思います。循環バスの先ほどもあの予約方式というものもありますし、この曜日には待っていればバスが来るというあり方もあるというふうにお伝えしたわけですが、それを複合した考え方っていうのも、例えば 1 週間の内一辺は予約しなくてもこの曜日にはバスが来るという方法もあるかもしれませんし、様々な検討方法で多くの皆さんが使いやすい方法があると思いますので、是非いろんな立場の方からお話を聞いていただいて、一番はやはり交通弱者の皆さんの利便性のある循環バスというふうになることが、この循環バスの元々の目的ですので、そういう視点で検討を重ねていただきたいのですが、もう一度その辺について見解をお聞きをして質問を終わりたいと思います。

町 長

先程申し述べたとおりでございます。

議 長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後 1 時 3 0 分とします。休憩。

午後 1 2 時 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。なお、本日午後の一般質問について、飯島町選挙管理委員会伊藤和夫委員長にご出席をいただいております。伊藤委員長にはご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは休憩前に引き続き一般質問を行います。

5 番 橋場みどり 議員

5 番
橋場議員

それでは通告に従い質問いたします。午前中の町長の答弁で私は青空の下、両アルプスに雪を頂いたアルプスをいただきながら、それからその下に広がる 4 月はチューリップのお花畑、で秋は稲穂が首を垂れる田園風景、そしてそこに行き交う大勢の人々というあのスクリーンに姿を想像してしましまして、これは本当に町長、町民と一丸となっていけばあのこれも可能性があるのかなあというふうに変期待を持ちました。それでは質問をさせていただきますが、最初の質問は久保島議員の中であのお聞きしましたのでちょっと省かせていただきますが、ちょっと次の質問はちょっとあの町長もあの試算をされた数字を言っておられましたけれども、ちょっと私の方でも聞き逃したりしておりますので、重複

するかと思いますけどもお答えをお願いいたします。それから午前中の音量でいきますと私非常に気が小さいもんですから、町長の音量は少しあの控えめにさせていただきますとあの質問しやすいと思いますのでお願いいたします。

それでは質問いたします。人口増に向けての取り組みの1つに「田舎暮らし日本一」を掲げ、移住定住をも言っておられますが、私の調べたところの毎日新聞人口減取材班と明治大学地域ガバナンス論研究室による共同調査がありましたので、ちょっと紹介したいと思います。全国の2013年度移住者は8,181人で2009年からの4年間で2.9倍です。長野県は上から20番目で510人、2009年は297人でした。町は2011年からの定住を介しての4年間の移住者は199人、累計では50人の増です。2013年で移住者が多い県は鳥取県、岡山県、岐阜県、島根県と続いております。市町村で多いのは大分県の豊後高田市の114人です。この結果が多いと思うか、少ないと思うかなんですが、この定義でいきますと町長の心意気の人口目標ですね、それに近づくにはどうやっていけばいいのか、町民の声と行動力を集結していけばやっていけるのか、まあやっていくと思うんですけども、その辺のところをもう一度お聞かせください。

町 長

橋場議員にお答えしていきます。どのように人口増を図るかということでございますね。あの今も飯島町は定住促進室がありまして、この辺では一早くできたんじゃないでしょうかね。しっかり活躍されておって人口が増えている原動力になっているなというふうに思っています。んー、しかしね、この定住促進の活動の仕方が、もちろん東京、名古屋へ行ってキャンペーンをしているんですけども、元々飯島やこの伊那谷の方へ住んでみたいという希望の人を探りあてていると。東京へ出てそういう人を一本釣りしているというか探しているというか、来た人にお話しているかと、その範疇に留まっているのかなあというふうに思っているんですね。で、私の考えているのはですね、それだけでは人口増に間に合わないと基本的に、私の腹積もりが私の心意気が15,000じゃそんなもんじゃあ足りんなあという基本的には感じがありますから、さて何か起こさなきゃならないと、いうところから始まってくるわけですね。そうしたときに皆様もご存じの通り、交流人口を先ず増やしましょうというのは第一段階だと思うんです。私もそのように思います。交流人口を増やすというのは飯島町に来ていただける方を増やすということで、まずはその定住なんてそんなことは考えてないと思うんですよね。まずは飯島に来て、ああこの素晴らしい環境、2つのアルプス、そこに広がる田園風景、手の届くところに里山があると、こういうのを見てね、皆さん口々にこんな所に住みたいなあとおっしゃっているじゃないですか。ですからそういう方を多くお迎えしたいというふうに思っているんです。そのためにはねやっぱ仕掛けなきゃいけない。産業としては観光産業が必要だと思うんです。で今までの観光産業は午前でもお話しましたように、そう飯島町が有名な全国に名の轟くような観光地がないから、全国に名の轟くような観光地をお金を掛けずに箱物じゃあなくて、逆に言うならば今の資産価値を使って、資産価値っていう価値がありゃあ堅いですね。民間経営感覚が出過ぎちゃったかね誰かの指摘を受けたように。地域の資源を使ってということは農地を使ってですね、を使ってお花畑にする。農作業は相変わらず今までどうりのことでいいわけですから、人手がしかし足りんかもしれません。そうしたときには有志に集まってもらって飯島町のまちづくりに一役買うぞと、こういう人たちにお出まし願ってその作業をする。花だったら球根を植えれば1年で花が咲く、そういう結果が出やすい

し、きれいですし、チューリップの場合はですねあの色がいっぱいありますから、ざざっと植えるんじゃなくてねカラーリングでこうデザインできるでしょう。そうするとですね非常にその美しいデザインがこの地域に広がるということですね。これを世界一のステージに加えてアルプスのお花畑、そりゃあアルプスとお花畑はマッチングするんじゃないかなあと思うんですけども、それを売り出していきたいというふうに思うんです。それもやはりね規模が大きくないとお金が取れない。今までもお花畑ありましたけれどもお金が取れなかった。だからあのボランティア精神にだけに頼ってやっていたのかな、まあ経費も払っていたのかな、けどもお客さんが来てそこでお金を払っていただく、お金を払っていただくということはその代わりに感動を与えなきゃならない。感動を与えるにはやはりデザインがきれいなこと、規模が大きいこと、私が見に行ったところの広島の世界農場というところは約5ヘクタール以上くらいのチューリップ畑でした。まあそのぐらいの規模で感動を与えると。そうすればまずは観光客が来てくれる、そしたらね来てそのままで帰すんじゃなくて、今度は農地をね、まあ300坪なら300坪、お年寄りがもう力尽きて出来ないんだと、まあ農業団体法人におまかせするとそういうまあ農業の高齢化が進んでいる中で、しかし農家の方は力は衰えちゃったんだけど物を作る、野菜を作るノウハウはあるよと。そうするとその方々のノウハウを使って自分の田んぼをですね五分割ぐらいにして、そこへ建物を建ててね、まあこの建物もあのまあ次の質問がいっぱいありますから、全部言っちゃうとその方が困っちゃうから。テクニックを使いながらその家を建てるんだけどこれはお楽しみ最後のお楽しみ、家を建てて、ああこういうところに農地付きで住むことができるのかと、というような提案もしていく。そうするとそこに観光だけじゃなくて定住してみようかなという気持ちも生まれる。この人たちを狙うのは僕はね、東京、東海道、名古屋、どうしてそこを狙うかというと東海・東南海・南海地震がもう迫っていると、高い確率で起きますよというこれはもう大本営発表ですよ。政府が発表しています。そこで地震が起きて津波が来た場合には30数万人がお亡くなりになると、こんな数字がもう発表されているんですね。そうするとその方々はさぞ不安でしょうと。そうすると安住の地を求めているそのニーズというのは非常に高いと思っているんですね。そうした方々に生活安心空間としてこの素晴らしい場所を提案できないかなあと農地付きの住宅で。最初は避難されて来なくても土・日にその方々が来て暮らして農業を学ぶ、そこへたまに孫たちが来る。そういうような形の中でいけば子どもさんたちも大きくなったときに、この町に来てああもう少し別の家を建てようと、こういう感じになってくるんじゃないかなあというふうに思うんです。10年、あれがねどうですかね三遠・南信道が2030年開通、そうするとその時間が経った頃にはこれはリニアよりも非常に経済効果が高いと思っているの。リニアというのはちょっと通りすがりが非常に多い。それじゃ目的で飯島町に来てもらうっていうためにはそれを用意しなきゃいけないんだけど、三遠・南信道というのは各企業がやっぱし津波にさらされてその自己防衛のことも考えなきゃいけないということも置かれるだろうし、住民のみなさんも安住の地を求めるということですから、相手は35万人ですよ。どれだけ引っぱって来ようかな。全部来たら受け入れられませんからそういうときには断らなきゃいけないんじゃないかなとこんなことも考えておる。できるだけ多くを集めたいと思っています。できるだけ飯島町が活性化するような人数を集めたいなというふうに思っておる次第でございます。以上です。よろしいでし

ようか。

橋場議員

お話を伺っておりますと本当にあのワクワクとしてくるようなお話です。私もあの国際協力にあの関係したボランティアをやっておりまして、町長の言われるあるものを使って、で、来ていただいたお客さまに感動を与えるということは非常にあの共鳴するところでございます。ですがあの来ていただいたお客様に感動をしていただくのは大事ですが、私たちボランティアが例えばそれに関わっていくわけですね。ボランティアじゃあないかもしれない。けどもその中で長く関わっていくためにはやはり私たちも感動と喜びと楽しみがないとそれは続けていかれないことなんです、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

町 長
橋場議員

おっしゃるとおりの一言でございます。

わかりました。では私たちボランティアもそこに楽しみを見いだして協力をしていくということですね。はいではそういう感じであのいけば町長の言われる本当にあの心意気の目標に近づいていくというふうにあの認識しています。それでは次の質問にまいります、移住者が多い町というのは町長はどんなふうと考えられておられますでしょうか。家賃が安いとか働く場所があるからとか、子育てが充実しているとか、買い物が便利とかいろいろな施策があります。今町長が言われましたように観光もその1つで大切なことだと思いますが、それから生活安心空間などこれも本当にあの都会の方たちとしたら飯島町はとても魅力のある町だと思います。で何を根拠にね移住者多い町に来られたかと言いますと、そういう方たちに向けてのアンケートがありまして、それによりますと先に移住された方がまあ声をかけてあそこはいいよというふうに呼んでもらった。それから行政の担当者に相談をしたときに、まあ定住とかの窓口ですね、そういう時に本当に親切に対応してくれたと、で、どうぞ来てくださいと。でこういう人に声をかけられなかったら来なかったという方が多いんです。逆に考えるとそうだと思うんですね、私たちも行った時に人が良かったら先ずそこへ住んでみようと思うと思います。政策はまあ次で人に惹かれて定住を決めているということです。まちづくりは人からということです。で町長もご存じのように人が大切であるということは随所で言われておりますし、吉田松陰は「人を離れて事はない一国の興亡はすべて人物の有無による」と言っております。まちづくりはまず人からというふうにも私も認識しているんですけども、そこら辺のところで職員の人材育成とかは町長どのようにお考えでしょうか。

町 長

先ず活気の原点は人が来てくれることによって活気づく観光立町を先ず目指していく、ということは、やはりチューリップだけがお迎えするんじゃなくて、もちろんボランティアの人たちもお世話になりますけれども、町全体がそのおもてなし精神に溢れていなければならないというふうに思います。お店に寄ることもあるでしょうね、タクシーに乗ることもあるでしょうね、もちろん住みたいという一歩を踏み出して役場に行くこともあるでしょう。ですからそういう時の対応はすべて人間です。役場に限らず飯島町民がそういうお迎えする心、おもてなしの心というものをしっかり磨き上げていくことが観光をさらに一歩進めて定住促進へ進めるということになると思います。ですから飯島町全員こぞってそのお迎えする精神、おもてなしの精神というものを勉強していかなくちゃならないのかなと。まあ役場にはそういう事務的な対応をする場合がありますから、親切にされたというイメージが強く残ると思います。ですから余計にその部分の対応はこまめに親切に臨機

応変にやさしく対応しなければならないかなというふうに思っています。そのような指導を機会あるたびに勉強会をしていきたいなというふうに思っています。

橋場議員

はい、伺いました。午前中の中でも町長は人間教育は大切だということを言っておられましたので、是非そのところはお願いしたいと思います。そして町長のあの心意気の一步に近づくほんとに小さなツールの1つでございますけども、それもあのツールの1つとなっていけばいいなと思い提案させていただきますが、島根県の役場には定住支援コーディネーターがいて、ワンストップで定住の世話をする人がいます。この取り組みが大変効果を上げているそうですので、定住支援コーディネーターを庁内に設けることを提案いたしますがいかがでしょうか。まあ効果があるということですので先ず試していただいて、効果がなければ止めると。まあ民間の感覚でいきますとできるのかできないのかと考える前に先ずやってみようじゃないかというのが民間感覚だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町 長

まあおっしゃる通り、やってみなければ分からないというのは全てにおいて共通するものです。今そのことにコーディネーターについての情報、私ございませんので、担当課長の方から知識のある限りでご説明していきたいなというふうに思いますのでお願いします。

企画政策課長

それではあの私の方から現状を含めながらお話をさせていただきます。今あの島根県のお話がありましたが、あのコーディネーターを置いているところ、ちょっと自分で調べた段階ではやっぱりあの山陰ですね、そちらの方がやっぱり多いと思います。ということはあちらの方はあの飯島もそうなんですけれど、人口減少が結構大きいところだと思います。であの場所によっては県に置いているところ、それから市町村に置いているところ、あのいろいろだと思いますけれど、どちらかというところその地域が多いかなというように思いました。まああのそんな中で飯島の状況ですが、平成23年の4月に定住促進室を設置をいたしました。以来、定住移住の関係については先ほどもお話がありましたワンストップ窓口ということで、移住相談をはじめとして様々な取り組みを行ってきております。まあそんな中からこのところ移住者が多くなった中で、人口では社会増、これはあの増加傾向にあります。これはあのそれぞれご承知のことと思います。まああの反面、これから移住定住の促進を図る上でいろいろな課題があるわけでございますけれど、地域の実情、それから地域でのキーパーソンの把握による円滑な移住者との調整、いくつかの課題も抱えております。まああのただあのご提案のございます定住支援のコーディネーター、まあ現段階、飯島町においては定住促進室がワンストップ窓口な形で対応しておりますし、いろいろな課題につきましても最も現状を把握しているのは定住促進室でございます。まあ、ですのでここを中心にいたしまして移住者、それから地元の皆さん、それから最近発足したところでございますけれど交流連携組織ということで移住者と地元住民の皆さんが一緒になった組織ですが、「いいじま大縁会」という組織を発足させました。この皆さんそれから町内事業所関係団体の皆さんとの連携、それから町の本質を知る住民の皆様、これらの皆様のご協力をいただきながら、移住者の受け入れ気運の醸成を図っていきたくて考えております。また併せて今町長が申し上げたことにも関連するんですが、観光面それから住民窓口等々を含めていろいろな場面で職員全員がコーディネーターという立場の中で、町全体として定住・移住についての支援等を行っていきたくてというふうに考えておりますのでよろしくお願い致します。

橋場議員

職員全体があの一丸となってやっていくということですので、本当に職員が町の入口ということになりますので、是非あの人口増に向けては職員一同が一丸となって窓口、本当にいい窓口になるように対応をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。5年に1回、世界青年意識調査という調査があり、政治に関心のある若者の割合調査の中では、日本の若者が一番で58%です。しかも前回より10%くらいの割合で増えてきているそうです。2014年の全国大学生生活協同組合連合会が実施した意識調査の中で、全国の国・公・私立大学の学部生に行ったスマートフォン調査でも政治教育は重要であるとしています。現在20歳以上の選挙権年齢を18歳以上へ引き下げる公職選挙法の一部改正をする法律が27年6月に成立公布されました。来年夏の参議院選挙から適用され、現在の高校生では4月から2年生の一部が在学中に1票を投じることになります。有識者によると主権者として判断し投票ができるような18歳をいかに育てるかを考えていくべきだ。小中学校での教育が重要になると述べられております。これから18歳を迎える子どもたちに対して政治の中立を守りながらどのような点に力をおいて教育していくのか。また民法との関りもどう考えておられるのか町長、教育長にお聞きいたします。

教育長

ちょうど一月前に町長選挙、それから町議会補欠選挙が実施されました。私はですねこれこそ生きた教材ではないかなというふうに考えております。公教育でありますから教育基本法第14条に、政治教育という定めがありまして、政治的中立を守って教育をすべしという条文があります。まあその法律に基づく以前にですね公教育は政治的中立を守りながら行っていくべきだというふうに考えております。義務教育段階で選挙について学習を始めるのは小学校6年の社会科が初めであります。中学校に進みますと同じく社会科の公民分野において学習指導要領に定められた内容に従って、憲法との関わりについて国民主権である選挙制度、あるいはそれに伴う課題について学習をすることになっておりますが、一方すでに子どもたちはクラスの係を決めたりですね、児童会や生徒会の役員選挙の場で疑似体験ではありますけれども、選挙の概念、仕組み、どうやって自分たちの代表を選んでいくのかということは、疑似体験でありますけれどもすでに体験をしているところであります。こうした中で子どもたちは当然意見を交わす中で、極端な意見や考え方を排して自分たちの代表、あるいは役員を選出するという仕組みになっておりますので、こうした実際の体験を通して中立的に偏らない考えで、自らの自分たちの代表を選んでいくという仕組みを学んでいるところであります。

橋場議員

民法との関わりはどのようにお考えですか。

教育長

それに関わる内容につきましては選挙管理委員長さんがお見えになっておりますので、選挙管理委員長さんの方からお答えをいたしますのでお願いします。

選挙管理

委員長

先ほど橋場議員の方からご質問いただきました民法との関わりをどのように考えているかということにつきまして、選挙管理委員長の方からご答弁を申し上げたいと思います。改正公職選挙法によって平成28年7月に執行されます参議院議員通常選挙により、選挙よりですね、選挙権が満18歳以上に引き下げられる見込みであることは新聞テレビ等で情報をご承知の通りだかと思っております。選挙権年齢の引き下げは昨年の6月に成立いたしました改正国民投票法で、憲法改正の国民投票ができる年齢を2018年、平成30

年に満18歳以上にすることを受けたことの措置でございまして、民法では成人、いわゆる大人ですね、は20歳以上と決まっておりますが、世界の国9割ほとんどが成人年齢を18歳としてある国が多く、日本でも民法改正の第一歩として選挙権と一緒に成人年齢も引き下げることが望ましいという意見が根強い状況はご承知の通りかと思っております。従って選挙権年齢の引き下げに伴い、選挙運動も認められることによりまして少年法の特例によって買収などの連座制の対象となるような重大な選挙違反を犯した場合は、原則的に成人と同じように刑事処分に課せられることになります。今後公職選挙法も民法の成人年齢や少年法の適用年齢など、公正な選挙の観点から検討が加えられる法制上の措置が講ぜられることになると思っております。飯島町選挙管理委員会では公職選挙法を基に若年層の選挙人への啓発を進めることにより、明るい選挙に対する意識の高揚を図るとともに、高校生また小中学生に対しましてもより幅広い明るい選挙のための啓発を進めてまいりたいと思っておりますが、これを機会に家庭、地域、学校でも選挙というものに対して理解とご協力を一層お願いしたいものだと、下様に思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

橋場議員

高校生もまあ連座制の責任が伴うということでございますので、主権者として良い判断ができる中学生に育てていきたいと思ひますし、啓発をお願いしたいと思ひます。次に選挙管理委員長にお聞きします。特に高校生の場合は知名度だけで投票者を選ぶ傾向があるとされていますが、町では選挙権の問題について中学生にアンケートを実施したことがあるのか、なければしていくのか、また小中学生に対し例えば出前授業であるとか何かそのような対応を考えておられるのかお聞きします。

選挙管理
委員長

ただいまのご質問に対しましてご回答申し上げます。今日まで中学生に対するアンケート調査等は一切行った経過はございません。私の考えといたしましては、中学校での公民的分野に授業が行われている中でですね、公職選挙法の改正によって選挙権年齢が引き下げられたことは、中学生にとっても選挙権がより身近なものになることは間違いのないことでございます。選挙権を含む選挙に関すること、また政治に対する率直な感想、意見、そして将来への思いを聴取することは非常に大切なものだと考えております。この貴重な意見等は、すぐ先に控えております政治への直接参加、投票を行う権利につながると思っております。公職選挙法に基づく選挙事務及び啓発活動に直接携わる飯島町選挙管理委員会では、要請がございましたら出前講座的なことであるならば準備をさせていただいて、講座を通じて選挙への関心を抱いていただければよいのではないかなと、下様に思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

橋場議員
選挙管理
委員長

要請があればということは、学校からも要請があればということでもいいんですよね。

これはあの私の方からそのことについてお話しする立場ではないかもしれませんが、やはりあのいわゆる通常の学校教育というのは、まあ教育長さんからもお話があるかもしれませんが、一定の何ていいますあの決められた時間の中に、これこれの授業をなさいつていうふうなものがあつてされていると思ひますけれども、そうしたものに私どもがまあ割り込んでつていいですか、そういうことをすると多少その通常の学校教育の方に支障があつてはいけなひのかなあと、下様に思っております。比較的あの消極的な考え

かもしれませんが、これらは実際にそういうふうなことになるばですね、学校の方とも綿密な連携をとって進めていかんきゃいけないかなと、こんなふうに私は思っておりますのでよろしくお願いいたします。

橋場議員

選挙管理委員長からはそのようにお伺いしましたが、ではあの教育長はあのそういう決められた時間内でやるということは私もあの存じておりますけれども、決められた時間内でのそういう学習は大変難しいと思いますけれども、その中でもそういうことを考えておられるのか、そこはいかがでしょうか。

教育長

特設ですか、一連の学習の中でするのかということ、指導する教員に委ねられるべきものでありますが、あの議員のご指摘のようにですね、選挙年齢が引き下げられたということ、その趣旨とですね、後ほどお答えしたいと思っておりますけれども、要するに主権者意識をどう子どもたちに育てていくかということと関連しますので、あの授業の組み立て、特設ですか、あるいは一般の授業の中でアンケート調査を実施し、選挙年齢が引き下げられた意図を学習するかについては学校の判断に委ねたいというふうに考えております。

橋場議員

はい、わかりました。では次の質問ですけれども、次に、18歳、19歳がインターネットの利用や買収など連座制の対象になるような重大な違反を犯した場合、少年法の特例として成人と同じように刑事処分になりますというのは先ほど伺ったところですが、高校生になればほぼ全員がスマホ、携帯、パソコンを使用します。先頃のニュースでも高校生の99%が使用しているとの報道がありました。またそれらを使ってですねイスラム国の思想に感化された中学生の起こした事件から、ホームグラウンドテロリストのきっかけになるのではと危ぶまれております。このような合感化されやすい年頃の中学生に、義務教育の中でしっかりした土台づくりをしていくことが重要と考えますが、どのように指導教育していこうと思っておられるか、その限られた時間の中でのその指導、教育というのをどうお考えでしょうか。

教育長

国際的な問題にまで広がってしまったものですから、質問の要旨に沿ってお答えをしたいというふうに思っております。あの選挙が公正、民主的なものではならなければならないことからですね、公職選挙法で定められている選挙の仕組みを学ぶことは大事なことでありますし、この部分はですね冒頭申し上げましたように、中学校の公民分野で学習をしますけれども、罰則とかですね刑罰のみを取り上げた学習というのは児童生徒には馴染まないのではないかなというふうに考えますし、実際の扱っている教科書の記述もそのようになっております。まあいずれにしても極端な思想や方向に行かないと。あくまでも憲法に基づいた民主的な国づくりということを基本に、併せて選挙制度も学んでいくわけですが、あのこの選挙制度で一番どの教科書会社もですね、同一に扱っているのは選挙の公平性、すなわち1票の格差問題、あるいはあの政治における最終決定権が国民の一人ひとりの1票にかかっているにもかかわらずですね、現状、若年層の投票率が低いという問題、とりわけそれが若い世代にその傾向があると。従ってそのことを優先的に内容を指導すべきであるという、あるいは指導するというような記述が多く見られますし、その方向が最も大事ではないかなというふうに思っております。従って先程中学生に寄せるアンケート、あるいは出前授業ということもですね、子どもたちに国民の主権者であるという立場を、あるいはそういう意識を育てるという意味からも大事ではないかなというふうに思

っております。選挙が主権者としての権利を行使する大切な機会であるというようなこと。それから国会議員の活動やまあ比例代表制の選挙による政党の仕組みなどは当然学ぶべきことでありますし、そうした政治あるいは国民主権というものについてですね、中学生段階でも関心を持つことが大事ではないかなというふうに考えますので、先程の質問にもそんなような意図で考えて行ってまいりたいというふうに思います。

橋場議員

18歳の有権者になったとき歴史認識や政治への関わりはどうあるべきか、自分のしっかりした考えで政治に参加できるような啓発をしっかりと進めていただきたいと思います。それでは次の質問です。

町長のお考えにはあると思いますけれども、町長の基本施策からは文化・芸術の施策が見えませんが、飯島町の文化活動は近隣町村に比べ頑張っていますし、町にもすばらしい芸術家があります。この豊かな自然環境の中での教育、文化・芸術に触れることで子どもの豊かな想像力、思考力、コミュニケーション力の育成ができます。文化・芸術も私は地域を活性化すると考えています。その文化・芸術に触れ体験、鑑賞する場のひとつの文化館が今工事をしておりますが、外が綺麗になることも大事ですけれども中の設備機器でだいぶ古くなっているものがあります。10月に行いました議会主催の井戸端会議での町民の声であります、文化館大ホールにシネマ用プロジェクターを設置してほしいと要望がありました。ご存じのように映画のフィルムはデジタル化されてきております。現在ある16ミリの映写機では限られた映画、古い映画の上映となっています。近くで映画を見れるのでうれしい、と楽しみに来てくれる近隣の方たちやお年寄りに観てもらうことが難しくなってきました。また子育て中のお母さんからも親子で観られる映画の上映もしてほしいと希望されています。私たち一人ひとりが楽しみ、伝えることにより、心に安らぎと力を与え、地域の絆を強めていこうとして町民の方たちが継続して上映してきております。将来に亘って継続していくためには必要となってきましたので、町長のお考えをお聞きします。

それからすみません。冒頭にお断りしなかったんですが、あの質問の中にシネマ用プロジェクターというのをあの入れなかったのも、ただプロジェクターとしてしまいましたので申し訳ございませんでした。

町長

私の公約の中に文化的なものがないというご指摘でございます。心も底にはありますので忘れていません。あのそういうことの発展もやっぱりバランスの良い飯島町としては必要なことと思っております。プロジェクターの件につきましては教育長の方からお答えいたします。

教育長

私は常々文化サークルの会合でですね、こういうことを申し上げております。文明は創り出すもの、文化はにじみ出るもの、というふうに関係する会合でですねお話をしております。今町長が申し上げましたようにですね、文化がにじみ出る、あの公約にはないけれども胸の底にはあるという、そういうことをお話いただきましたので、まさしく文化がにじみ出る飯島町になればというふうに思っております。シネマプロジェクターの設置についてでありますけれども、あの最近はですねフィルム映画からデジタル化された映像が多くなってまいりまして、いいちゃん文化祭のイベントでもですね上映される映画がデジタルの映画になってきているという中で、なかなかあの設置機器がですね対応できないという問題があるということは承知しております。ただそのプロジェクターといいますか、今

まで映写機を使うイベントが年に1ないし2～3回という、非常に回数が少ないということがありまして、またあのプロジェクターもですね価格が4,000,000円というふうに聞いておりますし、その設置がですね天井から吊り下げる形式になりますと後方席からはなかなか見えにくい障害になるという問題もあります。で現在はそのようなことから前置き、椅子席の前にプロジェクターを置いて使っていただいておりますし、まあこのことで大きな問題はないので、価格の面、それから現状を踏まえて、当面はあのプロジェクターで前方の座席から投影する方向で考えてはおりますけれども、まあ機器の更新の時期でもありますのでいろんな角度から検討し、最善の映像環境を整えていきたいとそうように考えております。

橋場議員

今、教育長さんから言われたことは私も承知をしております。で今すぐということではありませんけれども、このプロジェクターを入れることにより映画以外のものも上映できるようになります。ジャンルもスポーツ、音楽、演劇、落語などさまで広がってまいります。映画以外にも面白いものが見られることをより多くの方に知っていただき、多方面に広がれば地域文化によるインバウンドの増加にもなるのではないかと私は考えておりますので、今すぐということではなく、近い将来に向けてこれは検討をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長

議員のご意見を踏まえてですね総合的に考えていきたいというふうに思います。

橋場議員

是非このあの文化芸術も飯島町の入口となっていくと思いますので、是非その辺の検討をよろしく願いしたいと思います。以上で終わります。

議 長

11番 竹沢秀幸 議員

11番

竹沢議員

通告に基づき一般質問を行います。私は平成17年の4月より町民の皆様の洗礼を受けまして、町議会議員として不十分でありますけれども活動をおとところでございます。この10年間のうちに一般質問の機会が38回ありまして、まあ1回も休まずに前高坂町長に質問してまいったところでございます。これからは下平町長に対して一般質問を町の諸施策につきまして提案申し上げてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。私はあの県下77市町村あるわけでございますけれども、個性的な飯島町、すなわちキラリ輝く飯島町を公約に今後も取り組んでまいりたいというふうに思っておるわけでありまして、まあこれはあの町長の言う日本一を目指しているものではございませんけれども、下平町長はじめ町執行部の皆さんとは是々非々のスタンスで臨んでまいる所存であります。このことを表明申し上げながら具体的な質問に入ってまいりたいと思います。

1つは先の本会議で下平町長より所信表明演説があったところでございまして、1つは「儲かる飯島町へのチャレンジ」で、どう飯島町を売り出していくのか。また2つ目は、「田舎暮らし日本一へのチャレンジ」の手法として構造改革特区などの活用について提案をさせていただけたらというふうに思っております。通告にもありますけれどもあの飯島町に多くの人が来るのは活気がつながるわけでありまして、交流人口の増の具体的手法についてお尋ねする予定でございましたけれども、前段、橋場同僚議員の質問に対して、このことについてご答弁していただいておりますので、このことは省略させていただいて、引き続き通告の2番目の項目に入ってまいります。

飯島町をこの世界に売っていく、現在あのインバウンド事業につなげるためにですね課題は多いわけでありましてけれども、1 つこの農産物の海外輸出に取り組むことについて提案をしていきたいというふうに思います。町内のある農業後継者の青年の方と私情報交換する機会がございまして、フェイスブックのブログなどで交換しておるんですけども、彼のブログの中でですね、よく間違えるんですけどもあの地震なんかが起きた場合に、飯綱町で地震が起きたという報道があった場合に、飯島町と飯綱町とよく似ているものですから、例えば私でもあの遠くの親戚からですね飯島町で何か事故があったんじゃないかという心配の電話もあるところです。よく名前が似ています。さてこの飯綱町でございましてけれども農産物をネットでですね海外輸出することについて取り組んでおりまして、彼が言うのですね、同じような名前の飯綱町がこういうことを取り組んでおるのになぜ飯島町は取り組まないんだと、こういうことをブログで書いております。でその彼ですけども、前に違う課題であの前町長にも質問したことがありますが、アルストロメリアを飯島町からですね全国へ販売拡大するために全国を営業活動を展開して頑張っておる青年であります。来年の1月にはあの成人式にですねアルストロメリアを贈るという、まあ母の日にカーネーションとかありますけれども、まあそういう企みを計画して今頑張っている彼であります。アルストロメリアにつきましては日本名では「夢ゆり草」と申しまして、花言葉は「未来へのあこがれ」ということでまあ成人式に贈るには花言葉としては相応しいのかなと思うところで彼も頑張っております。さてそこでこの飯綱町ですけども中国の電子商最大手のアリババグループ、こことですね連携をいたしまして、地元産のリンゴですとかブドウの海外販売を始めようとしております。この事業につきましては飯綱町と高山村、それから信州大学の工学部、それからですね東京の渋谷に本社がありますけれども、情報通信技術で農業を支援していこうという法人がございまして、「ベジタリア」という法人がございまして。これらが連携をしてこの事業に取り組むことが新聞報道でも明らかになっております。実はその飯島もそうですけれども地方創生で総合戦略を立てておりますけれども、一早く飯綱町はこの地方総合戦略の中にこの事業を盛り込みましてですね、国の先駆的な事業にも選択をされまして 65,000,000 円交付されて、これから事業を起こしていくとこういうことでございます。で28年度、来年にはですね高品質な農産物が効率的に生産できるために、信州大学とさきほど申し上げた「ベジタリア」という法人とですね開発したセンサーを買ってですね、各農家で作る生産物が画一的、均一的な商品になるように、そういうことを改善をして海外へ売り込んでいくと、いうこういう取り組みをしておるところであります。でこの事例でのヒントはですね、農産物の海外輸出にとどまらず、町長が心配しておるようなこの飯島町がですね、消滅せずに持続可能なサステイナブルな町にしていくためにはですね、下平町長も経験が深いし町長もおっしゃっていますがネットの活用、それから地方創生の戦略におけるこの交付金ですね、こういうものをもらう手法、またその今時代と言う産・学・官の連携、こうしたものが必要であるということを物語っている事例だと思います。まあこういうことがですね今求められているわけでありまして、とりあえずこの課題について町長どうお考えかお尋ねいたします。

町 長

竹沢議員の質問につきまして答えていきます。「儲かる飯島町へのチャレンジ」とこの政策、三本柱の2番目の政策、大きな政策の一環の中からお尋ねをいただきました。儲か

る飯島町っていう言葉をですね政策に掲げたというこの言葉遣いがなんとも品がないじゃないかと最初言われたんです。しかしそれは経済の活性化とか普通皆さんおっしゃる、それはなかなか定義が難しい。一言でいって分かりやすい言葉っていうと「儲かる飯島町」、例えば儲かる農業でなければ跡継ぎはいない、儲かるお店でなければ跡継ぎはいない、工業もそうでございます。そういった意味で儲かるという言葉は飯島町が儲けるんじゃないでですね、飯島町に儲かる基盤を作ると、そこで皆さんが儲けていただいて飯島町がその税収を一番最後にいただくと、こういうことを訴えているわけでございます。えー、農業について。農業は今ＴＰＰやら農協改革やらで非常な窮地に追い込まれています。飯島町の大きな基幹産業の一部だと思っております。ですからこの農業への支援ということは大変重要な政策課題だと思っております。今、ＴＰＰを大筋合意する中で政府が農家に求めているのは、先ず海外輸出しなさいよと、良い商品作っているでしょ、とこういうことですよ。しかしそれは規模の大きい価格競争力のあるそういう農業でないと海外輸出するということは手の届くところの範疇ではないのかなあというふうに思っています。あと農業のお助けするという意味においては地元でその地産地消をもっと強力に進めると、飯島で作った農産物は一番最初に飯島町民が食べるんだと、こういうことが一番町民も含めて農業者の支援もなるし、身近なところで作るから顔が見えるから安全安心だし、作ったものが全部売れば利益が出ると輸送費もかかっていないと、多少農家は市場に出すよりも高めの収入があり、町民の皆さんは多少市場を通して買ってくるよりも多少安くなるんじゃないかなと、こんなふうに思ってそれもひとつの農業を支援する地域ぐるみのできることかなあというふうに思っています。そうすることによって農業がこのまま引き継いで跡取りがいるということは、この景観を保つという意味で基本的に大事なことかなあというふうに思っております。３つ目の生き方としては今まで通り系統の第一次産業としての農産物を作って、系統の流通に頼るとこういうことが考えるかなあというふうに思っています。今、竹沢議員の方から海外輸出の生き方もいいんじゃないかと、もちろんその方策もあると思います。そのことについては情報が今担当課長の方にくつかございますので、その辺をご紹介しながらご説明申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

産業振興課長

インバウンド事業にということで農産物の海外輸出に取り組むようにということでございますけれども、現状を飯島町の現状について説明をさせていただきたいと思います。まあ全国的に見ますと今年の上半期で約３，５００億円、それから２８年、来年ですね、政府の目標は７，０００億円、それから５年後にはまあ１兆円ということで、日本の農産物を海外に売り込んでいこうということで取り組んでいるところでございます。まあ県内でもＪＡを中心としまして取り組んだり、あるいはお米を栽培している方が独自に取り組んだりしておるところであります。特にあの中の中でも和食ブームが非常に海外で広がっておりまして、先日もあの町内の味噌の企業の方の話ですと、直接そういった日本食を提供している方と連携しながら海外販売を展開しているということでありますので、これからの海外での農産物の輸出ということになりますと、ただ単に農産物を売っていくということじゃなくてですね、そういった日本食レストランですとか日本食を提供しているような、そういったところ連携しながら農産物を輸出していくことが非常に近道でもあり、また利益にもなるということで考えています。で以前にもお話をしましたように、町でもふるさと大使を通じまして、ホテル業をシンガポールで展開しておりました方と話をする中で、

まあ是非飯島町の農産物をシンガポールの食堂で、レストランですね、レストランで使いたいということで提案がございまして、シンガポールのレストランの方と社長さんとお話する中で、やはりあの年間を通じて欲しいということということが1つであります。それからもう1つはレストランで使えるある程度の量が欲しいということでございまして、まあ今の飯島町の生産体制でいくと、なかなかこれに適合した対応ができないということでもありますので、まあ対応するとしましたらJ A上伊那、あるいは県という形で対応せざるを得ないというのが現状でございます。いずれにしてもあの、先ほど地産地消でしっかりと地元売りながら、飯島町の農産物のブランドを高めて、それを海外展開していくことが非常に重要かと思っておりますので、今後さまざまな機関と連携しながら研究を進めてまいりたいと思います。

竹沢議員

はい、それぞれ答弁をいただきました。このインバウンド事業なんですけれども、今後あの東京オリンピックをですね機会にですね、まあ現在あの今年の段階で過去に比べて3倍に海外から日本へ来る観光客が増えているということで、今年、流行語大賞で「爆買い」なんていうのもね、あるんですけれども、まあその外国人観光客を増やすことについてはですね、本家は元より上伊那広域連合を含めてまあ課題もあるわけでありまして、この課題またいずれまた提案させていただきたいと思っております。であのいずれにしてもこの農産物の海外輸出っていうのはね、飯島町を売っていくための1つの手法として私はチャンスだというふうに思うわけです。先ほど細かい答弁いただいておりますのでお答えいただきたいと思いますが、私が前から言うそのネット販売ね、まあ飯綱がやろうとしているわけですよ。こういう手法っていうのは、町長も例えばその地方総合戦略の中で楽天とかね、そういうところもそういう取り組んでいるというようなお話もしているというように聞いていますけれども、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

町 長

答弁がもれました。すいません。あのインターネットで物を売るということは一番いい方法かなと。というのは店舗を持って実店舗で商売をするということは非常にノウハウがいることですし、ランニングコストが掛かることでございます。インターネットを売るというのは最近ではもう実店舗がインターネットの売上に百貨店も負けている時代でございますので、それを利用しない手はないかなというふうに思っています。飯島町の農産物を売ることに関してもインターネットを利用する方法はあります。しかし個人経営者、個人生産者がそれぞれ例えばですね大手通販会社に登録して、その技術を習い販売することを覚え、よく売れるようになるには非常に時間とコストの掛かることです。ですから例えば飯島町営業部の中でですねネット通販の部分が、これから研究するんですけれども、できればその1つの窓口をして、あと生産者が1つの、例えば楽天に飯島町営業部というものを登録して、その1ページ1ページにそれぞれの農家が入る、お店が入る、女性のアイデアで作ったグループのお店が入る、こういうことをしていけば非常に効率的で生産性があるかなというふうに思いますし、そういうところで販売競争の中に巻き込まれるということは品質向上の原点にもなりますし、物を売するための勉強にもなりますし、ただ作って流通へ乗せるだけでなくて自ら売るというアイデアもそこで生まれますし、写真はどの様に撮ったらいいのか、キャッチコピーはどの様に付けるのかと、そういう総合的な勉強に実際問題なるわけですから、この地域の農産物を自ら売るという方々にとっては非常にレベルアップの機会かなというふうに思っていますので、研究してですねそういうこと

をチャレンジしてみたいなというふうに思っております。

竹沢議員

はい、チャレンジしていただけるということではありますが、町長答弁にもありましたがあのT P Pの問題を受けてですね県内の動きもありますので、これも紹介してちょっとご見解も思っております。まあT P Pの交渉がですね大筋合意を受けまして、農産物それから加工品のまあ輸出促進がまあ国でもですね、また本県でも求められております。で、長野県では去る11月19日の日にですね、こうした情勢を踏まえまして農産物それから加工食品の輸出促進に向けて生産者らを交えました、海外販路開拓支援ネットワーク会議なるものを発足することを決めました。でこれの中でですね農産物及び味噌、それから日本酒、高野豆腐、などの県内の加工品輸出額を増大を図ろうとこういうことでございます。2013年本県の加工品の輸出額は1,870,000,000円でございます、台湾、アジア、アメリカなどがあります。農産物はさすがにまだ少なくですね120,000,000円ほどで台湾、香港、東南アジアなどがあります。本県長野県はジェットロなどとのですね連携を含めて特別のそうしたチームも作りましてですね、取り組んでいくということでありまして、先日も町内の某味噌会社と懇談もあったかもしれませんが、町内のこの日本有数の味噌会社もですね、近々にまあ巨大な設備投資を行って、まあさらに規模拡大するというふうに伺っておるわけですが、こうしたことも含めてあの農産物それから農産物加工品ですね、こういうものを含めて実はその本県も一生懸命取り組んでおるということでもありますので、従って飯島町もですね農業者の農産物もそうですけれども、企業におけるその加工品ですね、これも含めた海外への更なる輸出ですね、先ほど担当課長からも若干触れておりますけれども、こういうものについてもご努力いただきたいと思いますが、こころばいでしょうか。町長。

町 長

もちろん今後の農業というものの発展の1つの選択肢として、海外輸出の選択肢を捨てたわけではありませので、是非そういう機会に参加する意欲のある方はぜひそういうところで学んでいただきたいと思います。ジェットロ、おっしゃいましたけれども、そういう海外に向けた企業支援をするところでもございますし、長野県でもその対応をとられているとするならば、そういう意欲のある方々に情報をしっかり流してですね、そういう機会をしっかりと提供して頑張りたい。いずれにしろ本人がやる気になることが大事だというふうに思っております。

竹沢議員

はい次にですね、飯島町のチャレンジする施策を推進するため、また飯島町を売るためにですね、町長のまあ定期的記者会見を行うよう提案いたします。あの下平町長がですね具体的な施策をまあこれから町民と共にですね内外にアピールしていくためには、この大いに宣伝効果が求められるわけでありまして、あの実はあの定期的な記者会見っていうのはまあどちらかというと市長さんクラスでね、まあ定期的にやっております。まあ町村クラスですとまあ特別な事業なんかを展開する場合にですね記者会見を打つとかいうこともありますけれども、あの私が申し上げたいのは定期的にですね是非おやりになることが、町民を代表するリーダーとしてですね、そのことによってまあ自分にも責任を持つこととなりますし、取り巻きの人も含めてですねそういう方向へ進んでいくということになりますが、例えば縷々お話がありますけれども、アルプスのお花畑しかりですね、飯島町営業本部しかりですが、こういうものを立ち上げる時もそうですけれども、定期的なアピールをしていくのがひとついい手法じゃないかということでご提案申し上げますし、ゼ

ひやっていただきたいんですが率直にご答弁いただきます。

町 長

誠に素晴らしいアイデアをいただきました。風通しのいい行政という意味においては町長が定期的に皆さんに掲げた政策が今どこまでいっているよと、どこで悩んでいるよと、いうことをあからさまにお伝えするということは、町民党として選ばれてきた私の町民に対する義務かなというふうに思っております。なるべくそういう機会を設けて現状をお伝え申し上げていきたいと思っています。定期的ということでございますので、どのスパンをもって定期的にするかまだ決めておりませんけれども、なるべく頻繁にですねそういうことが話せたらいいなというふうに思っておりますので、前向きに取り組んでいきたいと思っています。

竹沢議員

はい次の課題であります。飯島町には2つですね、まあ来年の7月ですけれども2つの道の駅ができることになりまして、まあほんとにこれは宝だと思います。まあ全国の市町村の中でもねこんな町はないかもしれませんね。それこそ町長も言われる日本一になることかもしれません。そこであの提案申し上げたいのは、この飯島のファンをですね増やすための1つの方法として、まあ来年の7月に道の駅田切の里がオープンするわけございまして、現在七久保にある花の里ですね併せて双方の駅で買い物するお客さんが利用出来るポイントカード、これをやったらどうかということを提案いたします。具体的にあの町内のある栗菓子製造会社の販売方法の中にお客様カードというのがありまして、これはですね私も栗の生産者であります、500円買うごとにワンポイント付きます。で10,000円まで買いますと20ポイント貯まりまして、500円バックということで500円がまた商品としてその栗菓子また売れると、こういう仕組みなんですけれども、あのまたこれよく見ますとこの有効期限がですね無いんですこれね。あの実は私以前に失敗したことがございまして、「つれてってカード」の商品券をですね50,000円ほどもらったことがあるんですけれども、あれよく見たら有効期限が書いてありましてね、有効期限が終っちゃって50,000円パーになっちゃった事があるんですけれども、あのまあそういうことも含めてですねあの要は来年の7月オープンするまあ田切の道の駅ですね、これまあ準備期間がありますのでちょっとご検討いただいて、やると、あの2つのですね道の駅がこういう意味で競争し合ってお客さんを多く訪れていただけるね1つの方法かと思ひまして提案いたしますけれども如何でしょうか。

町 長

おっしゃる通り、2つも飯島町に道の駅ができるということは画期的なことだと思っています。あのただ2つ出来ただけでは通りすがりのお客さんを獲得するだけのお店になってしまうと、多分この状態では採算が厳しいかなというふうに思っております。ですから観光を立ち上げて観光客を誘致して大勢の人に来ていただく、わざわざ飯島町を目的にして来ていただくというお客さんをつくる、その方々に物を販売するという状況を提供すれば、2つの道の駅はさらに販売チャンスが得られるかなというふうに思っております。されどされどそれだけではなくて、お互いが連携し合って町民の皆さんにも有効なポイントカードを提案していただきましたんですけれども、そんなこともひとつは販売促進の1つの手法になるかなあというふうに思っております。ポイントカードについて研究して情報があるかもしれませんので担当課長さんの方からご説明をいただきたいなというふうに思っています。

産業振興課長

2つの道の駅ですけれども、花の里は南の玄関口、それから田切の里につきましては北

の玄関口ということで、飯島町の両方の玄関口にあたります。で道の駅につきましてはあのいろいろアンケートをとったりしますと、やはり道の駅を目的に来ていただくお客さまがかなりの数いらっしゃいます。でそういった方々は道の駅を巡って歩くという方が非常に多いとお聞きしております。伊那谷の道の駅のネットワーク会議というのがありますけれども、飯島の町に道の駅が2つありますので、そういった連携がとれるように、是非巡って歩いていただけるように有効なポイントカードを7月のオープンまでには研究してまいりたいと思います。

竹沢議員

はい次に、えっと先ほどの答弁の中でも町長述べておりますけれども、地産地消、これは必要なわけでありまして、まあ飯島町で生産された農産物をですね、先ず飯島町の町民の皆さんが食べて利用していただくということは必要なわけで、昨日の飯島町農業経営者会議と町長懇談の中でも町長そういうように述べております。で、お金がまあ町の中でね還流するまあこれ経済的効果はあると思うわけですがけれども、町長が構想するその地域通貨制度なるものはどういうものを描いているのかちょっとお答えいただきます。

町 長

地域通貨制度という、町民のみなさんもお馴染みではない言葉が出たかと思います。これはですねこんなことを考えているんです。飯島町の農業の支援としてですね、先ほど申し上げましたように、飯島の農産物は飯島町民が最初に食べると、飯島町9,800人の胃袋を飯島の農業が賄うんだと、こういうまあ大それたダイナミックな計画なんですね。それを地産地消でやるということは、いろいろな種類の農産物、野菜を作らなければならないかなというふうに思うんです。まあお米もそうですけれどもいろいろな野菜を作る、そういうことにおいて、これもまた大ぶろしきを上げるとですね、日本一の自給率を誇る町というようなことを目指していけたらいいなあと。地産地消なんですけれども、自給率を高めるという発想ですね。そうするといろいろな商品がなければならない。やはり1年間にどういふ野菜がいつ必要かというようなことを計算しなくちゃならない。しかし今コンピューターが発達していいますからね、そういう計算もできるんじゃないかなあというふうに思うんですね。それに基づいて多品種少量生産が考えられるということです。そうしたときに、お米作ってればあまり手間はかからなかったけれども、野菜を作ることにしておいて手間が掛かる。じゃあその手間をどこから集めてくるかということを考えた時にですね、飯島町の町民の皆さんが時間が空いたとき、土日に自主的にお手伝いに来る。自主的だとボランティアだと長続きしないから、その分の料金はお金ではなくてポイントとか、その時に飯島通貨というものの発想が出てくるんですね。そのものに置き換えてポイントを貯めていくと。それでその人は飯島町で生産された食品を買うときにそのポイントを使うということにすれば、飯島町の中で食品とお金が回転すると、こういう発想に基づいた地域通貨は農業支援、自給率を高める地産地消を高めるということの発想から生まれてきたものでございます。これはもっとしっかり研究してですね、システムをどのように作るかということも大事でしょうし、もっと広げれば肉とかそういうものになってくるとこの地域では生産できないとなるとですね、箕輪の方とか、上伊那の方とか全体にそのようなシステムづくりをして、TPPに対抗する地域の農業保護、あるいは自分たちの自給自足、地産地消を高めた日本一の地域であるということも、もう自らがやり出さないと、あのでっかい外圧のTPPには勝てないんじゃないかなというふうに思っておるわけでございます。もうそこら辺は民間の企業がロケットを飛ばす時代ですから、そういう計画に基づい

て農業に自己防衛するということを考えてもいいんじゃないかなということでございます。

はい、地域通貨制度を核とした思いは十分わかりました。課題ですので今後は是非取り組んでいただきたいと思います。さて次に2つ目の質問項目に入ってまいります。下平町長は田舎暮らし日本一へのチャレンジを表明しておるところでございます。そこでそのための手法として構造改革特区制度、これについて2つ提案したいと思います。構造改革特区制度ですけど町長ご案内かどうか。いわゆるですね実情に合わなくなった国の規制がいろいろあるんですよ。これについて現状をあの民間企業や地方自治体の事業を妨げていることがままあるわけです。そこで実情に合わない国の規制をですね、地域を限定して改革することによって法の規制を緩めることによって構造改革を進めて地域活性化を図ると、こういう目的で国の方で平成14年に制度が創設されたものであります。あの例えばですね飯田市の千代の「どぶろく特区」ってご存じですか。あるいは駒ケ根市がやりました「子ども課特区」ですとかね、まああのいろいろございます。であのこの手続きはあのこから辺では名古屋市に飯島がもしやるって場合にですね名古屋市に地域活性化推進室の北陸中部圏地方連絡室がありまして、そこへ提案して承認を受けるとこういう手続きになるわけでありまして、で町長は本日の答弁でもまた昨日の農業経営者会議の懇談の中でもですね、今日的な状況として人間回帰、あるいは田舎回帰の志向が高まっております、田舎暮らしを志向する都市住民も増えていると。従ってこうした都市住民を対象にして、水田での稲刈りですとか、畑の野菜作りなどの体験をしていただいて、その収穫物は体験者に渡すと。そうしたことでその過程では農業の栽培技術のための農業塾などをですね立ち上げて、農業の先輩にも入っていただいて指導願う、まあこうしたことをやったらどうかということで、すでにまあ「いーら」の取り組みも含めてお話があったわけです。その取り組みにプラスして、まあできればこの50坪か60坪くらいのですね農地付きの宅地住宅、あるいはクライנגアルテンなどの課題が必要だというふうに述べておるわけでありまして、でまた町内の山林の間伐材などを利用してですね低価格の住宅を、まあ町内の事業者の皆さんにですね是非開発してほしいという提案もしておるように承っております。さてそこであの先ず賃貸方式のクライングアルテンですけども、またあの明日かな、同僚議員からも提案がありますが、私もあの10年ほど前ですね、私の二の腕であります友人とですね松本市の四賀村にですねクライングアルテンがあるんですけども見に行ってきました。これはですね旧四賀村ですけども、そこのあの当時の村長さんがですねヨーロッパへ勉強へ行まして、クライングアルテン方式があるということで、これを四賀村へ取り入れようということで始めました。何故かというとなんか飯島もそうですね昔は養蚕が盛んだっただんですけども、養蚕が衰退してきましてですね桑園が荒廃してくるわけですね、この桑畑をなんとかしなきゃいかんということで始めて、建物については当時国庫補助を受けましてですね、あそこに2つのかいブロックのクライングアルテンのところがございます。あのあそこでは全国的な応募がたくさんありましてですね、毎年抽選会を行って受け入れているというところでございます。で、近隣では中川村にはですね民間の資本によってクライングアルテンがございまして、で問題はですねこれもこの制度もいいんですけど、あの1つはその住宅の建設費用が相当掛かるんですよ。であのアパート経営と同じですけども15年とか20年経たないとペイできないということで、その場合に補助事業なんか取り込めばですね、まあそれはある程度豊かに出来るとか思いますけれども、いずれもそ

ういう課題があるということと、これはあくまでもその最長まあ6ヶ月くらい、都市の方が来て農作業とかして居住するわけですが、永住ではないものですからね目的が違うわけですね。まあそのことについてはまた明日同僚議員と議論していただければいいんですけれども、私が申し上げたいのは永住を目的とした田舎暮らし、この手法をどうやるかということで提案をしておるわけでありまして。で要はですね1つは農地法の制度を改善して、まあ現在は一般住宅の許可面積は農地法5条によりまして500㎡までとされておるわけですね。で農業を始める場合には5,000㎡、農地法の3条の手続きによって5,000㎡の最初の時に面積がないと農業できないですね。ということは農地を持ってないということなんですけれども、町長言うようにその500㎡の宅地とですね500㎡の農地があればですね、この都会の人が住まってそこで農業できるということで、これはあの農地法第3条特区というのを飯島で手を挙げたらどうかというのが1つの手法です。でもう1つは農用地利用増進法というのがございましてですね、これは農地を借りる法律なんです。で農地を買うのは農地法、借りるのは農用地利用増進法、これで例えばその500㎡の土地は買ってもらうと、500㎡は貸し借りですね。こういう仕組みを作ってやるのも特区でやればたぶんいいんじゃないかという、2つの方法がございましてですねどうかということです。まあ現行制度の中では事務局に聞くところによりますと、まあ遊休荒廃地ね、である場合には100㎡までは地元の農業委員会が許可すれば農地としてね使うことができるというようなそういうこともあるようでありますけれども、その遊休荒廃地ですから宅地とは離れちゃうもんでね、宅地続きじゃないもんで耕作するのに不便とかいろいろ問題があるかと思います。あともう1つもし申し上げますとすれば、特区でもしできなかったらですね、現在今飯島町内に4つの地区営農組合がございます。でここが今、一般社団法人化を進めております。で、農地中間管理局というそういうところへですね農地を預ける今仕組みが広がっているんですけれども、そういうところへですね小規模の農地を預けておいて、それを一般社団法人がまた戻して、そこに移住者とですね契約を結んで地代は貰う、農作物はあんたにやるというこういう仕掛けもできるんですね。知恵を出せば何とかできるということですが、これを特に国にですね手を挙げてやるっちゃうのも意味があるんですね。特区をね。であの後の教育問題でもそうですけれども、特区による方法というのはもう日本全国でやっています。でこういうことであの町長が言う、中央アルプスとですね南アルプスが観えるこの飯島町のロケーションはまあ世界一であると、また日本一の田舎暮らしを目指したいという町長の思いがあればですね、これはあのチャレンジしてみたらどうか、というふうに思っ提案するんですが如何でしょうか。

町 長

田舎暮らし日本一へのチャレンジの三本柱の内の1つの田舎暮らし日本一のチャレンジの中で、移住者をどのように迎えるかと、それをまた定住を目的でどのように迎えるかというお話だったかと思います。農地付きの格安住宅を私は提案してきました。これに似たようなものがクライנגルテンがありまして、中川村にも私の友人がやっておりますし、松本の方も見学に行きました。あのシステムについてはですねやはり場所が狭い。団地で並んでいるような感じがしたからね、せっかく都会の人が田舎に来て、夫婦げんかすると隣の家へ聞こえてしまうと、こんなような距離感であるからせっかく広々としたところへ来るんだったら、もう少しゆったりと農地を付けて住んでもらいたいなというふうに思っているわけです。その時に例えば1反歩だとすれば5〜6人に分ければ50坪ぐらいか

なあと、まあ想像の中ではお話しているんですけども、そのぐらい広さがあって、もちろん懂れて来るだけですから都会の人はね農業に。実際には知らないわけですよ。ですからその先生となる方はその地主である農家の方が先生になれるということで、農家の方は土地を貸せるか、まあ売ることについてはちょっとそこらへんの法律ちょっとわかりませんけれども、貸せる料金、農業塾の先生となる料金、こういう収入が得られるから高付加価値の新しい農業の価値を開拓するという意味では面白い考え方かなあというふうに思っておるわけでございます。またそこへ建てる住宅も地域の木材を使ったり、間伐材を使ったりして、飯島の建設業者に関わるいろいろの業種の方々が格安住宅の規格を作る。中小企業が集まってロケットを飛ばす時代なんだからお家も造れるでしょうと皆さんで。何とかハウスとか、何とかホームとかいうものに頼ることなく、飯島町の技術を結集してそういったものを提供できればですよ、農業、林業、建設業、張り付く商業、治山、里山整備、大きな産業の振興も含めた中でその事業が進められていかれるんじゃないかなというふうに思っております。具体的な法律関係については担当課長の方から、そのときにどんなような問題があるのかということについては、私もこれから勉強するんですけども今は答えられませんので、担当課長の方から詳しく説明申し上げます。よろしくお願いします。

産業振興課長

それではあの先ほど農地法の解説をしていただきましたのであえて申し上げませんが、あの飯島では下限面積といいまして、その面積をまあ10アールまで下げることができますので、いまそれはあの農業委員会でも検討しております。遊休荒廃農地等がある地籍につきましては、1アール以上であればそういった下限面積に設定できます。がただ飯島の場合には遊休荒廃農地が非常に少ないもんですから、そういった面で特区でやっていく必要があるかなという感じをしております。それともう1つは今中間管理事業で取り組んでおりまして、中間管理事業の場合には10年間という制約がございますので、その枠を取るにも特区でやっていかないとできないと感じておりますので、そんな点を研究しながら是非、格安住宅付きの農地、これらの事業展開を考えていきたいと思っております。

竹沢議員

はい時間が迫ってまいりました。もう1つの方法でこれは教育長にお尋ねします。あの総合学習の時間というのはいろいろあるわけで、飯島は飯島方式でやっております。あの申し上げたいのは福島県の喜多方市では総合学習の時間をですね3年生5年生6年生まで各学年35時間使って農業科という科を構造改革特区で認められて農業のことをやっております。とろであの先日七久保小学校がコミュニティースクール取り組みが評価されて文部科学省から表彰を受けましておめでとうございます。我が家に6年生もおりまして大変うれしいわけでありましたが、情報によると今年の重大ニュースの7番面にあるとかいうそうであります。教育長にお尋ねいたします。あの飯島町として現在の総合学習のね範囲の中で、例えば半分くらいこの農業科という特区を得ましてやったらどうかということをご提案いたしますので、そのことと、それから現状飯島町としてまあ学校農園だかあると思っておりますけれども、どのような取り組みをやっているのかを含めて、答えを求めて質問を終わりにいたします。

教育長

あの飯島町がですね飯の町ということで米作りを掲げている中で、子どもたちがですね田んぼで作業を手伝うという姿、ほとんど見かけなくなりました。またですね、野菜、特に夏野菜がですねどう育ってくるのか。それは裏の畑へ行ったら挽いてくれば食べられるんだという認識であります。言いたいことはですね農業が盛んである町にもかかわらず子ど

もたちが農業体験が少ない、という現状は私も問題というふうに思っております。でそういう中で先程お話のありましたように、七久保小学校でもできるだけ農業体験を入れようと、3年生ではあの花を作っている農家の方のところへ行行って体験をする。まあ飯島小学校においてはですね2年生が大豆づくりを行っている。ただそれは学習の範囲の中でありまして、非常に狭められた活動であります。まあしかしながら冒頭申し上げたようにですね、多くの多様な農業体験を子どもたちにさせたいというのは私もそのように思っておりますが、その中で生活科あるいは総合的学習の時間を当てるところが多いわけですが、すべてを農業体験にするというのはいかなるものかなというふうに思っております。その時々ですね子どもたちの学習課題もありますし、あるいは担任との協同の中でどういう学習をしていくのかという組み立て方もありますので、すべてを使うということは考えておりませんし、構造改革特区という制度をですね導入するという考えは現在のところありません。ある目的のために教育を子どもたちに関わらせるということはですね、過去の歴史の中においてもですね非常に不幸な経過もありますので、手段は手段としてですね、その目的のために子どもたちに関わらせるというような学習は避けるべきではないかなというふうに考えております。以上です。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は3時30分とします。休憩。

午後 3時09分 休憩

午後 3時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 折山 誠 議員

4番

折山議員

これまでのあの町長のご答弁をずっと拝聴しておりまして、町長、夢を語るだけの人かなあというふうな当初の認識を持っておりましたが、けっこうその夢に背景があるということを知りまして、今日は理解いたしました。ただあの、これはあくまでも語っている部分でありまして、これからまあ実践というね、試練が待っているかと思います。で、町長就任後間もない状況でございます。で行政内部の調整もまだ途上かというふうに思います。またあの町の財政分析でありますとか、先送りできない喫緊の課題だとか、そういったものはもう目の前に突き付けられているはずだと思います。当面する足場を固めて、その後に町長公約履行への具体的な政策を展開されて行くんだらうと、そんなふうに理解しておりますので、今回の私の質問は、現段階でお答えいただける範囲に留めておいていただいて結構でございます。従いまして課長答弁は無用に願います。それでは通告順に質問をまいります。

質問項目1、公約と現構想・計画の整合、これまでの議員の質問と重複する部分があるかと思いますが、ちょっと私の支持者の関係、傍聴に来ておりますので重複して結構でございますのでお答えいただければと思います。質問要旨1-1に入ります。人口フレームなどを基に策定されている構想や各種計画の整合、これについて伺ってまいります。去る11月26日の臨時議会におきまして、平成32年を目標として策定されているまちづくり10カ年計画、これでありまして、この基本構想の一部変更、これは先ほども人口と

いう部分で話題になりました。同じく来年度からの後期5カ年計画、これが議会全員一致で議決をされまして、町の最上位計画としての位置付けが決定をしたところでございます。これはまちづくりの方向性と町民福利の向上を進めるものでありまして、内容の大枠では下平町長の掲げていらっしゃる公約が目指す理念との齟齬はございません。そういうことで先程のご答弁の中で構想に掲げられた基本計画に掲げられた内容については、それで従っていくというようなご発言があったかと思いますが、それでよろしいかどうか後にご答弁いただければと思います。しかしながら気になりますのは、急激な人口減少、これに歯止めをかけて政策努力で急激な減少を穏やかな減少に変えたい、移行させたい、これが今の構想と計画の骨子になっております。対しまして下平町長は先ほど、私はよく回りに申してきました。15,000という数字はこれはあの簡単に言えば人口増政策を目指すんだよという意思表示だよと。15,000がどうかという話の中では、仲間内では、なぜ町長は30,000で言わなんだのよ、っていったような声も出ました。で先程のお話をお聞きしていると、これは300,000かもしれんねと心配が逆に出てきました。そうですね。はい。で、ちょっと私が感じるのは急激な人口増政策へのこの転換っていうのは、今ある構想・計画、これを具体的ないわゆる事業に移す段階の事業の優先順位、これにちょっと支障が出てくるのかなというふうに考えるものであります。わかりやすくご理解いただくために具体例で申し上げます。もし私の心配どおり町長の目論みどおり、東南海の皆さん避難を飯島へ決定されて300,000来るとします。その10分の1の30,000で結構です。今飯島町は30,000という人口の経験ないわけでありまして。何が困るか。今の南箕輪がそうだと思うんですが、保育園が足りない建設しなければならない、子育て環境の整備をしていかなきゃならない、要は今ある優先順位がもしそこを目指すのであれば、早急にその手当を財源とともに確保していく必要に迫られるものでございます。で、今度は逆に言うそうですね、そういった人口増を目論みながら、そういった子育て環境の整備の無いとこに人は定住するかというところ若者は来ません。とするとそこに狙うのであれば総合計画の中でも優先順位、事業のこの重要な施策はそこへ置いていくことになるのかなあ、そうするとこれまで目論んでいた他の事業はどうなるのかな、といったような心配を今します。が、これはまた分析をした後でないとお答えできない範囲もあろうかと思っておりますので、今町長の頭の中で思い浮かんだ言葉だけここでは述べていただければ結構です。お伺いいたします。

町 長

本日最後の折山議員のご質問に答えてまいりたいと思います。人口フレームを基にした政策についてですけれども、一番トップバッターの久保島さんのご質問の中で、15,000の位置付けはお話しましたが、まあダブっていいということなんですけれども、またそれより進んで今ある計画との整合性はどうかということでございますので、そちらの方に重きを置いてお話をさせていただきたいと思っております。今飯島町が人口9,800人、総合計画あるいは地方創生戦略ではときに9,500人を目指して政策の計画が行われているということについては、先ほども申し上げましたように、これは根拠のある数字ですからその計画に従って私も政策決定や行政運営を行ってまいります。これは基本でございます。そうしたときにも私の計画した人数15,000が早急に達成できたら、それはそれは困るでしょうね。子どもさん、保育園、お仕事場、ぜんぜん足りなくなってきました。そういうふうになってくればこれは嬉しい悲鳴というやつかなというふうに思い

ます。まあしかしこの人口を増やすということには、先ほど申し上げましたように、まずは観光で人を呼ばなきゃならないという施策があります。そしてその後に農地付き格安住宅の準備をしなきゃいけないこともあります。そのようにして飯島町というのはだんだんに魅力を高めていこうと思います。一気に2～3年ですごい人が集まるような魅力が高まれば、それはそれは嬉しいことなんですけれども、われわれができる範囲で住民の協力を得ながら人海戦術でやっていくと、一気にディズニーランドを呼んでくる訳じゃないですから。そのような急激な人口増があるということは私自身想定していません。ですからそれぞれに応じた政策、人が集まってきたら子育ての現場、保育園、そんなようなことから最初に着手していくのかなあと。その場に応じて臨機応変な政策決定をしていきたいと思っております。

折山議員

はい、まああの臨機応変な政策っていうのは、また言葉を変えたと行き当たりばったり、こういうところでもなりますので、まあ行政にはね、簡単に言うと民間と何が違うかっていったら、倒産した時に被害を被るのはその従業員と経営者だけではない。倒産しては困ります。不幸な道へ入っては困ります。ですから、確実な路線を歩むことがこの役場には求められているっていうことを、まず1点、お忘れいただかないようにしていただかないといけなかなという感想を持ちましたが、あの嬉しいやはり嬉しい悲鳴になるようにわれわれも協力して努力をしていかなきゃならないということは共通認識でございますが、財源というのは町長が想定されているよりもはるかに厳しいものがありまして、保育園1つ建設するのにかなり大きな他の犠牲を伴わなければ、その建設も臨機応変にできないということのご認識は深めていただきたいと思います。

質問要旨1-2に入ります。これまでの政策で民間感覚の足りないと感じるのはどの部分か。新たにどの様な民間感覚行政を展開しようとしているのか。これについてはですね私も今までのご答弁を聞きながら、確かに発想力、アイデア、いろんな意味で新しい風吹いたなあとという感想は持ちました。改めてここで端的に私にもう少しわかりやすく、今まで民間感覚、行政の中で、ここ足りなんだぞよと、おれはここんところを変えたいぞよと、いうものをもし端的にお答えいただけるようでしたらお答えいただきたいし、先ほどまでのご答弁の新感覚でよろしければご答弁結構でございます。伺います。

町 長

民間感覚とは何ぞやとこういうお尋ねかと思います。

折山議員

足りなかった部分。これまで足りなかった民間感覚はどこにあるんだよということです。

町 長

官から民へという願いとともに民間感覚を強く望んでいたのは町民の皆さんです。私が町長として今現在ここに立っておること自体、民間感覚でございます。今まで20年、行政畑出身の方が飯島町の舵をとってこられました。ですから民間育ちの私がここにいること自体、大きな民間感覚と過去との相違ではないかと思えます。そして私自身が発する言葉とか考え方とか、もちろん政策、これは民間感覚がにじみ出たものだと思います。そういうところが私の思う自分で出した精一杯の民間感覚であると思っています。

折山議員

よくわかりました。あの民間出身の方がそこに存在することが、民間感覚のまあ象徴だというふうなお話だというふうに理解をいたしました。

質問事項2に移ります。定住促進施策について伺ってまいります。質問要旨ですが、前町政の中で定住促進進んでまいりました。一方で多くの地域課題も生じてございます。課題とどう向き合い更なる定住をどのように進める考えか、これについて現段階で思ってい

らっしゃることがあれば伺ってまいりたいと思います。町長が各方面でお話をされてまいったとおり、近年の当町は急激な人口減少に衝撃を受けてまいりました。これはあの転入数を転出数が上回るといういわゆる社会現象、それから加えてですね少子高齢化、高齢化率の高い当町、少子高齢化に伴い出生数を死亡数が上回るという自然減、これも際立ってまいりまして、この相まってによるものでありますし、前町長の言葉ではこういうふうに言うておりました。リーマンで多くの外国人労働者この町内にいたわけなんです、一斉に解雇になり帰省をしたと、それが前回のいわゆる国勢調査に跳ね返って、いわゆる出産適齢期の女性の数が激変したことによる、いわゆる人口問題研究所のああいう結論だというのが前町長のお話でした。が、それもあるんでしょうが、現実にはやはりあの当町の、うちばっかではない他所にもある停滞感、いろんなものの中の地方の衰退の象徴が当町ではないのかなというふうにも受け止めております。しかしながら前町政ではこれはもう議会もそうございました。定住促進政策に町を挙げて力を入れてきた結果、このところ転入者が増加しておるといふ事実があるろうかと思います。急激な人口減少に幾分歯止めがかかってきたのが今日かなあと思います。一方で転入者が増加してきたことにより、今町でもかなり課題を住民から突き付けられているわけです。どこからか。区や耕地・自治会からです。区や耕地・自治会、地域自治に大きな課題となっておるわけです。なぜか。これは無理があつて両方の主張に無理はないと思うし、両方の意見にこう納得できてしまうものなんです、町長目指す都市圏からこちらへ移住っていうものをまあ想定しながら積極的に働きかけようとしていっているわけなんです、都市住民っていうのは負担が極めて少ないわけなんです、金銭的負担。しかも税外負担も道路清掃もなければ河川清掃もない、雪かきもみんなやってくれるっていったことで、税外負担もないわけなんです。ところがここへ入ってきたとたんに月額、自治会によって違うわけですが、まず入会金いくら、月々の自治会費がいくら、区費がいくら、運営費がこれだけあります、他に河川清掃毎何曜日出てください、雪かき出てください、場所によっては道路の草刈りも自治会単位でやっているとこもあるろうかと思います。いろんな税負担に一拳に強いられるわけなんです。この心の受け皿、準備が本人たちは整っていないわけでありまして。しかも若い方は私よく切ながってお聞きしたんですが、有り金全部はたいて土地を買って家を建てて子育ての真っ最中、ようやく仕事を見つけて何とか生活できる状況でここへ来たときに、やはり月々何某か年間60,000だ何万だ、神社費も入ってきます。何が寄付があります。お花見も寄付があります。っていうことを立て続けに毎年こう迫られると、ちょっと限界を超えた負担になるわけですね。ですから私いつも思うのは受け入れる側もうちょっと許容力をもって、何年かのこう深いお付き合いを重ねる中で自然に入っていただけであればというふうなことを思っているのは私なんです、一方でやっぱりあの受け入れる自治会側はもう自治会運営に支障が来ているんだと、今まで何か田んぼだったところ、道路の除雪が必要ないところに家が建って団地ができてしまった。その道路をかいてあげないとその皆さんに出勤できないんですね。そうするといやでもまあ自治会でやるし、その皆さんの手の力ではとても無理な豪雪の時もございましたね、何年か前にね。で受け入れる側は、われわれは人口が増えて活気が出てくれればいいなと思うんですが、現実には今度は自治会の運営に携わっている皆さんからしてみるとお荷物になってしまったという受け取り方があるんですね。で、この両方の意見がこれからも度々町長の下に寄せられるわけです。私から

もこうやって一般質問を通じてこの思いを寄せてまいります。さあこれをどういうふう
に解決して仲を取り持ち、移住者をさらに増やす方向へつなげていくのか。何か今こう民間
的な感覚の中で、こんなことをどうよ、っていうふうな、おもてなしは私も十分理解しま
す。それ以外に何かウルトラC思い浮かぶようでしたらちょっとここでご披露いただけれ
ばと思います。なければ結構です。

町 長

定住促進はするはいいけれども問題が多いぞと、確かにそういう問題は飯島町だけでは
なくて、どこでもそのような問題があるかと承知しております。まあ両方とも可哀想です
ね。この地域に引っ越してきて、なんだそんなことだったのかと、大枚を投じたお家を置
いて帰らなければならない方もおるやに聞いております。誠に不幸なことだと思います。
やはり今の段階では定住の希望者の方々によく状況、田舎のお付き合いというものをよく
最初にお伝えすることが大事なあと。家が建設されるからそれでよしとせずにはですね、
建設を請け負った方もよくこういう状況であるよということをお話ししなければならないん
じゃないかなというふうに思っております。もちろん役場にもそういう移住の希望があつ
たときには、役場の皆さんはしっかりと状況をお話する、これは責務があるんじゃないか
なというふうに思います。それと定住促進室で行われている「大縁会」、これは地域住民
の方々と移住者が交流して理解を深めるためには、非常にいい機会を設けていただいてい
ると思っています。そんなような場面でですね先ず地域住民の方々がそれぞれ移住者も含
めて仲良くなることが理解の一步かなというふうに思います。神社を抱えて氏子、ねえ、
ああこれは生活の神様が守っているということを理解するには、なかなか理解するに時間
がかかると思いますので、そういう時間を含めながら長いお付き合いをしてだんだんに理
解をしていっていただくことが大事ですし、今このような飯島のひとつの人口減の危機を
迎えているというところを、やはり飯島町民もしっかり理解して、できるだけハードルが
低いそういう迎え方というものを、耕地の方々が考えていただければありがたいなあとい
うふうに思います。そこで人をお迎えすることによって子どもも増えますし、子どもが増
えれば1学級じゃあなくて2学級にもなるし、子どもというのは多くの友達と一緒に生活
して集団生活を学んでいくということに大きな利点があると思いますので、私だけがよし
とするだけではなくてですね、そういうところへも大きな影響があるし、飯島町全体の活
気が出てくるということは、その方のお家の後継ぎも飯島へ残るという経済基盤ができる
ということですから、そういう遠くを定めた中での今後の耕地、区の考え方で、皆様方が
そういうことを考える機会を増やしていただきたいなというふうに思っています。

折山議員

そうですねあの基本的にはそういうふうに思います。が、ただですね町長、今までそれ
でやってきているんですねそんなようにして、やってきているんですがなかなかうまくい
かないという現実がね、目の前にあって、それはねもしかすると今回いい機会なのかもし
れませんか。こういうまちづくりをしようという訴えをして出てきた町長が自ら市井へ飛
び込んで、おい一緒にやってくれよと、みんなももうちょっと気長に向うが入ってくれる、
そういったおもてなしの受け皿を作ってくれよという組み立ての中でね、出向かれて、で
きたら町長目指される井戸端会議、本当に小さな場所でひざを交えて町長自らやっていっ
てくださると、意外と職員がねいると、またおめえ役場のやることじゃねえか、で終わっ
ちゃうんですよ。ところが町長自ら飛び込んでいっていただくということが、もしかした
らこのまちづくりの大きい基盤づくりになるのかなっていうような印象を持ちますので、

ぜひその情熱を持って地域の中でのそういう話し合いの機会ではなくて、町長が飛び込んでいって説得する機会も増やしていただけるように求めまして次の方へ移ってまいります。

それじゃあ質問事項3、限られた任期の中での公約実現、これはあの私自身もそうですし、あの町民に選ばれた人間のどうしても課せられる1つの大きい課題だと思います。で、質問要旨なんですが、町民に数々の具体的公約を示した、4年間の限られた任期の中で主な公約実現、これをどのように位置付けているのか。具体的なスケジュールを今お持ちでしたら答えられる範囲でお答えいただきたいと思うんですが、まあ町長の今までのご答弁の中でね、大枠、ちょっとこれは私も応援したいなあと思いますが、まあ町長この中の当面する喫緊のものは副町長なり職員にまあお任せをして、町長はこの今までにない活力のあるまちづくりのために外へ飛び出して、是非、人口増ばっかでなくてですね、私の支持者からはとにかく町長に産業振興をどうするんだと、工業企業誘致どうするのよ、働く場をどうやって確保するのよ、それがなくてだれが来るのよ、こういった議論を迫られてまいりましたが、やはりあの就任したての町長にそこまで向けてもですね、まだやっぱりじっくりと準備されて、やっぱり背景をもってお答えいただいた方がよりあの現実的な議論が深まると思いますので、ここでは今ね、このことだけは俺の任期中にやるんだというものがあったらお話しください。

町 長

私の任期の中でどこまで何ができるかということなんですけれども、私のあの三本柱をチャレンジを基軸にして各基に4つの項目を掲げております。その中にはやはりあのゼロ予算でもできる部分もあります。それは風通しの良い行政とか、そういうお迎えする役場の体制とか、そういったことはゼロ予算で出来ますから、そういったことは早急にでも組織を整えてそれが徹底するようにやっていけるんじゃないかなというふうに思います。それと予算に関わる大枚の税金を使わせていただく事業につきましては過去の事業の経緯もありますでしょうし、で私が掲げた事業が政策的に資金、法的なもの、そういったものの調整がとれる順番もあるでしょうし、そういったことを考慮した中で優先順位をつけてやっていきたいというふうに基本的には考えています。されど今立ってこれだけは先にやりたいというものを挙げてみるという機会をいただきましたので、それにつきましては先ずはこの町民が熱い思いで、よし行政に参加するぞと、こういう機運が今回の選挙のおかげで盛り上がっております。12年ぶりの選挙でしたので、そういう応援をするまちづくり、チューリップの苗を植えるよ、声をかけてくれ、こういう声はまだ温かいうちに、そのアルプスのお花畑構想、それに準ずる生活安心空間の農地付き住宅、この辺は早急に取りかかりたいというふうに思っています。

折山議員

はいあの飯島町の観光を大きく位置付けて、それに向かって町民が一丸となってまちづくりを活性化していこうというアルプスのお花畑構想、よろしいかと思います。で、町長、まあこれに関連したことなんですが、まあ今日もお見えになっていると思うんですが、よそから移住してきた若いご夫妻がいるんですね。それで前の町長にも申し上げました。その皆さんはこういうふうに言うんです。本当にここは町長と同じことを言いました。それで町長もご承知、宮沢フルートの会長、宮沢さんもこういうふうに言うんですね。町長と同じことを言っていましたね。宮沢さんは世界中歩いたけれどこの自然が一番素晴らしいんだと。でまたあの移住してきたその方もこういうふうに言います。移住してきて毎日が新鮮なんだと。あの朝日の当たる山の風景、稲穂、雪の積もった道、すべてが都会には

ない新鮮さを感じるんだと。ところが移住されてきたその方はもう1つこういうふうにも言いました。今まで本当に新鮮に映っていたものがここで日常で生活が続けていくとだんだんに色があせてきてしまうと。だから私の感覚のまだ新鮮なうちにぜひ私いろいろアイデアを持っているから町へ提言していきたいということで、これはあの移住者の皆さんはこの自然が良くて来ている、そのとおりですよ。その感覚の新しいうちに暮らし続けるとほぼ私と同じです。私、阿智村から来ましたが、阿智村は前で100メートルが山、振り向くとそこが100メートルが山、ここへ来たときにはなんて広い世界があるんだろうと感動しました。でもここ住み続けているうちに当然のこのようになって、今度は伊那市の方へ行くとやここ広いなというふうに思うようになりました。ですからそこに住み続けると意外と自然やなんかもあのちょっと色あせてしまう、感覚も鈍くなってしまうものがあるんで、その良さを伝えていくためには是非早い時期に、その皆さんが移住したての頃に、なにがいいのよ、どうしていったらいいのよ、というような声を拾い上げる機会も是非積極的に設けていただけると幸いですし、その皆さんもそのように望んでいるということで、取り組みの方を求めまして質問事項4に移ってまいります。

質問事項4、活力あるまちづくりに住民の総合力をどう引き出すか。質問要旨であります、下平新町政のまちづくりの礎、これは住民の知恵と行動をどの様に結集しようとしているか。ここにあの鍵があるんだかというふう思います今までのご発言を聞いていらっしゃると。これについて伺うんですが、あの町長これまで、これ嫌味でなくて率直にお伺いをいたします。あのいじわるだと思って聞かないでね、素直に聞いてください。町長これまでに毎年町で主催してきた町政懇談会、それから議会が住民懇談会を開いています。ご承知であるかどうかと出席されたことはあるかどうか、もし出席されておればそのときのご感想、この3点ちょっとお答えいただきたい。

町長

行政懇談会とか今おっしゃられた会議、私今まで出たことございません。その代わりにモンゴルへ行ってわが経営をしっかりと潰れないように儲かるように一生懸命やっておった身でございます。1年のうち半年間、1回行くと3カ月、年に2回行っていました。帰ってくればこちらの経営に精一杯でございましたので、申し訳ございませんけれども出席はしておりませんでした。

折山議員

大事だと思うのは、出席される方というのは限られていましてですね、こういう呼び掛けに応じられるという方は。でその皆さんというのはあの気持ちは分かるんですね。で一番っていうのは出席されなかった方の思いがどこにあってそういう呼び掛けに応じなかったか。町長の場合はモンゴルへ行っておって帰って来ると仕事が忙しかったと、こういう理由でそれぞれの懇談会には欠席だったと。さて町長そういった皆さんを相手にこれから懇談を重ねていくわけなんです。結構棘なんですよ。人は思っているほど割合ね最初のころはいいんですよ。行ってくれるんです。行く行くつって。ところが2回・3回頃にはもう区長が区会議員に出て来いよって指示をして、自治会長で気の利いた人はもう自由参加、気の利かない方は役員は出て来いよって言って自治会の役員は強制参加、そういうところは人数が多いんだけど、自主参加にしたところは、例えば新田自治会150世帯あります。人数はどのくらいあるんでしょうか。数人とかこんなような悲惨な結果になっていくわけですね。でこれが現実なんです。でこれから町長のキーワードであります住民の知恵と行動をどのように引き出していか。先ず議論から始まる、集会から始ま

るんですが、人集めがなかなか厳しいなっていうことをちょっとご理解した上で、ちょっとまた町長いろんなあの今までお聞きしておると、1つのことに対してちょっとわれわれの及ばない発想を持っていらっしゃるんで、何かね、そいじゃ景品出す、そういうことじゃだめですよ。金を使わない方法で何か人を集めれるウルトラC、是非まあご検討をいただければと思います。ちょっとあの職員がもう知恵を出し尽くしていると思いますんで、ちょっと新しい風を吹かしてみてください。

次にですね、今のはもうお答えいただきましたので。じゃあ次で答えて。町長の方にちょっともう1つ嫌な質問というかこれもやっぱり同じことでお伺いをします。ちょっと先に社協のボランティアクリスマス、一緒に行きましたね。大きい声でごあいさついただいてありがとうございました。町の福祉はボランティアの皆様を支えられているっていう、あの人数を見て、あれ一部ですよ。本当に関わっている一部があれだけの数です。これ実感されましたよね。ということでかなり町政運営にはボランティアとかあの住民の皆さんが関わってくださっているんです。で、福祉以外にも植栽ボランティアだとか桜守だとかいろんなボランティア活動ございます。ここでちょっとお聞きします。町長はこれまでにどこかの団体に所属、あるいは何か町内ボランティアに取り組まれた経験をお持ちですか。これについて何うんですが、「いーら」についてはあまりにも有名で取り組まれておりますので、これはもう周知の事実でありますから、これ以外に町のため地域のために身を呈して動かれた経験お持ちかどうかを伺います。先程の答弁漏れがあれば併せてお答えいただいて結構でございます。

町 長
折山議員
町 長

4-1になる？

今のはね4の中です。

先ずあのボランティアに参加したことがあるかと、NPOを除いてということでございます。私ね、この社会開発運動につきましては28歳のときから40歳まで駒ヶ根青年会議所に属しておりました。これは地域の社会開発運動、青少年開発運動をやる団体でございまして、毎年毎年数々の地域奉仕を行ってきました。まあそれが最終的に駒ヶ根青年会議所の理事長という最高責任の地位をやらさせていただきました、当時は120名ぐらいいたんですよ、今30名ぐらいなんですけれども。そういう方々の先頭になって地域奉仕をやってきた経験はございます。ですから、そういう方々がもちろんJCも社会参加、社会奉仕することにおいてお金をいただくという団体ではありませんので、逆にお金を出して、年間何十万かのお金を出して、そういう仕事をやらさせていただいたという団体でございます。飯島町には先日ボランティア活動の方々と忘年会でお行き会いました。折山議員のおっしゃるとおりそのバックにはまだ何百人という飯島町を支えるボランティア活動をされる方がおられるということは、あのパワー、熱気、すごいもんだなとひしひしと感じまして、その方々が飯島町を支えているということを心に銘じたわけでございます。それでどの様に住民の総力を結集し活力を出すかということについて何か答えを請求したようで申し訳ないんですけれども、この1つの場面が飯島町営業部というものなんです。そこではですね町民の皆さんたちが何かこれをやりたいというプロジェクトを吸い上げて、それを実行するにはどのようにしたらいいかという役場の行政の法律、あるいは資金的な知恵を合算してやるということなんで、そこへはいろいろのご意見が集まってくるんじゃないかなというふうに思っています。基本的にそれは営業部ですから経済が関わる場面で

す。これも二宮尊徳の言葉ですけどね、「道徳なき経済は犯罪である」「経済無き道徳は絵空事である」とこういう言葉があるんですよ。やはり道徳、道徳と言ってみても、片や経済が伴っていないと、ボランティア精神には反するんですけども、そういう思いがなければ長続きしないという、これは基本的な人間の性を言われたんじゃないかというふうに思います。ですからただ会議で集まってください、まちづくりのお話をしてくださいと言われてもなかなか興味を持っていただけないのが現状ではないでしょうか。しかし、私の趣味をこういうふうに生かして少しお金儲けしたいわ、こんなあの6次産業どう？ということを考えアイデアを現実的にビジネスにするという話の機会、どんな話でも来てくださいという場面であれば、それは興味深いお話になるのかなあというふうに感じております。

折山議員

だいたい町長のお考えはあのわかりましたが、ただ町長ね、道徳だけで一生懸命やろうとしている集団もあるんですよ。でこの人たちね、町長経済界の人間ですから理解できないかもしれませんが、純粋にですねこんなふうに言っているんですよ。今自分の存在っていうのは次の時代にいろんなものを引き継ぐために俺はおるんだよ。だから経済活動なくても自己犠牲があってもこの町を良い状態で俺の子どもや孫に引き継ぎたい、そのためには俺に何の儲けがなくてもまちづくり頑張るよと、いろんなことに協力するよと、いう集団も多いことは心に留めておいていただいて、その皆さんが経済活動が伴わないからダメというような認識は持たないようにお願いをしたいと思います。ああお願いではなくて求めて次の質問、これ最後になります。

質問事項5、新年度予算編成に住民の声をどう反映するか。質問要旨「9, 0 0 0を超える住民の声を反映すべく新年度予算編成にどのように取り組むか」ということで伺うわけですが、先ほどの三浦議員のご発言の中で、直接まあ予算編成に参加をという、そういう視点とはちょっと違う感度で伺ってまいります。よく町民の声を町政に反映しますという言葉に耳にします。特に選挙に際しての立候補者が使う言葉であります。こういう私も選挙に際して皆様の声を町政に届けますという、お訴えをしながら議員にさせていただきました。私はあの執行者ではございませんから一般質問を通じてこのように町民の皆様から寄せられた声を、たとえ私の思いと違っていても、こういうような声があるけれども町長どう考える？という形で町長にお伝えをしてまいりました。で共に議論をしてみました。しかしながら行政執行者たる町長は、町民の声を幅広く吸い上げて、その後選択をしながら政策決定をしまいるお立場に立たれました。しかし町民の多くは物言わぬ町民です。先ほども出てまいりました。大切なことは、ここで発言できる人はどこでも発言する人なんです。なかなか人前で直接発言できない声なき声の吸い上げ、これが大事だと思います。圧倒的にそのような皆さんが多いわけであります。われわれ議員も、議員は地域、地区それぞれの主張の分野を代表して出てくるわけですから、その支持の皆さんの声を綿密に吸い上げて、この場で町長にお伝えするのが役割でありますので、われわれももちろん同様なんです。仮にそういった手法をもってこれらの声を吸い上げることができたとしても、町民の声はさまざまです。性別、職業、年齢、趣味、独身か既婚か、独り暮らしか否か、将来に対する夢、希望、こういったものの異なる一人ひとりを取り巻く環境が異なれば、行政に向けてくる声も一人ずつ違ってくるわけでございます。これら町民の声は町長が外向いていつて話をすれば解決するものは割合少なく、多くは予

算を伴う事業に向けられる声でございます。現在、町長は実施計画のローリング作業、それから新年度予算編成の真っ只中に置かれているかと思います。これらの多岐に亘る住民の声が、アンケート、議員、それから直接町長へ、あるいは町長の懇談会これからも定期的に開催されて行くんでしょうが、そういったところで吸い上げられていくわけなんですが、どのように予算に反映させていくのか。俺の公約はここにあるからこの部分に予算を配分していくんだということではないように先ほどからお伺いしました。町民の皆さんの願うことが俺の政策であり、それを中心に据えて予算も組んでいくんだというようなご発言だかと思いますが、それでよろしいですか。

町 長

予算編成の心構え、住民の意見をどのように予算に反映するかと、こういうご質問でございます。飯島町の町民の方々にはいろいろな環境、いろいろな考え方、いろいろな年代、人生まさにいろいろな方がおられると。そういう方の意見をどのように吸い込むかと、それを予算に反映するかということは、今に始まった話ではないと思っております。過去、飯島町来年で60周年を迎えます。その時々予算編成についても、そういう環境の中で予算編成がされてきて、この町が運営されてきたと思います。これからも基本的には皆様方飯島町議会の二元代表制の民主主義の機能を生かした中で、私どもと共に町民の意見を吸い上げて適切な予算編成、予算運営、政策執行を行っていきたいと考えております。が、意見がなかなか出ないよということではありますけれども、私が今回掲げてきた三本柱の政策については、ある意味それは支持を得ているというふうに考えていますので、具体的にはその辺の事業これは基本的に飯島町の基本構想や計画に相反するものではないと私は考えていますので、それを具体的に進めるものだと思っていますので、町民からも支持のあったこの政策を中心に、皆様方と一緒に町民の声を聞きながら進めてまいりたいと思っています。よろしくどうぞお願いいたします。

折山議員

はいあのちょっとこれ町長が当選した翌日の日報なんです。で先程町長あの「流言飛語」といったような言葉も使われましたけれど、それではなくて町民の一部にはねやはり心配する声もあるよと。でも十分今日のね議論を聞いて、裏付けもあるよということも理解された町民はおると思いますので、町長に対して厳しい意見も、これはもう選挙終わっちゃってるんですから、これは一人の町長に向けての町民の真剣な声だということをご理解いただくことを求めて私の一般質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時21分 散会

平成27年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年12月18日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

中村明美 議員

滝本登喜子 議員

浜田 稔 議員

本多 昇 議員

○出席議員（11名）

1 番 本 多 昇	2 番 滝本登喜子
3 番 久保島 巖	4 番 折 山 誠
5 番 橋場みどり	7 番 三浦寿美子
8 番 浜 田 稔	9 番 中 村 明 美
10 番 坂本紀子	11 番 竹 沢 秀 幸
12 番 松 下 寿 雄	

○欠席議員（1名）

6 番 堀 内 克 美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者														
飯 島 町 長 下平洋一	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>総 務 課 長</td><td>宮 沢 卓 美</td></tr> <tr> <td>企画政策課長</td><td>鎌 倉 清 治</td></tr> <tr> <td>住民税務課長</td><td>大久保富平</td></tr> <tr> <td>健康福祉課長</td><td>宮 下 寛</td></tr> <tr> <td>産業振興課長</td><td>唐 沢 隆</td></tr> <tr> <td>建設水道課長</td><td>田 沢 義 郎</td></tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td><td>堀内喜美江</td></tr> </tbody> </table>	総 務 課 長	宮 沢 卓 美	企画政策課長	鎌 倉 清 治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	宮 下 寛	産業振興課長	唐 沢 隆	建設水道課長	田 沢 義 郎	会 計 管 理 者	堀内喜美江
総 務 課 長	宮 沢 卓 美														
企画政策課長	鎌 倉 清 治														
住民税務課長	大久保富平														
健康福祉課長	宮 下 寛														
産業振興課長	唐 沢 隆														
建設水道課長	田 沢 義 郎														
会 計 管 理 者	堀内喜美江														
飯 島 町 教 育 委 員 会	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>教 育 長</td><td>山 田 敏 郎</td></tr> <tr> <td>教 育 次 長</td><td>小 林 美 恵</td></tr> </tbody> </table>	教 育 長	山 田 敏 郎	教 育 次 長	小 林 美 恵										
教 育 長	山 田 敏 郎														
教 育 次 長	小 林 美 恵														

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	宮 下 務
議 会 事 務 局 書 記	宮 下 弥 紀

本会議再開

開 議
議 長

平成27年12月18日 午前9時10分

おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。なお、堀内議員から欠席の旨通告がありました。

議 長

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。

9番 中村明美 議員

9番
中村議員

おはようございます。それでは通告に従いまして一般質問を行います。1、「町長は待ちを売り込むトップセールスマンとなる」成功への一番大切なことは何だと考えているか、について質問をいたします。一昨日の一般質問における下平町長の答弁内容を聞き、行政改革への強い意気込みが伺えました。私は下平町長が掲げた政策に期待するものであります。そしてその実現には常にモチベーションを高く持つことが大切ではないかとの観点からこのような質問をいたします。私の考えを先に申し上げますので、少々長くなりますが感想と町長のお考えを後ほど伺います。高坂前町政では国の経済状況が低迷する中で後世への負担を極力抑える努力や、国県との連携をとりながらの経営でした。町民にとっては我慢の時期もありましたが、その努力の結果、飯島の現在があると実感いたします。2つの道の駅や企業誘致も進み、近隣の地域の注目の的にもなってきました。時代は地方に焦点が当てられ、町民の地域活性化意欲が意識が高まってきたそのときに、このたび町民の大きな期待を受け下平新町政がスタート、民間感覚を生かしたまちづくりを町民は望んでいると感じます。町長は施政方針で「儲かる飯島町」にして後継者を生み出していきたいと、さすがに経営者ならではの発想で意気込みを感じます。微力ですが私も共に尽力してまいり決意です。施政方針に掲げた政策実現に向け、町長は町を売り込むトップセールスマンとなると言われています。町長自らが先頭に立って営業に歩くのは町長の使命の1つであると思います。しかし、あえて掲げるには何としても儲かる町への強い意志があるものと伺えます。政策の三本柱はどれも町民の期待に胸膨らむ内容です。経営者でもある町長に言うのはおこがましいですが、儲かる飯島町の成功は一朝一夕に行くものではないと考えます。当町9,800人の家族が豊かに暮らすためにはさまざまな課題が山積しています。だからやりがいがあると町長は命を燃やしていかれることでしょう。ぜひそうあってほしいものです。町民の期待を背負って政策実現するために固い信念が求められます。これはナポレオンの言われていることですが、ナポレオンは「信念は私の思考と生命にエネルギーと行動力を与える永遠の妙薬、私が何かを達成させたい時、信念がそれを可能にしてくれる」と。是非強い信念を持っていただき、公約実現へご尽力されることを望む次第です。そして私がトップセールスマンとして行動するうえでは、常に生産者、製造者など現場の顔を見て働く人たちと一にしていく心、思いを一つにしていくことが大事であると考えます。顧客満足度を上げるには生産者、迎える側のモチベーション、動機、意識付けを高く持ち続けることが重要でしょう。トップセールスマンとして常に現場とのコミュニケーションを図ることが営業マンの心得として重要な部分だと思います。トップが現場

に足を運んでいる企業は発展しているということもあります。政策実現へ私が考えるトップセールスマンの心得として現場第一主義にすること、についてどのように思われるか、地方創生のこの時に飯島の力を総動員する仕組みが必須であると感じます。しかし町長は公務が多忙であります。限なくですね現場を歩くということは不可能に近いわけです。でも方法はですね今スマホとか、または部下を使ってとかですね、そういう方法でいくだけでも現場とのコミュニケーションがとれるという意味で、現場との密接なコミュニケーションということを掲げて必要だと考えております。下平町長にとって政策実現への信念と、トップセールスマンとして一番大切に考えていこうとすることはどのようなことなのでしょうかが伺います。

町 長

おはようございます。本日のトップ、中村議員より、トップセールスマンの心構えということでご質問をいただきました。私の掲げた三本柱につきまして中村議員よりご期待をいただいております、非常に心強い限りでございます。また時折にいろいろのアドバイスをいただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。あの三本柱はですね、私が基本とする町の行政の使命というものをこの言葉で言い表しているんです。「みんなが安心して暮らせる豊かな町」このフレーズにはね2つの意味がありまして、「みんなが安心して暮らせる」という1つの行政サービスの部分ですね。それと「豊かな町」この2つ。豊かな町という方はこれは経済の活性化のことなんです。で、飯島町はみんなが安心して暮らせるっていう部分の行政サービス、福祉、子育て支援、そういった部分は皆様方も評価しているように高く評価されているのかなというふうに思っています。そしてこの豊かな町っていう経済にかかることについて、行政が積極的に関わっていくという部分が少し足りなかったかなというふうに感じているんです。それが町の活性化とか、店舗が少なくなっちゃったとか、人口が減ってっちゃうとか、そういう現象として表れているのかなというふうに思っています。ですからこの豊かにする経済を活性化するという部分において、町長の役目としてトップセールスマンであるという位置付けがあるというふうに思っています。セールスマンの中のトップという意味ではなくて、飯島町のトップとして責任ある立場として、最前線で交渉し飯島町を売り込んでくると、こういうことがトップセールスマンのお仕事かなというふうに思っています。ただどもトップが外ばかりに出ているとね、内なる固めが出来ていませんから、やはり内もしっかりやらなければならない。しかしトップがどのような考え方で外へ売り込みに行っているかということ、やはり内なる社員、いわゆる職員さんも知っていなくてはならないと、こういうことでそういう価値観の共有といいますかね、そういったものがやっぱし必要、それが賢固でなければ力強い飯島町の土台ができていないというふうに考えています。ですから基が非常に大事です。その上でトップセールスマンとして出掛けていくんですけども、その時にはですねやはり中村議員さんがおっしゃったように、自分のモチベーションが大事だと思います。それはねえ、やっぱねえ、裸一貫外へ出ていくんですからねえ、怖いですよ、不安ですよ、それは普通のビジネスでも同じです。海外へ出て行って自分の商売を立ち上げてくる。言葉も通じないところへ行く。そういう心構えからいくとですね、やっぱし自分のビジョンというものをしっかりした中で誰とでも対等に話をするという、くそ度胸、ビジョン、がなければこれは相手に通じないと、こういう経験を何度もしてまいりました。まあ日本の場合には外国ほどね言葉が通じないっていうそういう壁はありませんから、誠心

誠意のお話をして、私の考える飯島町、世界一のステージである、ということをベースにして、そこへすばらしいお花畑ができるんですと、こういうところへ住みませんか、こういうところへ企業来ませんか、こういうお話をさせていただきます。それにつけてもやはりこういうふうになりたい、先程申しましたように、私の夢を語るやっぱしビジョンはおっしゃったように一番根底になければならないと思います。そして行動するひとつの素材としてですねやはり重要なのは情報だと思います。いろいろの情報を寄せていただきたい。これは個人が集めるには限界があります。いろいろの方々のいろいろの立場で飯島町の方がおられるわけです。また飯島長野県県人会とかですね、名古屋の飯島県人会、長野県県人会の飯島の方々、そういった方々にもしっかりと情報をいただかなければならないかな。だから情報手段をしっかり持たなければいけないし、もちろん議員の皆さん方もそれぞれの顔の広いところを生かしてのいろいろの情報をいただくということです。その情報をいただいて先ずトップセールスマンとして必要なのは足です。足で稼ぐ、これをまあ現場主義という言い方もするかもしれません。やはりどこへでも出ていくと、机を椅子を温める暇はないということの表現に代わるんでしょうか。やはり足で稼ぐというのは基本だと思っています。まあざっとこんなような感じでトップセールスマンというイメージを私は持っています。

中村議員

はい、町長が自ら足で稼ぐというそういうトップセールスマン精神は理解、昨日の答弁からも本当にあのいろいろな答弁で感じ取ることができました。私はあのちょっと違う角度であのお答えいただいたかったんですけども、それはあの飯島にあのまあ迎えるね、迎えるために営業に行くという姿勢と、またこちらの迎える側、例えば飯島町の住民であったり、あの生産者であったり、農家の皆さんであったりという人たちは、あの町長が一生懸命営業に歩いてくださっているトップセールスマンとして、いるんだということはあっても町長の顔をとか声とか思いというものの、自分たちがこんなに一生懸命やっているんだけれども、町長と意思が疎通しているのかどうかという不安はあって、あの常に会社でもそうだと思うんですよ。社長が全然職場に顔を出さないで出張、出張って出ているけど、いったい自分たちの思いをどこまで汲んでくれているんだろうという不安はあります。しかし電話であってもメッセージであっても何であっても、ご苦労様とか、そういうね何かあのこのコミュニケーションをとるものが、一言でもそういう人たちの現場に入ると、ああ自分たちのために頑張っている、忙しくて来れないけど一緒に町長に呼吸を合わせて飯島発展のために頑張ろうという、そこがトップの姿勢として私は本当に一番の基本に持っていていただけたら、町が今1つになるこの気運がね、あの高めなければならない時です。是非そのところを今後の中でですねあの検討をしていただきたいというふうに思います。あのトップの姿勢が町民を動かすといっても過言ではないでしょう。町長の声には町民のやる気を目覚めさせる響きがあります。実現にはスピードも大切ですが、焦らずにしっかりと現場を歩き、現場の思いや課題を把握したうえで政策の成功に向けた取り組みを求めますが、町長のお考えを伺います。

町 長

はい、まったくそのとおりで、あのまあ内なる固めという意味はやはり職員のみならず飯島町の皆さん方、私が選挙中に町民の皆さんに訴えてきたのは、今自らが町民の皆さん自らが力を合わせて飯島町を甦らせると、そういう気力を持って一丸となって動きましょと、働きましょと、知恵を出しましょと、言ってきたもんですから、原動力はやつ

ぱり町民の皆さんだと思っています。ですから2期目も勝とうなんてそんなせこい考え方じゃなくてですね、常に町民の皆さんと接してそういうモチベーションを、今せっかく今選挙を終わったばかりで、今回の選挙はねえ重要な意味でね、そういった意味で非常にあの町民の意識を高めた良い機会だったと思っています。町のことについて考える機会をね。ですから今町民の皆さんがそのように考えていらっしゃる、おっしゃっていらっしゃる、この気持ちをですね高いレベルでキープしていきたいと。それでそのためにはやはり、頼むよってほっぽらかしておくわけにはいかないと思いますね。これは皆さんどうですか。あなたたち何やるんですか、協力します、やりましょうねと、こういうことで町内にお伺いし町民の皆さんと語り合うということは非常に大事なことだと思っています。まあその一環として定期的に記者会見を開いたらどうですか、というようなご提案もいただきました。それはやはりそうでしょうね。皆公開して、今ここまできてますよ、またお願いしますよ、という機会をやっぱし開かなきゃいけないということでございますので、中村議員がおっしゃったように町民との交流、町長の交流、何を考えているのか今どこまでいっているのかということをお話することはまず一番基本的に大事なことだと思っています。まあその上で解っておっていただいて外へ出ていくということは非常に安心できることでございます。大勢お客様を呼んだとしても町民の方が知らんぷりでは困りますから、それにつけてもね、みんなでおもてなし精神をそのレベルを高めていくという部分においては、みんなでやらなきゃいけないことだなというふうに考えております。

中村議員

はい、バックには町民がいるという思いでね、外に出ていくと大変あの心強いものですよね。私もちょっとそういう営業っぽいことをしたわけですけども、物がよかったりあのそういうものに自信があるとね、知らないところに営業に行っても胸を張って堂々とあの言えるものですよね。やはり呼吸が合っているということは何よりのあの営業の力になると思います。それもまた町民の幸せにもつながると思いますので、是非そのように取り組んでいただけますよう求めまして2番目の質問に移ります。

2、子育て支援策の促進に対する考えを伺います。2-1、前町政で重要検討課題の子育て支援センター移転は、次年度予算に載せ、子育て環境の充実を図るべきでは、について質問いたします。施政方針で町長は子育て支援の重要性についても述べられていました。そこで伺いますが、当町は現在の子育て支援センターは利用者が増えたことで狭くなり、乳幼児の成長に見合った広い部屋が急務であると早急な移転拡張を検討していると承知していますが、先ず教育長は現状をどのように受け止めているのか、またその後の検討状況を伺います。町長には子育て支援センターの移設拡張の必要性をどのように受け止めているか。次年度予算に載せ、新生児をお持ちのお母さんが望んでいる乳幼児の育つ環境の支援を求めますがお考えをお二人にお伺いいたします。

町 長

子育て支援センターの必要性ですかね。あの私選挙のときですね、あの飯島町の多くの皆さんとミニ集会したりお話する機会を持ちました。その中で若いお母さん方がですね、やはりあの子育て支援センターについてももう少し広くならないのかとかね、そういう希望を聞いてきました。まあ切実な言葉かなと思っています。まあそういうふうに私はあの子育て支援センターの位置付けを捉えて、必要性を公約の中に書きました。今の現状についてその整合性で次にどのような展開が必要なのか、課題があるのかという細部につきましては、教育長さんに答えていただきます。私は基本的にはそういう町民の中にご心配があ

教育長

るということの認識は持っています。

それではあの現状のどう捉えているかということについてでありますけれども、あの開所当時を予想を超えるですね利用者が増えていると。時にはですね満杯に近い状況もあります。であの支援センターで行われるイベント、よく計画するイベントをですね支援センターの中では非常にできにくいということもありまして、成人大学センターあるいは林業センターあるいは地区の公民館等をお借りしてですね、イベントをやっているということは以前にもこの場でお答えしたとおりであります。で、利用者の保護者の皆さんもですね大変狭い、利用勝手がしにくいという声は十分あの受け止めておりますし、現状がいいというふうには思っておりません。従いましてですね現在移転を含めてですね、あるいは拡張も含めてですね、あらゆる角度からですねより良い支援センターについて研究をしているところであります。でまたあのこれを進めるにあたってはですね、利用者の若いお母さん方、あるいはあの見識のある方々のご意見を参考にしながらですね進めたいというふうに考えております。ちなみにですね東部保育園の未満児の部屋がですね、利用者が来年かなり急増するということが見込まれておりまして、その部分も含めてどういうふうな支援センター、あるいは保育園の現状をどういうふうに問題を解決するかということを多面的に捉えているところであります。

中村議員

はい、是非早急にですね検討を進めて、できれば次年度の予算の中で拡張等ができることを望む次第です。続いて2-2に移ります。自治体独自の「子育て応援アプリ」の検討を。妊娠初期から子育て期にかけて母親が直面するさまざまな悩みの相談に乗り、切れ目なく支援する体制づくりが日本でも始まっています。手本はフィンランドのネウボラ。妊娠中も出産後も検診は同じ場所で受けられ、小学校に上がるまで必要なアドバイスや支援をワンストップで受けられます。安倍総理は子育て世代包括支援センターの全国整備を明言しています。ネウボラは今後一気に高まっていくようです。本年10月14日現在、全国138市町村でネウボラが設置されています。しかし小さな自治体では広域との連携は不可欠でしょう。当町としては少々ハードルが高いように感じます。またこの取り組みとともに子育て応援アプリで妊娠初期から子育て期にかけての支援を行う制度に注目が出ています。東京世田谷区の時代に沿った取り組みの一部をお手元にお配りしました。資料の2-2になります。妊娠時から子育て、皆さん方には白黒ですけれども、このように大変わかりやすい形でですねあのまあ載っているわけですが、その内容ですけれども、妊娠時から子育て期まで何かと不安が募る時期です。そんな不安感を軽減するために行うのが情報アプリです。スマートフォンを持っていれば好きなときに好きな場所で気軽にいつでも情報をチェックできます。子どもの生年月日を入力しておくとその子に該当するアプリが送られてくるので、忘れてしまうことも防げるとのことです。まさに若い世代向け情報として有効であります。このような情報の行き届いた自治体は若い世代が定住する選択肢の1つにもなりましょう。当町も情報機器時代の流れに遅れることなく迅速な展開を進めてほしいものです。独自の課題を挙げながら子育て応援アプリの検討を始めて行くことを求めます。なお世田谷の例ですが、システム運営は所管が更新作業をしなくても済む方法となっており、担当課の負担が極力増加しない方向で考えてほしいものです。今後研究を進めてほしいのですが、当町の検討状況また考えを伺います。

教育長

子育て応援アプリに関わるご質問であります。あの子育てに関わる情報提供の現状、

飯島町のツール等ちょっと一部お話をいたしますが、今年度7月にですね改訂版を出しましたが、以前から出しております子育て情報誌「だっこして・ぎゅ」というタイトルの小冊子があります。その中にはですね集う場所、病院、それからいろいろな支援策等の掲載したものがありますが、それを利用者に配っている。また子育て支援センターにも置いて手にとって見ていただく、必要によっては持ち帰っていただくというふうなことをやっております。またあの町のホームページにもですね、子育てに関するその都度情報を提供しております。またイベント情報、先程お話をしました支援センターの事業については告知放送等で縷々お話をしているところであります。随時連絡をしているところであります。で今あの議員のご質問のご提案の世田谷子育て応援アプリについてですが、私ももちろんとそれに関わる内容を調べたわけでありまして、まああのこういう情報を提供していると。世田谷区が先進的に行われているようでありますが、開発費がですね数千万掛かったそうです。それからですね年にランニングコストも3～4百万程度ランニングコストが掛かるそうです。であの人口の多い世田谷区でまあその費用で利用者がですね1日200人程度というふうにお聞きしております、それを当町の人口に割りますとですね、1日1人か2人というまあ数字上ではそういうことになってくるわけでありまして、申し上げたいことは数千万、それから年数百万のランニングコストをしてこういう情報提供がいいのかどうかということは大きなハードルがあるように思います。で個々のですね例えば検診とかあるいはあの必要な注射等のことはですね、個別に町から該当者に通知を差し上げているということで、漏れないように施策をしているわけでありまして、ただあのホームページで子育て情報が十分ではないということは思っておりますので、利用者にとって必要な情報、それからできたらですね世田谷のアプリのような、そこまではいかないにしてもですね、利便性を図り有益な有用な情報をホームページに掲載して、その都度閲覧していただくということがまあ当町にとってのスタンダードスタイルではないかなというふうに考えております。

中村議員

はい、私もその費用的なところをまだあの深く勉強してなかったわけですが、確かにまあ今はまだ始まってきたところですのでね、費用的なところも大変あの高いと思います。ただあの飯島には飯島のやり方があって、それが飯島に住んでいる皆さんにとってあの解り易い形であればそれはそれでいいと思います。ただこういうふうには時代は進んでいるということを、常に町はあの知っていてもらうとかね、いていただきたいなということ。そしてあのコスト的な部分、いろんな部分でどう変化しているのかということを常に研究していただくということをお願い申し上げまして2～3の質問に移ります。

町内で子育てしながら働けるよう企業等に交渉を。子育て世代の女性の働く条件1つとして地元を望む人が多いように思います。しかし現状はどのようでしょうか。国では次世代育成支援対策推進法、これ次世代法とも言いますが、それが改正されました。資料の2～3をご覧ください。こちらになります。仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備の促進として、子供が健やかに生まれ育成される環境をさらに改善し充実することが必要ということによります。この法律は平成36年までに延長されました。企業は一般事業計画主計画を策定し、県労働局に届け出が必要ですが、100人以下の企業は計画は努力義務です。この制度で特定認定の「プラチナくるみん」認定が受けられ、企業が広告にマークを掲載できることや、税制優遇措置もあり、対象資産に適応できる割戻し償却する方法で、

結果、法人税納税額が低くなる利点もあります。このような制度を町の企業はどの程度活用しているのでしょうか。町が把握していたら教えてください。まあ私の思うのにはまだ少ないように思います。この制度の活用は企業の判断に任せるわけですが、まずは町内企業に周知をしてほしいです。そして私が望むのは認定を受ける受けないに関係なく、町の企業に子育て世代が働ける条件を整えてもらうよう要請していくことを求めます。また現在子育て世代が保育園行事や何かあったときに、すぐ子どもの下に駆けつけられる環境は、今子育てをしているお母さんたちの要望でもあり、今後は定住促進にも影響すると思います。子育て世代の雇用環境確保に向けた企業要請への対策を伺います。

教育長

あの飯島町ではですね、今年度からあの実施しておりますけれども、子ども子育て支援計画、先ほど議員のお話の法に基づいて計画を策定し、今年度から実施しているところであります。であのお話のようにですね、子育てと職場、いわゆる育住接近、近接、あるいはあのまあ並立なら非常に望ましい環境でありますけれども、なかなか飯島町は難しいと。遠くの職場へ働きに行かれるお母さん方も多いというわけではありますが、あのこの計画の中でですね、あの子育てママの勉強会ということで、昨年と今年ですね計画をいたし、講演会をいたしました。でそのまあ中心課題はですね、多くの方に子育てされるお母さん方に応援をしていただきたいと、そのようなコンセプトのもとに企画したわけでありましてけれども、その中にはですね企業の方にも案内を出しまして、数名ですけれどもおいでいただきました。であの皆さんで子育て環境を整えてまいりましょうということで、そんな意図で講演会をしたわけではありますが、ただそれが十分に浸透をしているかどうかということについては、あの疑問のところもありますが、そのような機会を重ねながらですね、町内の企業の方あるいは近接、隣接の企業の方にもですね意識を高めていっていただくというふうに、図っていききたいというふうに思っております。まあ国の方も1億総活躍社会というようなことを打ち出しておりますので、その理念が合わせて中央、地方でもですねそういう環境に進んでいければいいなというふうに思っております。

中村議員

すでに進み始めているということを伺って安心したわけですが、ぜひこれからも重ねてですねお母さんたちが働きやすい環境を町の中にを求める次第です。それでは3番目の質問に移ります。

行政職員の人材育成と適材適所の配置に尽力を。①人材を見つけ育てるのは町長の力量にかかってくるように思います。職員の能力を高め個性を生かすことや、これからは国際社会にも通用する職員の育成も必要では。毎年、学生生活を終え入ってくる新人職員は、希望と緊張を持って行政に携わっているのではと思います。この若い世代は何でも吸収しやすい時期でもあり、体験の場を多く設けて成長をさせてほしいものです。諺に「鉄は熱いうちに打て」とあるように、職員になりたて時期が第一歩目の業務へのやる気、勇気、自信を持つ大事な時期と感じます。数年間ぐらいいろいろな部署を経験することは、視野を広めるうえで行政事業を理解するうえでも必要でしょう。と同時に得意な部分も伸ばしていったほしいものです。例えば専門資格の習得や技術の習得。今後は語学も堪能になる人材も求められています。希望者には学習機会を設け、国際社会に対応できる人材を育成していくことを提案いたします。また人材の発掘、人材育成はトップの力量にかかってくると考えます。是非全職員との顔を交わしながら個々の個性を引き出してほしいものです。職員一人ひとりが納得した現場で働くことが、結果、住民サービスの充実につながる

と思います。町長は風通しの良い行政と、施政方針でおっしゃっておられました。まずはここから取り掛かるとの昨日の答弁にもありました。そのためにも十分に時間をとり、職員と心を割った話をし、全職員がはつらつと働ける環境づくりに努めてほしいのですが、人材育成に対してどのようなお考えをお持ちか町長に伺います。

町 長

人材育成について。まあ私が掲げる風通しの良い行政ですね。この部分です非常に大事な部分ですけども、おっしゃるとおり先ず能力がある人間を採用させていただきたいということですね。それとその方々が育っていく過程でどのように成長していただくか、その勉強の機会をどのように与えるかということかと思います。入ってばかりではやはりいろいろな仕事を経験するのがいいのかなあというふうに思っています。まあそれが目安として何年ということとははっきり言えませんが、まあ10年ぐらひはそういういろいろな勉強をしていただきたいということでございます。その中でまあいろいろ勉強する中でねえ、役場の中だけの勉強ではなくて、やはり外へ飛び出して、関係する部署の町民との会話のところへも新米でも出ていくと、それで私は新米なりにこう思うと、そんな責任を追及しないでくださいね、町民の皆さんもね。それぞれのご意見を聞きながら、あんなほどなあ若いなあおめえ、もっとこうなんだぞ、っていうことも教えてもらおうと。こういうようなことで、町民にも育てていただく機会を与えると、こんなことも大事でしょうかね。それとやはり職場の中で一番その人間を育てるっていうのはやはり課長、係長さんですかね。やっぱしその仕事を背中、後ろ姿を見せて覚えさせるという部分もあるでしょうし、ですからそういう管理職の方々には職務の管理と並行して職員を育てるということ、やはり自分の使命の中に置いていただきたいなというふうに思います。町長は人を育てることは任期によって限られますからねえ。やはり職員の皆さん、長い方は半世紀お勤めされるわけです。普通でも30年、40年はおられるわけですから、やはりその方々が人材を育てるという能力も持っていただきたい。ですから一般的に職員のそういうトップではない、教育される側の職員のやっぱし勉強会と指導する側の勉強会、これやっぱし2つに分けて勉強会をする必要があるかなというふうに思っているんですよ。そんな機会をまた設けていきたいなというふうに思っております。いずれにしても行政は皆さん方の窓口になるわけですし、いろいろな問題に対応しなきゃいけません。おっしゃられたようにこれからは海外との交流ということはお避けて通れないことでしょうし、外人さんも来ることでしょうし、そういったことの対応をするためにそういう国際感覚を持った人間も採用したり、育てたりするということは、やっぱりこれからは不可欠になるのかなというふうに思っております。いずれにしてもいろいろの勉強の機会を持って、バランスの良い職員さんに育ててもらおうことを目指したいというふうに思っています。

中村議員

はい、是非人材育成に町長の思いでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。飯島町にはですね毎年ですね、本当に能力の高い新人の職員の皆さんが入って来られているんですよ。ですから本当にその人たちをね、あの伸ばしていくという、そういうところにもあの力を入れていって欲しいなということを切に望むものです。それでは3-2の最後の質問に移ります。

監査報告の指摘にある職員の代休制度の活用できる環境を。27年度定期監査報告書その他のところで、職員の勤務環境等について休日出勤等に対する代休制度活用環境は、前年度の監査でも要望したところであるが、依然として全体的にその取得率は低いところ

にあるので、確実な取得ができる環境づくりを要望する。という項目に目が留まりました。原因はどこにあるのでしょうか。おおよそ見当はつきますが、業務が立て込んでいるのか等あるのかと思います。しかし改善への試みをどの程度行ったのか、職員に健康面・精神面で負担はどうか大変に気になるところです。下平町長はきっと企業感覚で効率よくこなせるよう時間革命をしてくれるものと私は期待しております。休暇は新たな感性を養う上でもとても重要な生活リズムの一環であると私は捉えています。職場を離れ他の環境に触れること、家族との大切な時間をとること、地域交流を図ることにも重きを置くよう制度の活用への取り組みを求めます。職員の勤務実態をしっかり把握し、どうしてもときは嘱託職員など臨時の職員を設置するなど代休活用できる勤務環境の構築に取り組んではと思いますが、監査委員の指摘をどのように受け止めているか、また今後の考えを伺います。

町 長

代休制度につきましては行政改革の一環として、給与の適正化のために休日の時間外の4時間または8時間について代休制度をとっています。また運用の中で代休を取りやすいよう1時間単位から取れるようにしているということでございます。詳しい内容につきましては総務課長さんの方からこの続きを説明させていただきます。

総務課長

当町のこの代休制度でございますが、あの実態としては振り替え休日の制度を採用してございます。であのちょっとあの答弁の中では代休という言葉で言い換えまして答弁してまいりますがご了承をいただきたいと思います。あの先ず実態と現場でございますけれども、あの監査資料に基づいてこの3年間の代休取得状況を推移を申し上げますと、あのいずれも年度の上半期の代休の取得率でございますが、25年度が30%、26年度が34%、で本年度が29%という状況で推移をしております。従って直近の2年間を比較しますと5ポイントほど取得率が悪化をしているという実態でございます。であの休日に事業やイベントが多い職場、これはあのどうしても代休が多くなってまいります。で代休取得が進まない職場、幾つか申し上げますと、例えば消防団を所管しております総務課の危機管理係、それから産業振興課の全係、それから教育委員会の生涯学習係、こういったところでどうしても休日の事業イベントが多い関係で代休が多いという実態でございます。で今挙げました職場においてはあのほとんど毎週と言っていいほど週末にイベント、事業等が入っていきまして、週を明けると次の事業に向けたまた準備が必要ということの繰り返しで、なかなか平日にその代休が取れないという実態があるわけでございます。その年度に取得できなかった代休につきましては、翌年度以降にも取得できるという運用をしているところでございますが、あの代休が溜まっていくとその代休消化もなかなか追いつかないというのが実態でございます。で本来の趣旨からは逸脱するわけでありましたが、あのその、人によっては人事異動によって職場が替わることで繰越していた代休が取得できているということも実態ではございます。なかなか決定的な改善策を見いだすことは難しいわけでございますけれども、あの代休の多い職場の職員数を増やすだけではなかなか解決が難しい問題でありまして、その増員にも限界があるということでございます。議員ご指摘のようにあのこの土日の勤務が続いてまいりますと、健康上、精神上、大変問題も出てまいりますので、この代休の多い職員については自分なりに先ず工夫をして代休を取っていただいているというのが現状でございます。例えば土日に連続して勤務したような場合には、明けて月曜日なり、火曜日をその休みに充てていただくと、こういうあの職場で意識

合わせをして応援態勢をとったり、あるいはあの可能な限り事業を調整したりしている職場もございます。従ってあの今後におきましてもまずは当事者本人が健康管理ということ
を認識をする中でですね、代休を取得すべきものという認識を持っていただいて、あらかじめあの仕事のスケジュール等を調整しながら、また職場全体としてそうした代休取得ができるような協力体制を整えるように今後も促してまいりたいと考えております。

中村議員

終わります。

議 長
2番

2番 滝本登喜子 議員。

滝本議員

私は初めて一般質問席に立ちました。まだまだ主婦の域を脱してはいないとは思いますが、これも女性の意見、要望を町政へとの立場であるということを感じまして、また「聞くは一時の恥」かと思えますけれどもよろしくお願いいたします。では通告に従いまして質問をいたします。質問事項1であります、男女共同参画社会推進懇話会の名称の見直しと事業についてであります、質問要旨の1であります。懇話会という名前から一歩踏み込んだ、例えば推進委員会、あるいは推進協議会と変更して実践・実行を行う会として位置付けることはどうかということでございますが、私は町が策定した男女共同参画プランが発行される2年前、平成9年、10年に町の行動計画策定懇話会に関わりました。その後11年に町の女性プラン、心をつなぐまちづくりパートIが発行され、現在はパートIVとして男女平等などの意識改革、啓蒙をしておりますが、男女共同参画という言葉は60代の人でも若い年齢層の方にも耳慣れた言葉となってきました。が果たして目標は具体的に表れているのでしょうか。パートIから今日までの17年間、まだまだ身近な場面での共同参画は目に見えてきていない現状だと思います。懇話会の事業は総体として対象が広く、例えば講演会、フォーラムなどありますが、自分たちの問題として捉え、どうにかしようというところに至るには、私たち女性の行動も必要かとは思いますが、行政の協力も大変大きな力となります。講座などは町独自の事業だと思いますが、内容など委員以外の人を交えて実行委員会的な組織をつくり運営にあたってはどうか。名称も要旨にありますように一歩踏み込んだ進んだ推進委員会あるいは連絡協議会、またパートナーシップ飯島、このパートナーシップというのは対等な協力関係、提携、共同経営の意味であります。他に心をつなぐ行動委員会などと私は考えましたが、それこそ老若男女がお互いを尊敬し合い、協力し合い、支え合う社会の推進をするという意味においても、男女共同参画社会という堅いイメージでない方が良いのではないのでしょうか。名称が実践・実行が行える会としてプラン策定はもちろんです、職員と共に計画、実行がなされるような名称をお願いしたいと思います。以上お聞きいたします。

町 長

滝本議員の初質問ということでお答えします。その前に今回の補欠選挙にまあ勇気を持って立候補されたことに、まずは敬意を払い、またご当選したことにおめでとうのお言葉を捧げたいというふうに思います。また今後とも私どもと一緒にいい飯島町を作るためにご協力ご尽力いただきますようお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いします。

男女共同参画社会のことについてですね、町民の皆さん、私も今日は教育委員会のレクチャーを受けて、これは何ぞやということをや町民の皆さんにも一緒にご理解いただくために、前段の部分は私がそこを申し上げまして、あとは教育長に現場のお話をしていた

だきたいなというふうに思います。飯島町男女共同参画社会懇話会は男女共同参画基本法という法律に基づいて、長野県男女共同参画計画を受けて町の男女共同参画社会の形成を総括的かつ計画的に推進するために、平成13年度に設置されました。この懇話会は町民の意見を反映させながら飯島町男女共同参画プランの目標を達成するため、基本的な施策について調査・審議することです。こういうものです。現状につきましては教育長よりお答えいたします。よろしくお願いします。

教育長

滝本議員をこの議場へお迎えして私の考えはですね、冒頭町長が申し上げたこと、全く相通ずるものであります。共々まちづくりのために力を合わせてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。そのご質問、先ほど男女共同参画社会の当町における目標が表れていないというお話でしたけれども、滝本議員が当選された背景はまさしく男女共同参画社会を、飯島町はトップを切って推進している表れではないかなというふうに私は考えております。これまで男女共同参画社会を推進する拠り所としてですね、先程お話のありました男女共同参画プランの策定、それからあの研修会あるいは折々を検証をしましてですね啓発活動を行ってまいりました。その一例でありますけれども、今年度今年の9月に、これはあの長野県の事業とタイアップしたものでありますけれども、地域づくり講座を計画いたしまして、各地域の代表、組織の代表の皆さんに参加していただきまして、事業を実施したところであります。しかしながら会場あるいは講師の資料等の制限がありまして、多くの方に集まっていただくということはないませんでしたけれども、それぞれの機関の代表の方に参加していただきました。一方あの毎月の広報誌に男女共同参画社会に関わる漫画を掲載しておりますし、また来年3月にはですね男女共同参画を中心とした講演会も予定をしております。このようにあの地味な、男女共同参画の推進というのはですね人権教育の推進と同様にですね、なかなか評価、成果というのが得られないという部分でありますけれども、まあ地味な取り組みではありますけれども進めていきたいというふうに思っております。そこで名称を変えると活性化するのではないかなというご提案でありますけれども、まあ名称を変えて内容が充実していくかどうかというのははまだ疑問に思っております。しかしながらそれぞれの事業を常にチェックしてですね、見直して改善していくという努力はしてまいりつもりであります。議員の、名称それから内容、実践の方法というご提案いただきましたので、担当と検討しながら事務局でより良い方向を目指して努力を進めていくということでご了解いただきたいと思います。

滝本議員

はい、あのまあこういう問題は、先ほど教育長さんもおっしゃいましたように、なかなか浸透していないという現実ではありますけれども、その中でもあの今年開かれまして9月のその地域づくりの講座ですね。これもあの先ほど話しましたが、委員以外の方も交えてあのそういう勉強をしてきている方もいらっしゃるの、そういう方のお知恵を借りながら多くの皆さんに周知していただいて、あの多くの人が一人でも参加できるような内容を作っていっていただけたら良いと思いますのでお願いいたします。また町長さんにもこの分野においてもよりご理解をいただいて、良いところはどんどん取り入れていただき、私たちも女性の視点から提言、提案させていただきたいと思いますのでお願いいたします。次の2に移ります。

委員の選出区分の見直しはどうか。所属機関、団体などの意向がより発揮できる人材を選んではほしいということでございますが、懇話会委員の選出区分に知識経験者3名とあり

ますが、農業関係者、例えば農村生活マイスター、また若者や企業関係者など多様な分野から選出するのはどうでしょうか。組織、団体の意向がより発揮できる人材を選んでほしいと思います。農村生活マイスターは飯島に4名おります。この制度は現在も続いておりますのでこれから人数も増えることと思います。昨日の町長の答弁でもありましたように、まちづくりは人づくりですね。こうしたマイスター制度のように女性の学ぶ機会を増やし生かして、女性の活用推進を図ることを望みます。教育長に付随したことでお聞きしますが、先ほどの事業中の講座の参加者何人か、また何回開催かということを、回数とそれからジェンダーカルタ、紙芝居の利用状況をお聞きしたいと思います。そしてまたあの委員は10名以内となっておりますが、今年は9名でしたがこれはどういうわけだったのでしょうか。以上をお聞きしたいと思います。

教育長

前段あの町長に答弁を求めています。あの男女共同参画社会について教育委員会、まあ事務局でありますけれども、情報を交わしておりませんので十分な情報を交わしておりませんので、代わって関わる場所をお答えしたいというふうに思っております。あの選出区分の方から先に申し上げたいというふうに思いますが、あの人権擁護委員、民生児童委員、それから教育委員、いいちゃんまちづくり連絡協議会、公民館長、知識経験者3名、それから一般公募2名ということで、知識経験者の2名はですね婦人団体連絡協議会飯島支部の皆さんから選出していただいております。残念ながらですね今回一般公募をしたんですけども、応募がなくて前任の方をお願いをしたと、もう一度その任務に就いていただきたいということをお願いしました。あのなかなかこういう委員会に参加していただくということで、まあ積極的に名のりを上げて下さる方が少ないというのは、これは男女共同参画社会のこの懇話会に限らないところでありますけれども、できる限りこの反省を生かしてですね、今お話のありました農村生活マイスター等適任のある団体、このようにお知らせいただいて、事務局から積極的に働き掛けをしていくというふうに進めたいというふうに考えております。それからあのジェンダーカルタ、それからあの等についての利用状況はどうかという質問でありますけれども、現在手元にですね具体的な資料を持っておりませんので、また後刻お知らせしたいお答えしたいというふうに考えます。

滝本議員

はいあのご期待を申し上げます。で次にまいります。質問趣旨の3であります。区長、耕地・自治会においての説明を、資料説明のほかにより実践的な方法として女性教育研修者の話を聞くなど、また、年度途中での説明会を開くことはどうかということでございますが、要旨であります。心をつなぐまちづくりプランにあります多様な分野への共同参画を進めるという目標に対しての取り組みですが、一番身近である自治会、耕地、公民館、区などへの説明方法として、資料などの説明のほか女性教育研修を受けた人や、役職に就いている女性の話を聞く機会を設けていただきたいと思います。説明会には4月にありますけれども、耕地・自治会は毎年総代など役員は代わって、年度当初においてはすでに役員は決まっています。耕地内において女性登用についての検討など、年度途中での話し合いや行政からの説明会を開くことはどうかお考えをお願いいたします。

教育長

さまざまな機会に男女共同参画について学習会をとという考えは私どもも持っておりますが、なかなか事務的なことで今お話のあったようにですね、年度当初、区長、耕地総代・自治会長会においてその理念というものをですね、資料、ペーパーであのお話をしてお聞きするということで、なかなかあの浸透していかないというお話であります。それを

踏まえてですね、いろいろな機会にまああの図っていくというあの努力はしているところでありますし、まあ都合のつく範囲でいろんなイベントに参加していただくということを進めてきてまいりました。またあの公民館や耕地・自治会単位の出前講座ということも実施しておりまして、個別ではありますけれども要請のあった耕地・自治会、あるいはあの公民館等で男女共同参画社会あるいは人権教育についての講座は進めているところであります。まだ全体には浸透していないという現状ではあります。そこであの女性教育研修者の話をメインにというご提案であります、まあ女性教育研修者、どういう方々なのかということとはまた後ほど教えていただければというふうに思いますけれども、そういう男女共同参画社会の推進に関心や意欲のある方で、まあ自ら学んでおられるという方だと思えますが、まあそのような方がおられましたらいろいろな機会にですね情報提供していただいて、例えば町情報誌の中にコーナーを設けて投稿していただく、あるいはあのそれぞれの情報ツールの中でコーナーを設けて研修者の声を載せていただくと、まあいろいろな方法があるかと思しますので、議員のご提案を受けて具体的に研究を進めていきたいというふうに考えております。

滝本議員

参考までにお話しますが、現在の状況をお話いたします。現在飯島町の女性の登用率ということで、農業委員会では16人中3名、これは平成25年度のことだと思いますけれども、区長は0名、自治会長、総代会長も0、公民館長も0、あの過去には公民館長は1人登用がありました。またPTAも0でございます。こんな状況でありますので、なんとか1人でも少しでも多くの皆さんに行政、また町政、地域のことに関わっていただけたらと思います。質問は以上ですが、最後に申し上げたいことがあります。女性の政策決定の場への推進ですが、平成25年度時点での市町村議会に占める女性の割合は、今回、私が入り立科町と並び41.7%で1位となりました。けれども先ほどもお話しましたが、区長、区会議員、自治会長、耕地総代、公民館長、PTAなどはだれもいません。そしてこんな声も聞かれます。いろんな背景があるとは思いますが、女性に役を持っていても断られる。また女性の方も断る。女性に持っていつてはだめだ。こんな声が聞かれております。女性も勇気を持って学習し努力しなければとは思いますが、町でも来春には新入社員が入ってきます。女性もまだまだこの分野では新人も同様です。地域においても慣習、年功序列にとらわれず、学習、経験、訓練の機会を設けていただき、どうか育てる目、温かい目で見えてほしいと切に希望いたしまして終わりといたします。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時28分 休憩

午前10時50分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

8番 浜田 稔 議員

8番

浜田議員

それでは通告順に質問を行います。今回は3点質問項目を挙げておりまして、まあ一見、脈絡のない3つの項目になっておりますけれども、まあ私の中では実はつながった一連の

教育長

質問のつもりでございます。まあそれはあの順を追って明らかにしてまいりたいと思います。最初の質問は、教育格差・引きこもりに積極的な対策を、という内容であります。特に今回の補正予算の審査の中で、この町に準要保護児童・生徒が増えているということが明らかになりました。まあ確か15名増えたというふうに認識しておりますけれども、これは驚くべき増加だというふうに私は考えております。数年前の行政報告書ではですね確か60名前後だったというふうに思いますので、この数年間で生活保護に近い家庭の児童・生徒がですね2割から3割増えたというふうになるかと思えます。町の児童・生徒数は700名ぐらいなんですかね。もしそうだとするとですね1割近い児童・生徒がそういう環境の中で勉学をしているというふうになるわけでありましてですね、これはとても放置できない状態なんだろうなあというふうに改めて考えるわけであります。でまず最初にお尋ねしますが、まああのこういう準要保護あるいは要保護の世帯に対しては様々なあの支援の体制があるかというふうに思いますけれども、まこの支給されている内容ですとかですね、またこういったあの家庭の実態、またそうなった背景、まあこういったところについてまず全般的な状況を教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

教育格差に関わるご質問でありますけれども、常々申し上げているとおりですね、経済格差が教育格差に繋がらないということはもう大前提といいますか、重要に考えていきたいというふうに思っております。そういうことでご質問の内容をお答えしてまいりたいと思いますが、先ず初めにですね、支給内容と方法でありますけれども、まああのこれは要保護に準じてですね経済的に困窮している子どもたちへ就学援助をこう支給するという内容であります。主にですね給食費、それから必要な学用品に関わる費用、それから電車通学をしている子どもたちには通学に関わる費用、それからあの学年が進みますとクラブ活動等が来ますのでその部活に関わるクラブ活動の費用、それからあの修学旅行に関わる費用、を年に2回、9月と3月に分けて支給しています。それからあの実態でありますけれども、今あの議員、何年か前のデータをあの具体的に示していただいたのか、ちょっと違うところがありますけれども、5年前ですね平成22年度の該当児童は、児童・生徒数ですね対象になる34名、総額で200万余の金額を支給していますが、実は今年度87名ということでかなりの額、該当者が増えました。総額で670万ほどの額であります。まあそれがあの今年度の補正予算でお願いした額になる、つながるわけでありましてけれども、このようなあの背景ですけれども、まあいろいろな原因といいますか背景があると思えますけれども、まあこちらで把握している限りはですね、まあ1人親の家庭が増えていると。それから親の離職といいますか、まあ職を離れて求めているという状況。それから外国籍のためにまあ就労が困難という家庭もあります。まあおよそこのような背景がありますが、ただあの家庭の中まで具体的にですね踏み込むわけにはいきませんので、およそ背景として教育委員会で掴んでいるのはこの辺りではないかなというふうに分析をしております。そこであのこうしたあの、子どもたちにどういうふうに対応しているかということでありましてけれども、まあ様々な機会にですね、子どものまあ家庭状況というか背景は掴んでいるようにしているわけでありまして、4月、5月にかけて行われる家庭訪問、まあこれが一番の機会であります。まあ担任が実際に家庭を訪問して、まあ間接的に家庭の状況を掴んでくるということでありまして。あるいはですね日々の、もちろんあの保護者からの申し出もあります。それからですね日常生活、学校生活で担任がですね様子を、まあ身なりと

	かですね、あるいは提出物、あるいはあの著しい行動の変化が観察されたときにはですね、その背景を踏み込んでいくと。あるいはあの地域の方からの連絡等まあ様々な情報を頼りにですね、まあ就学援助の対象の家庭を把握していると。ただただそれだけでは非常にまだまだ水面下といいますか、あの対象になっていない家庭もあるのではないかなというふうに思っておりますので、この機会にですね多くの方が、可愛そうと言いますか、あの可愛そうというのは大変失礼ですけども、経済的に非常に困窮している家庭の情報がありましたら、寄せていただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。
浜田議員	現状をご説明いただきました。またそのそういった家庭を把握するための努力についても基本的には理解いたしました。ちょっと確認も含めてなんですけれども、私が調べたのは実は3年前だったので60名近くということで、先ほどの数字とは多分辻褃が合っていると思いますが、あの現在の87名というのは先程の補正予算で対象になった16名も含んでいるのかどうなのかということが1つとですね、それからもう1つ、あの実は国から支給されるあの支援金ですね、以前はそれ用の目的で支給されていたのがですね、近年あの普通交付税の中に盛り込まれてしまって、で本来ガイドラインとしてはあの8%に消費税が上がったときに3%上げれるような指針が国から示されたはずなんです、市町村によっては元の5%のアップのままだったというふうな情報も耳にしたことがあります。そういう意味で飯島町はですね、その8%に消費税がアップした時にですね、それにふさわしい支給額の引き上げが行われたのかどうか、この2点について伺います。
教育長	支給額につきましては従前どおりでやってまいりますが、人数のですねこと、それから支給の内容については次長よりお答えしますのでお願いします。
教育次長	それでは人数につきましては87名の人数でございますが、この間の補正予算の人数に含まれております。内容につきましては？
浜田議員	まあ結構であります。
教育次長	以上になります。
浜田議員	もう1つ懸念されるのはですね、まああの元々生活環境が経済的に厳しいということで、それぞれの目的ごとに支給されたお金がですね、本来の目的に充当されるような仕組みになっているかどうか、つまりちょっと心配しているのは、生活費の中に紛れ込みやしないかどうかと。本当に子どものために使われているかと。このあたりはどうかというの1つ。それからもう1つはあのそういう家庭の実態把握について、私は初めてこのあの壇に立った時にですね申し上げたことなんですけれども、当時確か厚生労働省かどこかの通達でもって、貧困家庭の実態を把握するために、例えば教育長部局だけではなくてですね、関連する諸部門の情報の集積が必要なんではないかと、例えば住民税務課では滞納の状況が当然把握されているわけでありまして。それから建設水道課では水道料金の滞納、あるいは健康福祉課ではですね当然ながら福祉的な相談がある。まあこういったところの情報をですね横断的に寄せ集めて、で町のこういった支援から落ちこぼれている掬い取れない家庭を極力減らすようにという通達が出ているはずでありますけれども、それに近いようなことが作業としてなされているのかどうか、これについて伺います。
教育長	支給使途ですね、それぞれの家庭でどの様に使われているかということまで踏み込んだ追跡はしておりません。でなかなかあの支給まあするまあ3月と9月に支給するわけですが、どのように使われているのか子どもの本当に、いわゆる学用品とかですね、のに使わ

れているかどうかまではこちらでは掴んでおりませんが、ただあの支給のときにですね目的は明示してですね、子どもの教育に資するのに使途してほしいということはですね、常々申し上げたり通知で示しているところでもあります。それから他部門との連携はどのようになっているかということではありますが、あの認定の過程でですね住民税務課においてですね所得の調査は当然ながらして、該当するのを拾い出しておりますので、そこでフォローできるのではないかなというふうに思っております。ただすべてがですね、すべての個人の納税の状況を把握するというのはなかなか難しいのでありますが、例えばあの滞納状況の中で該当する家庭に児童生徒がいるかどうかということは情報提供として可能でありますし、努めていきたいというふうに思っております。それから福祉部門との関係ではですね、民生児童委員の皆さんが地域のそれぞれの家庭の状況を把握していることがありますので、民生児童委員会といいますか、その協議会に教育委員会の担当者がですね出席をして情報を共有をしていると。あるいはですね心配な家庭について、該当の民生委員さんに情報を提供していただいたり、あるいは教育委員会で掴んでいる情報をお伝えしてですね、調べていただくというふうな形で横との連携はこのような実態で行っております。

浜田議員

その把握についてちょっと心配したのは、先ほどお聞きした数字、%で言うとですね多分12%ぐらいの比率に、ちょっと児童・生徒数700人ぐらいでいいんですよね。になるというふうに今私はお聞きしたわけですが、実は日本の子どもの格差、これのデータがつい今月の初めにOECDから発表されたら数字がありました。でその数字に基づくとですね、残念ながら日本は15.7%の家庭がですね、要するに国民のちょうど真ん中の所得よりもさらに半分の所得以下の家庭だという情報が発表されています。でこれはOECD、先進34カ国中でですね21位という恥ずべき日本の国の状況であります。でもしその数字を当てはめるとすると、先ほどの10何%、飯島町が貧しければいいということを私申し上げているわけでは決してなくてですね、逆に把握から漏れている世帯がありはしないかということをお心配して申し上げているわけでありますので、是非まあ今後ともそういう把握に全力を挙げていただきたいというふうに思う次第であります。少なくとも子どもは家庭を選んで産まれるわけにはいかないわけであります。それから経済問題は子どもの力でどうにかなるわけでもないわけでありますので、これを救うのは行政しかないというふうに思うからであります。でこの件はそういうことを求めてですね、同じ項目の2番目に進みたいと思いますけれども、これまで行政報告書を拝見している限り、引きこもりという言葉はまあいくら検索しても出てまいりません。で、不登校というのはまあそれなりに把握可能だと思うわけですが、引きこもりというのはですね様々な実態もあるし、どこまでが引きこもりかという定義もありますし、病的な理由もあれば個人の考え方の問題もあるということで、非常に掌握が難しいのかなというふうには思うわけですが、現実には私自身も自分で認識しているだけでですね、片手を超える引きこもりの方が、少なくとも私の家を中心として2キロぐると円を書けばその中にはいらっしゃいます。そのくらい飯島町ではですね、引きこもりというのは現実的な問題になっているというふうに考えています。でしかも特に義務教育を離れると掌握の手段がなくてですね、長期化、高齢化も現実には進んでいるだろうと。で、あの実際に私が弁護士さんをお願いしているのは状態に近い事態も体験してまいりました。で状況や原因は様々だというふうに思いますけれども、少なくともまあ社会との関係ほとんど断ち切った暮らし方というのはですね、

経済面からみても、あるいは精神面からみても、いずれも本人にとってプラスになるとは思えません。それから活力ある町を支える人材になるべき方々がですね、そういう意味で社会と断絶しているというのは町の社会としても損失だろうというふうに思っております。まあそういう意味でですね、この引きこもりの問題というのは単に個人の問題ではなくて精神保健福祉の対象であってですね、行政が見張るべき課題ではないかというふうに思いますけれども、この点についての考え方をお尋ねしたいと思います。

教育長

あの社会的な行動を二分するのにですね、反社会的行動と非社会的行動という用語を用いることがあります。反社会的行動と、要するに虞犯といいますか、法律を破るといいますか、あるいはそれに近い行動をする。一方、非社会的というのはですね、社会に溶け込んでいかない。より社会的な自立ができていない。でこれが一般的に引きこもりという概念で括られるわけでありまして、あの議員ご指摘のようにですね、教育委員会で把握できるのはですね保育園、小学校、中学校の段階の非社会的行動をする児童・生徒です。ところが義務教育を終了し高校へ進学、あるいはまあ社会に出た青少年ですね、の非社会的行動については残念ながら実態を掴むことは教育委員会では限度があります。中学校時代に不登校でそのまま卒業した数名につきましては、数年はフォローできますけれども、年月が経過するに従ってそういう青年あるいは大人についての実態をなかなか掴みにくいということで、このことについては私も問題意識を持っておりまして、引きこもり、いわゆる非社会的行動の成人について何とかしたいと、アクションをまあ研究段階でありますけれども、いろいろな方々に情報を寄せていただいて、ただ中にはですね精神疾患を伴う症例もありますので、なかなか踏み込んでいくのは難しいところでありまして、そうしたところで成人に対する非社会的行動を伴う成人について、フォローをしていこうと考えております。具体的な内容につきましては担当課長の方からお答えをいたします。

健康福祉課長

それではあのうちで掴んでおりますまああの引きこもりのまあ概念と、それからあの課題ではないかというご指摘でございますので、それについてまずお答えをしていきたいというふうに思います。あの今教育長さんおっしゃいましたように、まああの学校関係につきましてはですね把握できる範囲は教育委員会の方にしているというふうに思います。あのそれ以降大人になってからはですね、あのなかなかフォローができないということが実態でございまして、全国的にもあの引きこもりににつきましてはこのごろ課題になってきたというふうに認識をしております。あのまあ厚生労働省のガイドラインによりますと、引きこもりというのはあの様々な要因がございます。ただあの社会的のまあ非社会的というふうにまあ表現をされておりましたが、社会参加を拒否をするとか回避をするとかそういうものが6カ月以上に亘って続くまあ現象、概念だというふうに位置付けをされておまして、まあ様々な要因がございます。社会的要因にまあ要するにそれによりまして精神疾患というふうになった方、それから元々発達障害のものがございまして、それが原因で精神保健に係る部分が多く発生をしまして社会的に溶け込めないということがあり、引きこもりになったという方がございます。あのそういうあのまあ支援、予防につきましても近年いろいろなものが国の方も考えておまして、まあ教育それから医療、それから福祉、まああのひいては就労までということで、関係機関が連携してまあ行政の方で責務を負っているのではないかというふうに考えておりますので、そんなところでよろしくお願いいたします。

浜田議員

まあこの問題ももっと深く論じたいところでもありますけれども、まあ今回この問題を取り上げたのは初めてであります、一応行政側としては課題だというふうに認識しているということでお答えをいただきましたので、1点だけ質問してこの項目を終わりたいと思います。つまり問題として把握しているということであればですね、まあそれに対する行動計画があつてしかるべきだと思うんですけども、この辺の策定はどうなっているのか。それからいつごろからそういったことに着手するのか。それともう1つあの私自身の経験、まあ先程ちょっと申し上げましたけれども、個人的には何人かの方と接する点がありましてですね、それも穏やかなタイプから、とてもそうではないタイプまでいろいろありましたが、単にメンタルな面での相談をするだけではなくてですね、実は以前町がやっていた失業対策といいますか就労支援といいますか、あの坊主平のあたりの手入れだとかですね、ああいう作業がかなり助けになっていた時期がありました。やはり人と一定の距離を置きながら、そうはいっても社会活動に参加すると。それからあの私もあの農業の作業でですねいろいろお手伝いをいただいて、その時は健康だったという方もいらしてですね、適度な作業、就労とですね結び付けてやるのが、素人考えですけどもかなり適切な会じゃないかと、要するに社会に出ていただくというふうに思っておりますので、まあこの点についてのお考えと、この2点をお伺いしてこの質問を終わりたいと思いますがいかがでしょうか。

教育長

教育委員会に家庭相談員を配置しておりまして、実はあの先ほど義務教育を終えた児童・生徒でですね引きこもり、あるいはあの就労できないという、あるいは進学できない、あるいは高校を途中でやめてしまったというあの青少年に対してですね、個別に家庭相談員さんが対応してくださって、あの何名かはですね進学の補助、あるいはですね就労への筋道を付けていただいたという成果がありまして、この仕組みをですねきちんとした形で整えてですね、教育委員会、あるいは福祉部局、あるいは産業雇用への窓口等ですね今後連携して、要するに横断的に組織を立ち上げてですね、あるいは連携をとってやっていこうという研究を進めているところであります。で、行く行くはですねそういう関係機関の就労につながるような、あるいはあの社会的な自立を促していくような、あるいはあの医療との連携を図ってより良い治療を受けられるような機関を組織していきたいという考えで研究をしているところであります。あの有効な策についてあの具体的な内容を今私申し上げましたけれども、もう一方、福祉部局でも進めておりますので担当課長の方からお話をいたしますのでお願いします。

健康福祉課長

まああの福祉部局でも実態というかまあ全部掴み切れているわけじゃないので、あのまあ就労までつなげるということは、なかなかご家庭の問題もあつたりして、相談が来るところ、来ないところいろいろあります。であの実はあの今教育委員会の教育長さん申しましたように、連携をするということをこれからやっていこうよというふうに考えています。今まではあの家庭相談員さんの方から相談があつたもの、それから民生児童委員さんが地域を回って行ってきて拾い上げたもの、それからまあ議員さん方々からお話があつたようなものを拾い上げて、相談を受けて、保健師が相談したりまあたまには来所もあるということやってまいりました。そこでまああのもう少しまあシステムティックっていうか、誰がやってもですねその就労やそういうところへつながっていくような格好のものを、これから支援として作っていった方がいいかなというふうには考えておりまして、今年の4

月から生活困窮者自立支援法というのができておりますし、それからまああの市にはあのマイサポートと申しまして就労支援の機関が、昨年から市にはできておりましたかね。今年から郡にも、上伊那の関係は南箕輪の社協でマイサポート上伊那という就労支援の所ができております。そういうものもございまして、まあ大変デリケートな問題ではございますけれども、家庭の事情それから本人の事情を踏まえた中で町といたしましても相談窓口をですね、できるだけ教育委員会それから健康福祉課の福祉部門へ広げて、まあワンストップでつながれるような格好をとりながらですね、継続的な支援をしてまいりたいと考えておりますのでそんなふうに。あの今教育長さん言われましたように、今研究をしている段階でございまして、まあ拾い上げるにはですね各方面の協力が必要かなというふうに思っております。でまず取っ掛かりは民生児童委員さん辺のところから、まあ家庭まで踏み込んでいくということにはちょっと問題がありますので、知っている中で情報を、それから学校の中の情報、それから行政に関わっている方の情報等を得ながらですね、やっていく28年度からまあスタートかなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

浜田議員

それでは2つ目の質問に移ります。定住型クラインガルテンを実現して多面的な効果を、という内容であります。で、商流までを見据えた10アール規模の定住型を提案するということで、まあないんですけれども、ちょっと時間も押してますので私の提案をまとめてご説明したいと思います。10アール、農業じゃない方はあまりピンとこないのかな、10、000㎡、300坪ということであります。でこの規模の提案には3つの理由があります。

1つはあのドイツやロシアのクラインガルテン的なものの規模を1つは参考にしました。クラインガルテンというのは日本ではですね、あの定住で田舎暮らしを楽しむとてもハッピーなシステムというふうに理解されていますけれども、歴史をたどると実はそうではなくて、ドイツではですね失業対策として200年前から始まったと。要するに雇用が非常に貧しい中で少なくとも自分たちが食べる野菜ぐらいは自分たちで何としなければならぬ、これがドイツのクラインガルテンの始まりだというふうに言われております。それからロシアでは、でこの規模がだいたい平均で300㎡、100坪ぐらいですね。それからロシアの場合にはその2倍、600㎡、これがダーチャといわれて、これはあの賜りものといえますか、昔その皇帝が貴族に農地を賜ったというのの続きでですね、実はもっと悲惨な背景がありまして、スターリンがあのコルホーズだとかソホーズで農地を取り上げてしまっ、農民が自分の食いづちがなくなったもんですから、あの請願運動を起こしてですね、最低600㎡ぐらいは自分たちの野菜のためによこせと。その内労働者もそれを手に入れるようになったと。でこの間あのルーブル安ですとか様々な混乱がこの近年のロシアにも起こりましたが、もう救いは市民やなんかがですね、その中でも決定的な危機に至らなかった1つの理由は、郊外にほとんどの家庭がこの規模の農園を持っていて、それなりに自給できたからということのを伝えられています。つまりいずれにしてもヨーロッパのクラインガルテン、クラインガルテンというのは小さなお庭ということになりますけれども、その規模というのはですね実はこのくらいのものであるということで、貸与の期間もドイツでも数十年、ロシアの場合にはそのまま与えてしまっていますから個人所有ということになります。一方、1人が野菜を自給するのにどのくらいの土地で必要なかという

ことを計算した暇な方がいらしてですね、その方によると1人年間20坪必要だろうと。これもきちんとびっしり植えて1年間の収穫を獲るということを考えるとこのくらいいいんだそうです。野菜の重さから導き出したそうであります。そうなってみると今の都会の5坪や10坪の家庭菜園はもつてのほかですね、50坪でもようやく一家が自給できるぎりぎりの規模かなと。で現実には連作障害とか季節性のアンバランスとかありますので、これでも不足かなというふうに思っております。であるので、小規模なクラインガルテンというのは率直に申し上げて富裕層の週末型の別荘の域を出ないのではないかと、まあこんなふうに考えたというのが1つ目の理由であります。

それから2つ目、これはあの実は5月ごろの信毎でしたかね、県内の移住理由というのを調査した信州楽園の推進協議会の調査結果というのが出ていまして、約1,000名の方に調査を行っています。この中で長野県に移住したい理由は何かと。皆さんなんだと思いますか。最大の理由はですね就職です。これが32%。で2番目の理由26%がですね転職、それから起業、会社を起こす。といっても長野県でいまさらその工業を起こすということで長野県に来る方は非常に少ないだろうと思うので、例えば民宿型なのか、あるいはまあ農業に付随したようなことだとかそんなことが想像されるわけですけども、いずれにしてもですね長野県に移住された方の6割は仕事が第一理由だったということが調査結果で出ています。で、田舎暮らしを求めて来られたのは25%、4分の1です。でこれも年齢層によって差がありましてですね、60代以降は80%が田舎暮らしを求めているというのがこの調査報告の結果であります。つまりわれわれの思いと実は逆ですね、若い方は仕事のために来る。で田舎の風景が美しくて来られる方というのは実は60歳以上だと、こういう構造になっているということがこのデータから読み取るのではないかなというふうに思います。でいうことでですね、あの私自身の体験からも私自身は実は農業をやりたいなというふうに思って来たんですが、土地の取得でそれなりに苦労しました。あの2反歩の田んぼが付いている住宅を入手したんですけども、ご存じのように農地法からいうと5反歩、要するに5,000㎡ないと農家としては認定されないので、農作業を始めることもできない。これが大きな参入障壁でですね、しかも農業者として認められるためには3年3作、3年間3つの作物を作り続けなければ農業者として認定されない、これ自己矛盾なんですよ、農地もないのにどうやって3年間3作やるんだという。ということでですね、あの田舎暮らしで農業を求める方にとってみれば農地の取得というのは非常に厳しいということでもあります。で少なくともあの水稻よりも畑作の方が収入としては数倍多いわけですから、そういったことも考えるとですね、先ほど申し上げた1,000㎡、このぐらいが入門としては最低規模必要なんではないかというのが2番目の理由であります。

それから3番目、これはあの実は先ほどの話も関係するんですけども、私があの新規就農者として飯島で暮らし始めたころからですね、に山梨県の八ヶ岳の麓で定住型のクラインガルテンを研究している団体がございました。あの県のアドバイザーも含めて、それから飯島町で随分お世話になっている何でしたっけ、先生方とか、梅津さん、あの有機農業でやっている方ですね、こういった方々とか。生活クラブの東京の生協の方ですとか、まあそういう方々が集まって事業部を立ち上げようかという検討をなさっていた時期がありました。私も新規就農者で参加しろということで何回か会合に参加したんですが、そこ

で検討していたのはですね、ちょうど今申し上げたように1反歩1, 000㎡、300坪の農地を付けて、本格的定住型のクライנגルテンをやるんじゃないかと。でももちろんそのためには農地法の規制をどうやってクリアするかという問題もあるわけですが、面白かったのはですね、あの1反歩300坪野菜を作るととてもじゃないけど自家消費はできないわけです。要するに販売が前提となるわけです。でその農業指導をなさっている梅津さんという方はスカイラークと非常に大きな関係を持っていて、有機の農産物をここにあの無農薬で納めているという商流があったもんですから、農業指導と販路についてはあのその方を中心に行うと。一方、定住される方はですね言ってみればその入門的な農業者として一定の収入を得ると、まあこんな構造が可能だったということで事業計画を進めていました。まあ何かの理由で頓挫してしまったらしくて、その結果をまだ私聞いていないんですけれども、あの大変興味深い考え方だなというふうに思いました。

以上が3つの理由です。それとプラスαがございましてですね、あの中島恵理副知事さんがですね半農半Xの生活をすべきじゃないかという提案をなさっています。でこれはあのまあ兼業農家と微妙に違うんですけれども、半農、要するに農業半分です生活の一番基礎的な部分の収入を確保すると。で半Xというのは何かということですね、その人の人生でこだわっていること、これはあのボランティアでもいいし、自分がその地域で何か別のことをやりたいでもいいし、要するに自分が本当に人生で自分探して自分の人生をやりたいという部分と、農業を半分ずつ両立させながらやるという生活があるんじゃないかと、まあこんなことで実際にはその塩崎さんという方が京都で始めて本を書いて提唱したというのがどうも出発点らしいんですけれども、まあいずれにしてもそんな生活を求めている方はいらっしやと。これは比較的若い20代から40代の層だということになります。ということでこの飯島町の活性化の1つの考え方としてですね、週末型というよりはむしろ農業に片足を置きながら地域で仕事をつくり上げていくと、こんなことを、まあ町長のご提案を受けた上でですね、私なりに考えてみました。ということでこういう考え方についてどうお考えか町長にお尋ねしたいと思います。

町 長

浜田議員にお答えしてまいります。クライングルテン、農地付き移住の政策についての1つのご提案でありありがとうございます。あの都市にお住まいの方々は基本的に都会の生活に疲れて、地方へ人間性の回帰を求め、あるいは農地の田園回帰のニーズの下に興味があると。田舎へのあこがれ、農業へのあこがれがあるということとはよく言われていることで、まあそのニーズを掴もうということで私も提案しておるわけでございます。それでその中に今浜田議員がおっしゃるように、そういう農業を専門に職として移りたいという方もおられるでしょうね。それともう1つは週末型で農業を趣味的にやりたいと、こういう方もおられるんじゃないかなあと。そうするとまあ2つぐらいにそのニーズが分けられるかなというふうに思っております。私が提案していたのは1反歩を50坪ぐらいに分けて6人ぐらいにと、で結局週末型なんですよ。それはやはり65歳以上の人ですよというご指摘ございました。ああなるほどなあそういうニーズなんだなというふうに思いました。まあこれはこれでですねあの退職されてからまあ2住居生活、2拠点生活かな、そういう方々のニーズを対象にしているんですけれども、おじいちゃんが居れば孫たちが遊びに来るだろうと、こういう効果もあるかなと思っているんですね。そうするとこういう素晴らしい景観へ子どもさんが孫を連れておじいちゃんのところへ行ったと、ということ

になれば次につながることもできるでしょう。でまたあのリタイアした人たちはですね、まだまだ元気ですよ60代、65歳といったってまだまだ元気。それとお金を持っていると、貯めた資金があるということと、それと何よりも今まで社会の中で働いてきた知恵がある、こういった部分の価値というものを地域にそれをフィードバックしていただくと、こういう思いもあるもんですから、そういうよそ者ばか者何とかと言われるんですけども、そういう他所から来た人たちとの交流というものを迎えることによって、この地域が経済がレベルアップするということも私はその中で望んでいます。それともう1つは、あのやはり半農半Xというお言葉がありました。最近の生き方でね、昔だったら1つのことに専念してちゃんと商売せよと、自分の仕事に打ち込め、骨を埋めろ、こういうことだったんですけども、今はまあ半分半分じゃなくて3つも4つも仕事を抱えて、1つで500,000 ぐらいの収入を目標にして、4つの仕事をして合計で2,000,000 ぐらい儲けると、こういう考え方も今若者の中には定着しつつあるというか、そういう風潮が認められつつある。アルバイト生活でいくつもの仕事をして収入を得る。昔としたら全然考えられない生活パターンがあるわけでごさいますね。だからそういう生活者もおられる。まあいろいろの生き方、生活の仕方というものがある中で、基本的には農業を素材に提供するわけなんですけども、そういう方々、週末型、定住ちょっとしっかりやりたいよという方々、さらに趣味的にやりたい方、まあそういうことのニーズに対応できるように心構え、この地域を構えていきたいと思うんですけども、やはりそこには今どういう法律があるのか、そういう部分も精査しなければならないし、そういったことの特区ということももしかしたら考えなきゃいけない。先日あいさつ回りがずっとこのところ続いてましてね、名古屋、東京方面へ行って、東京の農水省へ行ったときに農村振興局長とお話したんですね。その時にちょっとお時間いただいてお話したんですけども、こんなようなそのアルプスのいいところへチューリップを植えて、ここへあの生活安心空間で農地に住宅付きのものを提供したいんだ。「いいですねえ、それどんどんやってくださいよう」というねえ強いお言葉をいただいたんで、「え、そう、そんなこと簡単にできるの」と自分が逆に思ったんですけどね。まあそこらへんのこともお話ししてきましたんで、一早くそういうことを提案した中で進んでいきたいなと思っているんですけども、ちょっとそこらへんの法律的な詳しいこととか、現在の状況とかを担当課長の方から説明させていただきます。よろしくどうかお願いします。

産業振興課長

具体的な内容についてはまだあの飯島町ではクライנגルテン事業等も発展途上でありますので、これからまあ研究をしていくという形になろうかと思います。先ほど申し上げましたようにあの町長は土日居住ですとかリタイア組の皆さんのまあクライングルテン構想ということで掲げておりますけれども、議員さんの申されますように、やはり雇用を中心としたクライングルテン事業も必要だと思います。両方をきちんと捉えながら考えていきたいと思いますが、やはり先ほど申し上げましたように、半農半Xでありますけれども、半農ではなかなか食っていけないというのがあります。ですので、先ほど町長の申し上げましたように、いろいろな仕事、雇用もある地域にしていかないと、農業プラスαの雇用プラスXということで自分の生活を楽しんでいただくというところでやっていかないと、なかなか生活として成り立たないというところもあります。まあそんなところも研究しながら進めていきたいと考えております。

農業で暮らしが立たないということを私自身痛感しておりまして、最初は2反歩だったのが1町歩を超えてもぜんぜん暮らしていけません。まあなんとかしなければいけないと思いますけれども、ただその一方でですね、あの特に都会の方が求めているのはどっちかっていうと畑なんですね。水田は雇用にもなりませんし、やってみたいのはトマトを植えたりと。そういう意味でそういう地帯がですね実は今は果樹園が切り倒されて、でその後引き受ける人がいないもんですからそこにソーラーパネルが並んで、緑輝く飯島町がですねパネル輝く黒い町になりかかっているということもありますので、あの農地法の問題は当然あるかと思いますが、多分今は法人が借り受けてその作業委託というやり方もあるかと思いますが、是非、前向きにですね検討していただきたい。で特に果樹とかそれに近い種類であれば収益性もそれほど悪くはないのかなと思っていますけれども、作業は大変ではあります。ということであの週末型に限らない検討を、まあ今の段階でお答えいただくのは無理かもしれませんが、是非前向きに考えていただきたいということを要望して、もう時間も押しておりますので最後の質問にまいりたいと思います。でこれは実は町内の組織のスリム化を通して町民力活性化をと、まあいつも最後に持ってきて時間切れになってしまうので今回も同じことなんですけれども、あの昨日は大変私居心地が悪くてですね、なんで悪かったかという、その定住促進とか転入者とかいろいろ言われて自分のことを言われているような気がしたんですが、もう11年も経つと7割方飯島町民なのかと思うんですけれども、ただある種のカルチャーショックは未だに覚えております。で率直に申し上げてですねあの余りのその町内組織の形式的なものの多さには未だに抵抗を感じています。そこら中に当て職があつて、どこを取っても金太郎あめのような同じような方が出てきて、それでほとんどの資料がもう行政側で準備されていて、で最後にそれを承認するか文言の変更をかける程度で終わってしまう。で、ひどい委員会になりますと年に1回招集されて、私も訳がわからないで出ていったとたんはその委員長とか議長にされてですね、でやむなくその場の議案は承認したわけですが、次にいつやるんだと言ったらですね、1年後ですと言われて愕然とした思いがあります。これでは全然踏み込んだ議論にもならないし、またはそれを維持するためだけの職務だって無駄なわけですね。で1つご紹介しますと、あの岩国市の市長を2期ほどなさった井原さんという方がいらっしまして、この方はあの脱藩官僚でですね、なぜか突然山口県に戻ってこの市長になられたんですが、あのかなり大胆な組織改革をなさいました。で何やったかという、とにかく重複人事は認めないと、要するに1人の人間が2つも3つもの部署に関わるような会議は全部やめてしまえと、これをやったわけです。で結果的には何も困らなかった。その結果、組織の数は半分ぐらいに減ったとまあこんな話なんですね。でまあそれが1つのやり方かと思いますが、で本当に今この飯島町で、もちろんそうは言っても耕地や自治会という庁外の組織に役場が手をつけるわけにはいかないので、率先垂範で是非行政でやっていただきたいと思いますが、本当にひとつ1つの組織の棚卸しをやっていただいて、まあ条例がくっ付いてるんであれば条例の改正も含めてですね、1つの委員会でいくつかの議題を賄えるのであれば、それはまとめてやってしまってもいいんじゃないか、そのくらいのことを是非どこかでやっていただかないと、行政というのはひたすら作った組織は止まらない、いつまでも広がり続ける。でそのための事務仕事が増える。こんなことをやっているとですねあの本当に活力が出てこない。先ほどあの職員の

方の代休の話も出ましたけれども、実際にはこういう事務仕事のためにとられていることで効率が下がっているのではないかと。日本の行政職員の数というのは実は世界で最低です。先進国に比べると日本は人口当りの職員数は桁違いに少ないです。恥ずべき状況です。でその中でこれだけ正確な業務を遂行するということは決してノーマルじゃないというふうに思っていますので、これは職員の個人の努力を求める以前にですね、仕事の効率化を徹底的にすべきだと。特に町長替わったこの時期にですね、このことを強く求めたいというふうに思っておりますが、それについての今日も細かくは申し上げませんが、大鉈を振るっていただければ如何かということをお尋ねして質問を終わりたいと思います。

町 長

行財政改革という使命は常に行政の使命だと思っています。あの合併か自立かという時の国から与えられた地方自治体は、やっぱり行財政改革がテーマでした。まあそれを前高坂町長さんがしっかりと引き継がれて財政的にもよくなってきたと、こういう状況かなというふうに思っています。それであの常に行財政改革をしなきゃいけないんですけども、委員会とか審議会というのはある意味必要性があって過去の歴史の中から出来てきたものであるというふうに思いますので、まあそれは行政と議会、町民、そういう方々が一体となって作られたものだろうというふうに思っているんですけども、やはり現時点において常に行政改革の中で必要なものがあるとするならば、まあ行政の力もそうですけれども、皆様方のお力もお借りしまして、もうちょっとスリムな形にこれだったらなるんじゃないかと、そういうご意見をいただきながら改革をしていくのがいいんじゃないかなというふうに思っております。まあ現在のいわゆる審議会、委員会についての状況等につきましては、担当の課長の方からお答えします。

企画政策課長

それではあの現在の状況をお話させていただきますが、あの基本的に法的に決められている組織もあったりしますので、これについてはあの会議をやるやらないに関わらず設置しなくちゃいけないということもあることはあの多分ご承知だと思います。それからあの町の方ではあの条例等に従って設置されている委員会、審議会もございます。まあその中でございますが、先ほど当て職というようなこともございました。まああの各分野の中で専門の団体等の皆さんに選出をお願いしている場合があるんですが、まああの委員会によってはあのその組織の一番偉い方、長の方だけでなく、まあその中で一番適切な方を選んでいただくことも現在お願いしております。それからまああのお話にはなかったかもしれませんが、あの世代交代っていう通告の中にございました。まあその中でも一応あの組織の中ではあのどなたでもってということで若い方、最近はそのそういう方が委員会の中でも増えてきているように思っております。それからあの公募っていうのを設けたりしながら、活性化もしながらやっておりますので、ただあの公募を一生懸命やってもなかなか応募されないということも、ご理解をいただきたいなあというふうに思います。それからあのお話ございました、あの1人の方がいくつも組織に所属されているっていうことがございました。1つ例を挙げますと、あの実は区長さん4人おられるわけですが、あの区長会長さんっていう立場の方がいくつか持っておられる場面がございました。まああの2年ほど前それについてお話をさせていただいて、区長さん方分担された中でそれぞれの組織等に所属していただいたということもございます。まああの町長先程言われましたように、これからあの言われた部分もあの適宜見直しはかけております。平成26年度にも見直しを行って、27年度から施行した部分もございます。あのまあそれらも適宜、今ある組織

についても見直しをしながらやっていきたいと思いますので、あの統廃合したものもごさいます。それから議員の皆さんの所属というか委員としての委嘱についても見直しをさせていただいたりおりますので、それらについても今後も継続して見直し等行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後１時３０分とします。休憩。

午前１１時４５分 休憩

午後 １時３０分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

１番 本多 昇 議員

１番

本多議員

それでは通告に従い、１、新町長のビジョンと政策について。２、平成２８年度予算編成について。３、自治会・耕地の呼称の統一について。以上３件の質問をいたします。最後の質問者です。前議員との重複した質問については、確認の意味でもう一度結論のみお答えくだされば結構です。質問事項がたくさんありますので端的に的確にお答えください。

１番目の質問です。新町長のビジョンと政策について、新しい風を民間から、低迷から脱出して次世代へつなぐ、人口目標１５、０００人、自主財源が確保できる元気な町に、ビジョンがリーフレットに書かれています。疑問なところをお尋ねします。１－１です。

「低迷からの脱出」町のどこが低迷しているのかの質問です。住民の総力を挙げてこの難局を乗り切ろうと公言しています。今までの政策が悪く町が低迷し危機に陥ったかのよう聞こえます。財政面では２６年度決算では単年度収支は５６,９９０,０００円の黒字。実質単年度収支も９５,７４０,０００円の黒字となっています。財政状況は危機的状況ではなく健全な財政運営を行っています。町のどこが低迷しているのか町長にお伺いします。

町 長

最後の質問ということで、ようやく不安からこれを乗り切れば明るい明日が見えるかなという気がしています。まあひとつお手柔らかにお願いします。本多議員さんからは飯島町のどこが低迷しているかということでございますね。確かに飯島町の財政は健全運営されておると思います。この不況の中でね。各企業さんもこの不況の中でも健全な企業運営をされている方も多いと思います。低迷というのは、あの今議員さんがおっしゃったように、町の所為じゃないと思っている。これは長引くデフレーション、これは世界的な低迷です。ようやくアメリカで昨日ですかねＦＲＢのイエレン議長が０．２５％金利を引き上げました。まあそれによってアメリカは少し回復の兆しがあるということで、そういうＦＲＢの金利上げということになったと思うんですけども、それによってまたですね世界の金がアメリカへ行ってしまうと、せっかくブリックス（ＢＲＩＣｓ）がその金をいただいて景気を盛り上げてきたんだけど、また静かになっちゃうんじゃないかなということですね。日本においてもこの影響は多分円安ドル高がまた進むでしょうと思います。そうなったときには輸出企業は円安の恩恵を被りますけれども、輸入をしている企業、まあ日本は特に燃料ですね、ここら辺を使うところはまた真綿で首を絞められるような低迷に追い込まれるんじゃないかなというふうに思っております。この約２０年間続くデフレー

ションによって景気が全体的に日本も悪くなってきた。だから安倍ノミクスとか第1、第2、第3の矢を引いてもだめで、今回また次の矢を仕立てて、目標を僕よりも私よりも大きい600兆円のGDPを目指す、更には1億総活躍時代だと、こういう旗を挙げております。まあ景気に活力をつけたいんだろうと思います。その中で飯島町もどうしたったって経済的にはその大きな波を被っている、その影響によって人口が減っているという大きな原因があると思います。飯島町の施策が悪くてこの低迷が続いているとは思っていません。けれどもこういう世の中に追い込まれた限りには、ぜひとも私たちが力を結集して知恵を出して、お客さんを呼び込んで、できるだけ活力を取り戻していこうとこういうことでございます。現に飯島町でも長期構想見直しがありましたね。人口目標も9,500人に下げました。そしてなおかつ政府の地方創生戦略、これを受けて如何に景気を良くするか、経済を良くするかということを皆で相談し合って、議会でも議決がありました。まあそういういわゆる大きな低迷の流れへの対応を皆一生懸命やっているんじゃないかなと、それが1つの証しかなというふうに考えております。

本多議員

町長のいう低迷ということは、経済が悪くて町の人口が減少しておるということを言っているわけですか。

町 長

経済が悪くて町が低迷している、うんまあそれも1つの要因でしょうね。ということは農業の跡継ぎが減ってきている。で商業の後継ぎも減ってきている。商工会のメンバーの人数も減ってきていると。こういうような環境を見るとですね、跡継ぎが「よし、俺ここでやるぞ」というような環境には今きていないかなと。総合してやはり景氣的に盛り上がっていないというふうに捉えています。

本多議員

それでは町の政策が悪くて低迷しているということではないということですよね。

町 長

大きくは日本のデフレの波に飲み込まれていると。仕事が地方に無くなってきた、そうして都市に1局集中している現象が起きていると、これが大きな地方の低迷と捉えています。

本多議員

わかりました。低迷というのはいろいろの考え方がありますのでわかりました。それでは1-2です。人口目標15,000人可能かの質問です。私は26年6月の定例会において定住促進についての一般質問で、自然、景観、環境が素晴らしい地の利を生かしたまちづくりを進め、美しい自然に育まれた飯島町を近隣市町村のベッドタウンとなるように整備し、住宅地は飯島町と言われるような町にし、人口の減少、超高齢社会で予測される将来を見据えて、住民・高齢者が安心して暮らせる先手のまちづくりを始めるべきだと提案しています。飯島町の人口の現状分析により、5次総合計画基本構想が変更され、将来の人口目標が9,500人となりました。飯島町の人口ビジョンは検討されていてよくできていると思います。町の人口減少に取り組む対応、基本的視点4点が実施されれば人口減少に歯止めをかけることはできると思います。9,500人が豊かで満足できる町にすれば人口は必然的に増加すると考えております。飯島町は消滅可能都市ではありません。9,500人以下になっても豊かで満足できる町にすべきです。民間企業では実現できる数値で目標を設定します。昨日の同僚議員の答弁で人口目標15,000人は町長の心意気である。また観光により交流人口を増やし移住に結び付ける手法をお聞きしました。私も知名度をアップして住みたい町にするための具体的提案もしています。人口減少に歯止めをかける意気込みは同じだと思います。通告していますので改めてお聞きします。15,0

町 長

00人の達成は可能ですか。9,500人が豊かで満足できる町にするように変更する考えはありませんか。町長にお尋ねします。

9,500人でも豊かな町で元気な町になるんじゃないかと、もちろんそうだと思います。もちろん何人でもその時点において豊かで元気であるために一生懸命頑張らなきゃいけないと思います。その結果、9,500人で豊かな町をつくったときにやっぱり魅力があればね人が集まってきて、人口が増えるんじゃないかなと。やっぱり人口が増えていくということはその町の魅力度ですから、常に魅力度を高めるというのはその観点においては行政の常に使命かなと思っています。あまり来過ぎても、先ほどいろいろ折山議員がおっしゃったように、いろいろ設備が間に合わないよと、子育ての環境が間に合わないよ、学校の関係が間に合わないよ、こういうことになるかもしれないけれども、まあ緩やかなカーブの中で人口が増えていくということはありがたいことだと思っています。9,500という数字は審議会の中で一生懸命考えられて、下から積み上げられてまあ安全圏、ここら辺までなら達成できるかな、でもそれはあの人口会議、日本人口会議でしたかね、そこで推定された8,600人よりも約900人多いところでやっぱり頑張っておるんだと、目標を高くしようかなとそういうように思っています。それはそれで私は認めて、まず第1目標はそこに置いております。されどももう一歩進んでいくと日本創成会議の言われた10,000人をその時点で割っていると、マイナスのスパイラルのような感じで人口が減っていつてしまうのかなと、まあいろいろの要素コンピューターの要素ですからまあ私の頭ではわかりませんが、そういう要素を入れるとそういう状況に追い込まれていくのかなあというふうに思うんで、ぜひとも最低でも消滅しないためには、私が消滅すると言っているのではないんですね、日本創成会議がこういう基準で計算されているんですから、先ずそれは受け止めて、その部分は死守したいなというふうに思っております。それでなおかつ飯島町の景気、活気、町としての機能を十分果たせ、雑踏もあり企業もあり、夜の飲み屋街もあり、栄えて、まあこういうバランスの良い町というものを目指すにはやっぱり12,000ぐらいが必要な、12,000という数字は飯島町も経験していますから、そこら辺に戻りたいなという願望でございます。まあ15,000という数字は私に叱咤激励している数字だということは、久保島議員の時にもお答えしましたのでそれ以上はここでは申し述べません。まあできるだけ9,500を基準に、それよりも上積みできるように皆さんとともに頑張っていきたいということでございます。

本多議員

私の質問は15,000人の達成は可能かということで、今聞くと12,000人までがどうも止まっている、そこで止まっているような気がします。15,000人は可能ですか。お尋ねします。

町 長

15,000は可能かという端的な、ストレートなご質問ですけれども、神様だけが知っているかな。でもそれに向かって努力するということですから。僕ね、こういう15,000を出したときにね、もう1つの例え話をしているんです。小学生がね、今その人50点しかとっていないと、その時にノーベル賞をとった博士、宇宙飛行士になったおじさん、これを見たときに私もノーベル賞とりたい、宇宙飛行士になりたい、としたときにね、担任の先生は、教育長がおるなかで誠にしやばった言い方なんですけれども、担任の先生が、おまえ今の状態じゃ50点ぎりぎりじゃねえかと、48点ぐらいにしとけよと目標は、というのがその人間を成長させる指導なのか。あるいは、ようしそれだったら先ずお

めえ70点とって可をとれよと、その次にもっと専門分野の勉強をして80点、そして世界との闘いなんだから90点、100点を目指さんとダメなんだぞ、と、こういう目標を与えることが人間にモチベーションを与える指導の方法だと思っています。私はそういう意味で、それは不可能かもしれませんが、子どもにとってね。宇宙飛行士なんて高望みかもしれません。でもそこで頑張ることにおいて大学の教授になれるかもしれないじゃないですか。そういう意味での15,000であるよということは、またときにはそういう例のお話をして町民の皆さんに納得していただいております。

本多議員

はい、15,000人、大いに期待しております。私は9,500人以下になっても豊かで満足できる町にしたいと思います。1-3です。自主財源だけで住民要望に応えられるか、の質問です。自主財源が確保できる元気な町については、9月の定例会において、行政経営とは何かの一般質問で私の考えを述べました。それは町の将来を考えて今ある資源で成果を出しつつ、持続的に利益を得て町を発展させていくことではないか。町単独事業はもちろん補助事業も含め、先行した事業により自主財源である町税を増加させていくことが必要。個人でも法人でも実業化できるアイデアを出し、共に研究し、補助事業で行うことができれば補助で、できない場合は単独で行政が主導的に行うことが行政経営の根幹だと述べました。民の仕事为官がやるくらいの意気込みが大切であると考えています。しかし国県の補助を受けて事業を展開していかなければ住民が要望する事業はできません。自主財源が確保できる元気な町については、町長と考える方向は同じではないかと思います。立ち会い演説会では役人に頼らず自分たちで財源を確保し行政運営を行っていくと声高らかに言っていました。支持者から拍手と歓声が上がっていました。これを聞いて、国県の補助に頼らない行政運営をするのだと私は思いました。同じように感じた同僚議員の質問の答弁で、国県の補助に頼らなければ町はやっていけないことは常識だ、とのことでしたので安心したところです。国県の補助に頼らず自主財源だけで住民が要望する事業と公約した事業が展開できるはずがありません。国や県の補助金を取ってくることも町長のいうトップセールスマンの仕事だと思います。通告していますので改めてお聞きします。自主財源だけで住民要望に応えられるのか、町長にお伺いします。

町 長

自主財源で行政運営がすべて賄えるか、この飯島町にその力があるか、といえそれは全くございません。地方交付税もしっかりいただいた中で、自主財源を約1,000,000,000円ぐらいですかね。町民税で入るのが。その中で一般財源で4,000,000,000の予算、5,000,000,000にも達する中で現状はそういうことでございますから、飯島町が逆立ちしても自主財源でこの行政が運営できるとは思っていません。目標としては地域が豊かになって、自主財源と言われる町民税をより多く増やしていく、そういう行政をしていきたいと思っております。

本多議員

はいよくわかりました。今のことを頭に入れてしっかり運営してください。よろしくお願いします。1-4です。風通しのいい行政とは何か、の質問です。政策についてです。1、内なる固め、風通しのいい行政。2、外へ押し出す儲かる飯島町。3、外から呼び込む田舎暮らしランキング日本一。すべてがチャレンジで挑戦する公約です。チャレンジすれば公約を達成したということになります。公約とは当選後、実現すべき政策について有権者に向けて表明する約束だと思います。それではチャレンジについてお聞きします。2と3のチャレンジの内容は同僚議員の質問で理解できました。1の、内なる固め、風通し

のいい行政とは、リーフレットからと同僚議員からの質問の答弁ではまだ私は理解できません。行政機構の改革ではないかと考えました。もう一度説明をしていただきたいと思います。

町 長

風通しのいい行政のチャレンジということで、私はこの部分は行政サービスの部分であると言っています。行政の大目標である、みんなが安心して暮らせる豊かな町の中の「みんなが安心して暮らせる」という部分で行政サービスですね。この部分には国や県からの補助金等それを町民にお配りすることもあるでしょうし、行政サービスを接して、町民と直接接する部分でありますから、この部分をまあ町民から親しまれる、そういう行政運営にしたいということなんです。いわゆるやはりですね飯島のそういったサービスの対応ということが、なかなか100点満点をいただけていないということでございます。具体的に言えば、町のお客様が入ったときに親しみを感じるようなところ、困ったときに案内するような人、コンシェルジュみたいなものですかね。まあこれからお話をしてですね町民が入ってきたときに、町民ということよりもまあ私から言えばお客が入ってきたときに、気持ちよく対応して用が済まされて、用を済む間にも役場の職員と気軽な会話が交わされて、行き届いたことに気がつく、そういうようなまずは対応ができること。この部分においてけっこう町の皆さんから町民の皆さんからご批判をはっきり伺っている。他町村とやっぱし比べていますのでね、そういう方々はいろいろな市町村の窓口をのぞいてきて、それを比べてでのご発言かと思しますので、しっかりその辺を私も見て感じて職員の皆さんにもそういうお話をして、まずはそこら辺の精神的な、お迎えをするというそういう部分を変えていくというチャレンジですね。先ずそれ。まああとはあの先ほど子育て支援の中で子ども広場ですかね、これが今手狭になっているというようなこと。これはやっぱし具体的にいずれの日かはそういうやっぱし人口増やす限りには、そういう子育て支援の設備というものが整っていることが大事だと思いますので、具体的なそういう事業になってくるかと思えます。精神的な部分とそういう町としての機能を果たすための、まあこの部分といえますかね、そういった部分の整備が考えておるところでございます。

本多議員

私はあの行政改革のことで、要するに効率化、行政の効率化ということで4回質問しています。それは1つは27年3月の定例会の、職員の定数管理については、人件費が1,000,000,000 円の中で行政事務の見直し、事務の合理化、効率化を図り、正規職員を増やし臨時職員を減らして、残業手当ても半減し、住民サービスに応えられる体制づくりを検討し、特別会計も含めた形で定員管理を見直す必要があるのではないかと提案しています。これをですね是非「風通しのいい行政」の中に加えることを提案しますが、町長いかがですか。

町 長

職員の数を今減らせとおっしゃったんですかね？

本多議員

増やして臨時を減らす。

町 長

増やして何？

本多議員

正規職員を増やして臨時職員を減らす。今臨時職員が多過ぎます。

町 長

はい、今、正規職員が117名ですかね。それで全部を入れて約200名近くなっているという状況だそうでございます。この状況についてですね、よくやっぱしあの暗闇に目が慣れるということをよく言いますけれども、やっぱしよくその中に飛び込んで中に入ってみて現場を見て、なるほどなあこれはそういう状況にした方がいいのかなあというこ

とは勉強していきたいし、また今までその人事に関わっておられる部署・課もありますので、そういう方々のご意見を聞いていきたいと思っております。この場でそのことに対しての結論、はっきりした答弁は述べることはできません。もう少し勉強させていただきたいと思います。

本多議員

はいわかりました。それでは1－5、特定政党との政策協定は行政運営に支障はないか、の質問です。昨日の久保島議員の質問の再確認です。結論だけで結構です。特定政党との政策協定によると、両者は定期的に協議の機会を持ち、政策策定を協議することとなっている。すべての政策策定は特定政党との協議で決定するのかお伺いします。結論だけでいいです。

町 長

政策決定の根拠は一番最初お話したんですけれども、町民の多数の意のあるところはどこかという部分で、私は今後の政策決定や行政運営をしていきたいと思えます。もちろんその場においては2元代表制である議会にも相談しなければならないし、議会の皆様は意見も申し述べることもできますし、監督する、監視する役目もございます。そういった部分ではまちづくりについてお話しはするかもしれませんが、飯島町の最終的な決定となったときには飯島町民の民意がどこにあるか、これがいつの世も長と長たる決定の基準ではないかというふうに思っています。

本多議員

行政運営に支障はないということでお聞きしました。影響が全くないことを願っております。それでは2番目の質問です。平成28年度予算編成について。2－1、28年度予算編成にどのように対応するのか。すでに予算編成会議があり、予算編成方針は施策の重点部分が一部変わるだけで内容は毎年同じだと思います。予算編成は各課から出された予算要求書に基づき、これから決まる副町長査定を終えて町長が査定し1月20日から町長査定が始まります。予算編成にどのように対応していくのかお伺いします。

町 長

28年度の予算編成についてのご質問でございます。私はですね予算編成が始まる一番最初の会議に、それに携わる職員を集めまして私の公約をお話しました。担当職員にお話するのは就任したとき、それと予算編成の時、この2回ですかね正式にやっているのは。まあその中で出来ることからやってほしいと、ゼロ予算の場合もあるから私の目的達成するところはどんどん進めてもらいたいということです。それで予算に予算執行に関わる事業については、これから副町長が決まってからしっかり態勢を整えて指示してまいりたいと思えますし、今までの第5次総合計画の後半の部分やら地方創生戦略のその戦略の中で事業の継続性もあるかと思えますので、そういったものを含めて優先順位を決めて28年度の予算を滞りなく組んでいきたいと考えております。

本多議員

はい、是非ですね副町長に相談して決めていってもらいたいと思えます。2－2、公約した事業28年度の取り組みは何か、予算編成に間に合うか、新町長としてスタートの28年度は重要な年度だと思います。昨日の同僚議員の質問の答弁で、28年度の取り組みは「アルプスのお花畑構想」「農地付き格安住宅の研究開発」の2つを早急に取り組みたいとのことでした。通告していますので改めてお聞きします。公約した事業の28年度の取り組みはまだ他にありますか。予算を伴います。予算の編成に間に合うかお伺いします。

町 長

まあできるだけ私の公約を早く実現したいと思っています。これからしっかりその辺は副町長を含め担当課長を含め相談してまいりたいと思っています。お花畑にしても、農地付きの住宅にしても、いろいろの法制関係も関わることでございますので、そこら辺が

	クリアになった時点でそういうことを予想しながら研究していただいて、優先順位をその場で決めていきたいと思います。決して私がこれやれ、あれやれ、という部分ではなくて相談しながらですね、できるものから着実にやっていきたいなというふうに思っています。
本多議員	もう1つ聞いたんですけれども、予算編成に間に合うかということです。もう一回お尋ねします。
町 長	予算編成に間に合う事業から進めていきますので、すべてが予算編成に間に合わないかもしれません。それは課長会で意見を交流した中で決めていきたいと思っています。
本多議員	はい、適当な概算数値で計上すれば予算審査、不足した場合の補正予算審査において問題になることを留意しておいてください。それでは3番目の質問です。自治会・耕地の呼称の統一をどう考える。呼称の統一についての質問は今回で3回目となります。27年6月には住民意識調査の結果を受けて質問しました。自治会が統一する、が47.3%と半数近く、自治組織に任せて町全体では「自治会」を使う、が13%で、合計60.3%でした。住民懇談会の井戸端会議で住民の方々は4区がバラバラである。4区がそれぞれ動いていて町が1本になれない。4区が1本になるように従来から進めてきている4区のまちづくりにこだわり過ぎて、飯島町の顔がないと言っています。町の中で呼称が統一できないことは民間企業の組織では有りえないことです。住民は民間感覚を求めました。住民総参加の知恵と行動を結集することで未来への道が開けると言っていますが、呼称の統一もできない行政では住民を結集するできるわけがありません。行政主導で呼称を「自治会」に統一すべきです。町に新しい風が吹いたとのこと。新しい風のスタートとして4月から「自治会」に統一しませんか。町長の考えをお伺いします。
町 長	「自治会」呼称の統一化のお話です。これは本多議員のライフワークにもなっているようなね、課題でございます。よく私もこういう機会にテレビの向こう側で聞いておりました。この部分についてですね、課長の皆さんの見解を伺った中でどうなんだというなかで、うんそうかじゃあ私もそんな思いだなという部分がありましたので、文章を読んでからまたお話ししたいと思います。「耕地・自治会の呼称については以前にもご質問をいただいたとお聞きしておりますが、住民意識調査の結果なども踏まえた中で、やはり各地区や耕地・自治会の自主的な判断を尊重したいと考えております。呼称の検討を含め、区、耕地・自治会自らがより良い自治組織運営のために議論を深めていただくことは、地域の活性化のためにとってもいいことだと考えておりますし、実際にそういった議論がはじまった地区、例えば飯島区もあると聞いております。町としてもこのように地域のまとまりを尊重するとともに、併せて盛り上がり期待をしているところです。なお住民意識調査の調査内容につきましては担当課長が申し上げます。」ということで本多さんのライフワークの長年のご意見がだんだんそういう、じゃ検討しようかというふうに町民を動かしているのかなというふうに思っております。あとは担当課長から説明します。
企画政策課長	現状、住民意識調査の数値をお話ししようと思っていたんですが、議員の方から先ほどお話がありましたので、省略をさせていただきますが、呼称を統一した方が良いという数値については、5年前の結果に対して15%ほど上がったのが現実です。まあただ半分までは行っていないというように考えておりますが、まあその一方で、今までどおりでよいという、まあこれはあの根強い意見これもあったことは事実でございます。でそれぞれ自治組織に任せるといった意見もあります。ですのでまだあの地区ごとによって意見もまばらと

いうことも見られます。七久保地区ではあの統一した方がよいという意見、これは5割以上、まあ実際あの「自治会」という名称に統一しておりますので、地区別に見ますと七久保地区は51%ほどですかね、「自治会」に統一した方がよいという意見がありました。ただあの先ほど町長が申しあげましたように、議員の方の話とは別に各区長さんにここ何年か投げかけた中で、まだちょっと早いなあというご意見をいただいた中で、まあその中で地区ごと今始まった地区もございます。ですので、まあどちらかというところの期待しながらおりますけれど、現段階では町からの押しつけ的な形ではなくて、地区の皆さんの意見を重視しながらやっていきたいと思います。ですので、あのどちらかという数値的で今判断するのがいいかどうかということもありますし、あの地区でお話をされ始めたところもございますので、その状況を見ながらまた内部でも検討をしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

本多議員

今課長が言った七久保地区51%はもっと多いはずですよ。それでですねちょっと1つ提案なんですけれども、自治組織に任せて町全体で「自治会」を使うという13%の考え方、これを取り入れれば「耕地」にこだわっている人たちの立場が尊重できます。例えば「耕地・自治会各位」を「自治会各位」、「耕地・自治会長各位」を「自治会長各位」として、町の文書の呼称は「自治会」に、対外的にも各耕地は自治会とする。この考え方は町長どういう見解を持てますか。13%の考え方を尊重すると。お伺いします。

町長

まだそれを真剣に考えたことはございません。いろいろな情報を得ながら考えてみたいと思っています。

本多議員

是非ですね、今の13%の町全体では「自治会」を使うというこの形、是非取り入れていただきたいと思っております。これで質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 2時13分 散会

平成27年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年12月22日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第18号議案 副町長の選任について
- 日程第 3 第 2号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 4 第 3号議案 飯島町個人番号カードの利用に関する条例
- 日程第 5 第 4号議案 飯島町町民カードの利用に関する条例
- 日程第 6 第 5号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 6号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 7号議案 飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 発議第11号 東日本大震災からの復興と大規模災害対策確立に関する決議
- 日程第10 発議第12号 地方創生の推進に関する決議
- 日程第11 発議第13号 町村税財源の拡充強化に関する決議
- 日程第12 発議第14号 TPPに関する決議
- 日程第13 発議第15号 参議院選挙制度改革に関する決議
- 日程第14 発議第16号 日米地位協定の見直しに関する決議
- 日程第15 請願・陳情等の処理について
- 日程第16 議会閉会中の委員会継続審査について

平成27年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成27年12月22日

- 追加日程第1 発議第17号 「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」について
- 追加日程第2 発議第18号 「TPP交渉大筋合意に関する意見書」について
- 追加日程第3 発議第19号 「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書」について

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（１１名）

１番 本多 昇	２番 滝本登喜子
３番 久保島 巖	４番 折山 誠
５番 橋場みどり	７番 三浦寿美子
８番 浜田 稔	９番 中村明美
１０番 坂本紀子	１１番 竹沢秀幸
１２番 松下寿雄	

○欠席議員（１名）

６番 堀内克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 下平洋一	副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 宮 沢卓美 企画政策課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田 沢義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山 田敏郎 教 育 次 長 小 林美恵

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	宮 下 務
議 会 事 務 局 書 記	宮 下 弥 紀

本会議再会

開 議 長	平成27年12月22日 午前9時10分 おはようございます。 町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中にはそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出案件また付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。 去る8日の本会議において各委員会へ付託いたしました条例案件6件、請願・陳情案件10件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書、並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 それではこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告をいたします。 議長から申し上げます。会期中に町から議案の追加提出、及び議員発議案件の提出がありましたので、昨日21日に午前9時10分から議会運営委員会で審議をいただいた結果、本日の日程第2、及び日程第9から日程第14でとり扱うことを決定いただいておりますので、ご報告いたします。 なお、堀内議員から欠席の旨通告がありました。 また、下平町長から唐沢産業振興課長は一身上の都合により欠席する旨、通知がありましたので報告いたします。 これで諸般の報告を終わります。
議 長	日程第2 第18号議案副町長の選任についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。第18号議案副町長の選任について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては、副町長として2期8年をお勤めいただいた箕浦税夫氏が12月12日をもって任期満了となり、その後任として、飯島町田切336番地、唐沢 隆氏58歳を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。人選に当たりましては、あらゆる広い視野から慎重に検討し、熟慮に熟慮を重ねた結果、最適任者としてご提案申し上げるものでございます。なお任期は平成27年12月22日から平成31年12月21日までであります。唐沢 隆氏の主な経歴につきましてはお手元の議案に添付してあります経歴書のとおりでございますが、長年飯島町一般職員として勤務をし、地方自治に対する豊富な経験と現状認識、豊かな識見と行動

力ある取り組み姿勢は町長の補佐役として、また町の発展に果たす副町長の役割から最適任者と考え、ここに選任同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、議員各位全員のご同意をいただきますようお願い申し上げます。ここに提案理由の説明いたします。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
この議案は討論を省略し、これより第18号議案副町長の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

議長 [賛成者起立]
お座りください。起立全員です。従って第18号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

議長 [唐沢 隆さん入場]
再開いたします。

ここでただいま選任同意されました唐沢 隆さんからごあいさつをお願いいたします。

議長 [唐沢 隆さん登壇あいさつ]
唐沢 隆氏 ただいま議長さんからお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。ただいまは議会の皆様のご同意を賜りまして誠にありがとうございました。下平町政がスタートし、また来年は新町発足60周年を迎え、第5次総合計画後期計画も幕開けとなる年でもございます。この重要な時期に大役を仰せつかりまして、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。今、下平町長さんのもと新しい風が吹き、その中で下平町長の民間のDNAと職員の行政のDNA、これらを有機的に結び付けながら2倍体、3倍体の行政を推し進めるため、下平町長の支えとなり補佐をしながら、また職員が夢と希望と情熱を持ってまちづくりに邁進できますよう職場づくりに努め、私が生まれ、またこの36年間町職員としまして育んでいただきました大恩ある町政発展のため、その責務を遂行しながら日々精進し、誠心誠意努めてまいる所存でございます。今、飯島丸は民間の風と行政の風、この2つの風をセールに受け、9,800人余りの町民の皆さんの明るく安全でそして豊かな町づくりのため出港いたしました。明るい未来に向け順風満帆な航海ができますよう、議会の皆様方の舵取りをよろしくお願いしたいと思います。元より未熟で微力ではございますけれども、議会の皆様方の絶大なるご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長 唐沢さん大変ご苦労さまです。よろしくお願い申し上げます。
暫時休憩といたします。

議長 [唐沢 隆さん退場]
ここで休憩といたします。再開時刻を午前9時40分とします。休憩。

午前 9時23分 休憩

午前 9時40分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

ここで議事進行についてお諮りします。条例案件、請願・陳情案件につきましては、いずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで条例案件につきましては委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。また請願・陳情案件につきましても委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。それでは、

日程第3 第2号議案飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

日程第4 第3号議案飯島町個人番号カードの利用に関する条例。

日程第5 第4号議案飯島町町民カードの利用に関する条例。

日程第6 第5号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

日程第7 第6号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

日程第8 第7号議案飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

を議題といたします。

本6議案につきましては総務産業委員会へ審査を付託してありますので、委員会審査報告を求めます。

久保島総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会から審査報告を申し上げます。本定例会初日12月8日の本会議におきまして当委員会に付託されました番号法関連6条例につきまして審査をいたしました。第2号議案飯島町個人番号利用の特定個人情報の提供に関する条例、第3号議案飯島町個人番号カードの利用に関する条例、第4号議案飯島町町民カードの利用に関する条例、第5号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、第6号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例、第7号議案飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、につきまして慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり全議案条例を可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な意見について次のとおりでございます。第2号議案は飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例では、周知が完全でなく不完全な形でスタートは懸念がある。法律の改にあるものとはいえ急ぐ必要はないのではないか。よってここは反対すると。一方、不備な点はあるが行政サービスを停滞させることはできない。準備を進めていくために賛成とする。第3号議案では飯島町個人番号の利用に関する条例でございますが、それと第4号議案飯島町町民カードの利用に関する条例、第5号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例では、システムが完全とはいえない。安全が確保されていない個人番号カードそのものに反対だ。町の裁量でできるものは安全が確認されるまで遅らせることが良いのではないか。よって反対とする。逆に、心配しても始まらない、遅らせて万全になるとは言えず、伸ばしていくことに必要性は感じられない。よって賛成とする。次に第6号議案飯島町手数料徴収条例の一部

を改正する条例では、カード発行を前提とするものであり反対である。また必要不可欠なものとして賛成とする。という意見が出ました。第7号議案飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は特に意見はございませんでした。以上ご報告申し上げます。

議 長

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務産業委員長自席へお戻り下さい。

以上で本6議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これより案件ごとに討論・採決を行います。

最初に、第2号議案飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について討論を行います。初めに原案に対する反対討論はありませんか。

10番

坂本議員

この条例案に反対の立場で討論いたします。国は来年1月開始を目指して本年10月半ばから通知カードを簡易書留で各世帯に向けて郵送しています。しかし受取人不在や本人拒否など返送されたカードは500万通に上っています。1ヶ月余りで5,600万世帯に届ける計画はあまりにも性急で、真に必要であれば時間をかけて国民に納得させてから行うべきと思います。住基カードでさえ全国民に行き渡っていき、利用率も上がっておりません。政府は行政の効率化、国民の利便性の向上を導入目的にしていますが、プライバシー保護が確かなものとなっていないという点や、住基カードで十分であるという認識に立ち、住民の代表である議員として国が制度を進めるといってもこの条例案には賛成できません。よって反対といたします。

議 長

他にございませんか。賛成討論ありませんか。

1番

本多議員

賛成する立場から討論いたします。行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例を制定するものであり、法律が施行された以上、国の施策に対応する町の条例改正は必要です。反対する理由はありません。よって賛成いたします。

議 長

反対討論はありませんか。

7番

三浦議員

私はこの飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に対しては、反対の立場で討論をしたいと思います。マイナンバー制度は住民理解がまだ不十分です。私もその1人と認識をしております。個人情報の保護については万全とはいえず、この状況の中でこの条例を制定することにはいささか不安があります。拙速に条例を制定せずに現在課題となっている問題を解消することが私は最優先だというふうに考えます。よって今議会での条例の制定に反対するものです。

議 長

はい他にありませんか。

8番

浜田議員

私もこの条例の制定に反対いたします。政府が決めた法律の下位の規則ということで町が拒否できないという内容であれば、まあそれはある意味やむを得ないかもしれませんけ

れども、それに該当するのは第7号議案のみであろうというふうに考えています。それ以外の条例はある意味では町の裁量権に属する条例だというふうに理解できます。でこの第2号議案はそういう意味ではですね、町がことさら性急に進めるべき必然性を持っているものではないというふうに考えます。これはあの特に行政部局と町長部局との間の意思情報伝達ということでありますけれども、すでにあのこの仕組みというのは住基カードの番号で十分に伝達可能であり、それからあの上伊那の情報センターを経由してでも行えるという意味ではですね、ほとんど住民にとっての利便性もなければ、実際の運用上の問題も含んでいるものでもない、まあこのように考えられます。で何よりもそれ以前にですね、このマイナンバー制度自身が深刻な問題を抱えているということは、私は改めて指摘したいというふうに思っております。それは目下のところ年金、税金、住民票、まあいずれは銀行口座、健康診断、更には進んで個人保険証、図書館の貸し出しに至るまでですね、個人に亘るすべての情報を国の下で一元的に管理しようと、まあこんな計画の第一歩だというふうに報道されております。これは国民のプライバシーの非常に深刻な侵害につながるものだというふうに考えます。でG8、世界の先進国の中でですねこれほどの制度を持っている国はありません。あえて例外を言えば韓国ぐらいですね、国防上の理由でこれに近い制度を持っているということでありますけれども、例えばイギリスにおいてはですね2010年に個人データの破棄を決定しております。でこの理由は恒常的な人権侵害が行われるからだということがその理由になっています。でこのようにですね、国際的にも例を見ない国民の個人情報の一元的な管理、これをですね町が進んで実行する必要はないのではないかというふうに思います。それからもう1つは、実施の管理が極めて遅れていてですね、混乱のまっただ中にあるということ指摘させていただきたいと思います。私の実は愛読誌がですね、日経ビジネスなんです。あのまあどちらかといえば財界寄りなんですけれども、ある意味ではあの政府の提灯持ち的なですね御用雑誌や新聞と違って、財界人なりのクールな目で物を見ているという点で、私は読むに値する本だと思って見ておりますけれども、この今年の春の号でですね大変興味深い事実が記されておりました。この時点で、要するに今年の始まった時点で日本の多くの企業の中でですね、マイナンバーに対して準備を進めている会社が6%、これから考えますが32%、検討も行っていないがその以外の会社というぐらい準備が遅れていると、でその中で1つの会社のサンプルが報告されているわけですが、サッポロホールディングス、よくご存じの会社です。でここが2カ月間でですね社内の調査をやってみたら、マイナンバーに関連する商標類が全部で400種類存在したと。でこれの対策のために数億円を要するであろうとまあこういうことが明らかになったと言われています。でおそらく日本の企業、それから町も含めた公共企業体でですね、初年度に必要とされる金額は数千億円、3,000億円ともそれ以上とも言われておりますけれども、このくらいの新たなあの設備の投資、あるいはシステム・エンジニアの必要、まあこんなことが一挙に起こってくると。でこれに追いついている会社は極めて稀だろうというふうに考えられるということでもあります。またその後のメンテナンスや運用に掛かる金はですね、報道にもよりますけれども1兆円から3兆円とも言われている。でそれに見合うだけの利便性が保証されていないにもかかわらず、これだけの言ってみれば役にも立たないお金でですね、各企業や地方自治体が苦しめられるようなことがあっていいのか。で住基カードの実際の適用例を見れば飯島町でも12年間で発

行された枚数は3, 500枚です。それからその住基カードを利用してですねあの住民票等が取得された割合はほんの数割に過ぎません。大方の人たちが役場に来てそういった証票の発行をしているという意味で、国民の利便性という理由からみてもですね、あれだけ鳴り物入りで行われた住基カードの導入は極めて惨めな結果に終わっている。でその後始末もできない段階でこんなようなカードが発行されているのか、このことを私は改めて指摘したいと思います。まったくの国民の税金の無駄遣いではないかと。こういったことをですね飯島町は何も率先してやる必要はない。どうしても必要になったらそれは考えなければいけませんけれども、それ以前に日本の国内でですね非常に大きな混乱が起こることが予想されています。でその結果を十分に見届けてから判断してもいいのではないかとという意味で、この条例の成立には反対するものです。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第2号議案飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。

起立多数です。従って第2号議案は可決されました。

議 長

次に、第3号議案飯島町個人番号カードの利用に関する条例について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

8番

浜田議員

この条例に反対の立場から討論いたします。先ほどマイナンバー制の持っている全般的な問題について指摘いたしました。しかしながらこの個人カードの発行はさらにこれを踏み込んで前に進めるものだというふうに考えます。要するに先ほどの条例はですね行政、行政間の情報の交換にすぎないと。まあある意味では責任は行政の中に閉じ込められる仕組みに過ぎませんでした。しかしこのカードの発行はですね、個人にカードの発行を認めて、でその紛失したり何かしたことについての責任もですね、ある意味じゃ個人に負わせるという意味ではですね、非常に危険な状態をもたらすのではないかとというふうに私は考えております。で情報流出の危険、暗号化しているからいいとかですね、あるいはあの番号を一元化していなくて各部署に分散させているから安全だという説明が度々なされました。私のつたない知識からみてもこれほど笑うべきものはないというふうに考えています。ひとつ、情報の分散管理というのはですね、大きな広場の中に全部の情報を集めていて危険なので、それぞれの部署に情報を分散しておいて、それで暗号機によってこのつなぎ合わせを行おうという説明なんですけれども、これはあの家に鍵をかけて各部屋に鍵をかけているから安全ですよという程度の説明であってですね、鍵を破る仕組みが別にそこで特別に安全になるわけでも何でもありません。若干手間かかるという程度のものだということであります。それからもう1つはですね、この間どれほどの個人情報の流出が起こっているのか、これについて我々はもう一度目を向ける必要があるんじゃないかと思います。

日本で個人情報の流出事件ということで報道された件数はですね、過去10年間で5,000件以上に上ります。つまり毎日1件以上、様々な流出が起こっていると。まあベネッセの話ですとか、それから社会保険機構とか有名な事件もたくさんあります。それから警視庁も一番の元締めからも大量の流出が起きました。それから今月5日に伝えられた、確か時事だったと思いますけれども、イスラエルの秘密警察がですね国際的な武器密輸機構に潜入することに成功して、そこのデータを見たら日本の金融機関からの個人情報数万件が含まれていたと。おそらく日本の企業は知らないんでしょうね。というぐらいですね至るところに個人情報の流出が溢れかえっていると。一体こんな状況の中で、例えば平均年齢仮に80歳としてですよ、80年間個人の情報を安全に守れるような仕組みは現実に存在するのか、これについてまじめに考えた形跡は私は全くないと思っています。で例えば暗号にすれば大丈夫か、実はアメリカの商務省がDESという暗号方式を1977年に考えました。でこれは極めて安全であるという方式としてですね世界中に流通したんですが、その後のコンピューターの進歩、おそらくは当時から比べて演算スピードは1,000万倍ぐらいになっているようでございますけれども、このコンピューターと暗号解読技術によってですねDESというのは全く用がなくなってしまったということで、今は次々と新しい方式に代えられています。結局30年も持たない程度の世界で鳴り物入りで宣伝された暗号情報がですね、その程度のものだったということを考えてみれば、1億数千万人にばらまいた暗号がですよ、これから1世紀にも亘ってですね本当に安全に運用できるのだという保証は私はどこにもないと思っています。しかもここに関わる公務員の数、更には民間にもこれが適用された場合にですね、本当に個人情報が流れないのか。自信があるんだったらぜひ説明していただきたいと思いますけれども、到底そんなレベルにはない。そんな時にですね町が義務化もされていないカードをですね、何も率先して発行する必要はないんじゃないか。このことを強調して反対討論といたします。

議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案飯島町個人番号カードの利用に関する条例について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立多数です。従って第3号議案は可決されました。

議長

次に、第4号議案飯島町町民カードの利用に関する条例について討論を行います。

初めに原案に対する反対討論はありませんか。

8番

浜田議員

全く同じあの住基カード、マイナンバーカードの発行に対する条例でありますので、反対の趣旨はほとんど同じであります。ただ改めて強調しておきたいと思いますが、この制度の説明の中にですね、行政側、政府側の利便性はたくさん謳われておりますけれども、実は個人についての利便性はほとんど説明されていないというふうに私は考えております。要するに国が国民を管理するための制度であって、国民の利便性にはどうてい繋

がらない制度、それどころか持って歩くだけで非常に危険な制度だということを改めて強調したいと思います。説明されている項目は非常にお粗末なものでありましてですね、例えば一生に1回しかやらない年金の申請の時にカードが要るだとか、あるいはですね所得証明の時に要るだとか、本当に所得証明を我々が頻繁に取っているんであればまた別ですけども、その程度の利便性ぐらいしか実は説明できていない。でこれがなかったといつてもですね、結局のところ様々な手続きから免れることはできないという意味ではですね、とうてい利便性を担保できるものではない。一方で国の側はですね所得の捕捉ができるとかいろいろなことをおっしゃるわけですけども、その中で特に富裕層が捕捉されるような可能性はほとんどないわけですね。海外資産は対象とされていませんから。ですからとても豊かな方はこのカードによって捕捉されることはなくて、我々のように日々の生活費をやっとこさ守っている人間だけが事細かにチェックされると、こんな法律はですね先ほど申し上げましたように、世界のどの国をもっても韓国以外にないのだということを改めて強調しておきたいと思います。よって反対いたします。

議 長

賛成討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案飯島町民カードの利用に関する条例について採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立多数です。従って第4号議案は可決されました。

議 長

次に、第5号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

8番

浜田議員

続けて反対の立場から討論いたします。先ほどあの韓国がですね唯一日本に近い制度の国だということを申し上げました。これはあの非常に軍事的に緊張しているとかいろんな理由で導入したわけですけども、その韓国でも、確か今年だと思いますけれども、3つのカード会社からですね総計で1億名以上の個人情報流出するという大事件が起こりまして、個人情報の流出に対する大きな懸念が韓国を覆っていると、こんな報道がありました。本日は本会議であります。でこのカードを国民に配って、でその結果何が起こるかということに対して、責任をこの町議会もその責任を一端を負っているはずであります。もしこれが積極的に必要であるというのであればですね、是非賛成討論を行って、この議会での議事録に残すべきであろうということを申し添えて反対討論といたします。

議 長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

議 長	[賛成者起立] お座りください。起立多数です。従って第5号議案は可決されました。
議 長	次に、第6号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。
10番 坂本議員	反対の立場で、まあマイナンバー制度に係る条例案なので反対の立場で討論したいと思っています。これはですね手数料徴収条例といってあのまあカードを交付したのに、どこかに失くしてしまったという再交付に掛かる費用ですけれども、1枚につき800円という少し高額な金額になっております。でこれはですねあの個人の責任で紛失したり破損した場合に再交付をするときに掛かる手数料ということですが、現在のこのあの制度施行するにあたり、各個人の方にカードを送っていますが、その中で特に高齢者とか介護施設に入っている方たちとかにはこの内容がよく分かっていない、条例そのものの、まあマイナンバー制度そのものの内容がよくわからない中で、まあこういうカードが発行されて何処かへ失くしたという場合でも、個人の責任でこの800円を払って再度交付するというようなことになり、この金額とともに内容そのものにあの賛成と言えるものではありません。よって私は反対として討論いたします。
議 長	賛成討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	反対討論はありませんか。
8番 浜田議員	大変あの個人情報の流出に対してですね、あの十分な注意が議論されないことは大変残念であります。あの先ほど件数申し上げましたけれども、じゃこの界限ではそういったことが起こっていないのかということも改めて指摘しておきたいと思います。先ず、去る12月10日、大阪市の職員がですねマイナンバーの入った書類を間違って多方面に配布してしまったという事件が起きました。つまり一般住民市民はもとよりですね、最もその責任を負うべき行政の職員でさえ、こういった誤りを犯すぐらい周知もされていないし、運用も確認されていない。この状態で本当にカードを発行していいのかということを改めて指摘したいと思います。それからこの界限では似たような問題が起こっています。実は今年ですねすでに新聞にも出ましたけれども、昭和伊南病院がですね診察の案内状の裏に誤って他の人間のですね診療記録、例えばこの患者はこういう薬を飲んでいる、こういう治療を受けている、こういう症状であると、到底知られてはいけない情報を印刷したものをですねかなりの家庭に発送してしまったと、まあ裏紙を使えばいいという安易な考え方だったと思うんですけれども、身近にしかも医療機関はこのあたりは徹底されているはずで、でその身近な機関でさえこういう状況が起こっている。一体こんなような状況の下でですね、本当に各個人のそれも様々な情報が含まれたカード、ナンバーをですね発行して、で不慣れな機関、まずおそらく行政だけではなくていずれは営農組合法人組織にもですねこれが適用されると思います。そんなところに発行を流通をさせていいのかということですね。それから受け取る側で、例えばアルバイトの人を雇った場合にもですねナンバーの取得が義務付けられます。それでアルバイトが辞めた後にはですね、それを完全に処

理したという証拠が求められます。これを運用できる事業所が一体どれだけあるのか真剣に考えていただきたい。でこれは怖いものですから、今、企業が何をしようとしているかっていうとですね、派遣に切り替えようとしているわけですね。派遣会社であればそこそこ、そのあたりの管理はしているだろうという前提なんですけれども、これもさっき申し上げたようにですね、日経ビジネスの伝えるところを見ればいささか危ういというのが現実だろうというふうに思います。こういった社会全体の整備が遅れている。それからもともと個人情報自身がさほどセキュリティーを保ってですね管理できる代物ではないということ。このことを十分に考えて、町はですね慎重にこの発行についてですね考慮すべきだろうというふうに考えまして、反対討論いたします。

議 長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立多数です。従って第6号議案は可決されました。

議 長

次に、第7号議案飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

素夫

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案飯島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第9 発議第11号「東日本大震災からの復興と大規模災害対策確立に関する決議について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番 坂本紀子議員。

10番

坂本議員

東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する決議について、の趣旨説明をいたしたいと思います。東日本大震災から4年8カ月が経過する中で、被災自治体は国の特例的な支援を最大限活用して、復興に向けた取り組みを精一杯やってきました。しかし役場職員の人員不足、建設業の人手不足、人件費高騰、資材不足や資材の高騰など事業に遅れが出ております。特に福島第一原子力発電所事故の後始末もなかなか進んではおりません。また将来想定される南海トラフ巨大地震など大地震、火山地震、台風、集中豪雨

	など、大規模災害に備え災害対策を強化すべきと思います。よって記、以下8項目における特別決議を求めるものです。議員皆様の賛同をお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第11号「東日本大震災からの復興と大規模災害対策確立に関する決議について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って発議第11号は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第10 発議第12号「地方創生の推進に関する決議について」を議題とします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 11番 竹沢秀幸議員。
11番 竹沢議員	地方創生の推進に関する決議の提案趣旨説明をいたします。わが国の人口減少の克服と地方創生に向け、国は2060年に1億人とする人口ビジョンと、今後5カ年間の総合戦略を2014年12月に策定をいたしました。飯島町を含む全国の町村のほとんどは長引くデフレーションの中、製造業などの低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にあるところであります。これを受けて長野県は今年10月、飯島町は11月に人口ビジョンと総合戦略を策定し、人口減少の克服と地方創生に取り組んでいるところでございます。飯島町は下平町長による新しい町政運営が始動したところであり、先の議会一般質問においても、飯島町総合計画や飯島町総合戦略と人口ビジョンについて議論がされ、課題が浮き彫りにされたところでございます。そこで先の11月11日東京で開催されました全国町村議長会大会で決議された項目のうち、地方創生の推進についてお手元の決議文案のとおり5項目について国へ強く要請する意思を、飯島町議会の名において表明する決議をするものでございます。よって委員各位におかれましては趣旨をご理解いただき、決議案について満場一致で決議願うことをお願い申し上げまして趣旨説明といたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 1 2 号「地方創生の推進に関する決議について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。従って発議第 1 2 号は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 1 発議第 1 3 号「町村税財源の拡充強化に関する決議について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長 議 長	(議案朗読) 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 9 番 中村明美議員。
9 番 中村議員	町村税財源の拡充強化に関する決議内容を朗読させていただき提案理由に代えさせていただきます。多くの町村においては、これまでの若者の流出などによる人口の減少に伴い地域経済の活力が低下し、地域の伝統・文化の継承の危機に直面する等、多くの課題を抱えている。このような中、徹底した行財政改革を断行するとともに、厳しい財政状況の下各種対策に取り組んでいるところであるが、これまでも増して活力ある持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせて一般財源の充実確保が不可欠である。平成 2 8 年度予算の編成に当たっては、社会保障関係の経費が年々増大を続ける中、地方が自己責任を十分に果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を確保すべきである。よって以下の事項 6 項目の実現を図るよう強く要請するものであります。全議員のご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 1 3 号「町村税財源の拡充強化に関する決議について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。従って発議第 1 3 号は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 2 発議第 1 4 号「TPPに関する決議について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)

議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 3 番 久保島 巖 議員。
3 番 久保島議員	それではT P Pに関する決議の提案説明を申し上げます。大筋合意の内容と地方経済や国民生活全般に与える影響等について、詳細かつ丁寧な説明と情報交換を行うこと。更にわが飯島町においても基幹産業であります農業の育成、更に食料供給、水源涵養、国土保全、伝統・文化の継承など重要な役割を担っている農山村が、将来に亘り持続して発展していけるように万全の対策を講ずることを強く要請するものでございます。議員各位のご賛同を求め、提案説明といたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第14号「T P Pに関する決議について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って発議第14号は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第13 発議第15号「参議院選挙制度改革に関する決議について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 3 番 久保島 巖 議員。
3 番 久保島議員	それでは参議院選挙制度改革に関する決議について趣旨説明を申し上げます。去る7月28日参議院選挙一票の格差を是正するためということで、鳥取、島根、徳島、高知の人口の少ない県がですね選挙区を合区するというような改正がなされたところでございます。これにはまったく納得するものではございません。東京の一極集中を是正するため地方創生に取り組んでいる地方の意志が反映されないのではないか心配されるところでございます。今後国において改正公職選挙法等が改正される場合においては、国と地方が一層の連携を強め地方創生を推進していくために、単に人口の多い、少ないでもって定数を決めるようなことなく、地方の意見が十分に国政に反映できるような地方再生にふさわしい仕組みを構築すべきであると。最低でも都道府県単位による代表が国政に参加することは可能な選挙制度にされるよう強く要望するものでございます。議員各位のご賛同を求めまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 1 5 号「参議院選挙制度改革に関する決議について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って発議第 1 5 号は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 4 発議第 1 6 号「日米地位協定の見直しに関する決議について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
8 番	8 番 浜田 稔 議員。
浜田議員	それでは決議の提出の趣旨についてご説明申し上げます。わが国は日米安全保障条約に基づく日米地域協定によって、31の都道府県に131施設、約102,000ヘクタールの米軍基地施設が存在しています。米軍基地を抱える全国の町村は、わが国の防衛・安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えています。特に全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から発生する事件・事故や航空機騒音、環境問題並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。日米地位協定は日米を取り巻く安全保障体制やわが国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間一度も改定されていません。これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えられます。よって日米地位協定を抜本的に見直しされるように強く要請するものです。 これは去る11月に開催された全国町村議長会において満場一致で採択されましたし、また全国町村長会においても採択されたというふうに聞いております。これでいう日米地位協定を正面から取り上げた意見書というのは久しくなかったのではないかという、極めて重要な決議であろうというふうに私は考えております。やや私事にも関係しますが、私も、私自身は米軍基地の極東アジアの中心にある座間基地に生まれ、高校までの時期を過ごしました。町の中を高級車が走り、様々な事件は覆い隠され、米軍に関わる人たちは特別な地位を持ってですね街の中で活動していたというふうに、子ども心にも記憶しております。町の水源地も米軍大優先ということで、私たちは地下水を汲んでの住宅というそんな暮らしをずっとしておりました。とうてい独立国とは思えないような環境、授業の間はですね絶えず戦闘機の爆音で妨害される、こんな暮らしの十数年間過ごしていたわけであり、この状況は未だに改善されていません。先ほど環境補足協定が結ばれましたけ

れども、この協定によってもですね、実はドイツやイタリアのように米軍が駐留している国はそれぞれの国が主権を持って環境の調査を行いますけれども、日本では業務に支障がない限り、でしかも引渡しの場合にも引き渡しの7カ月以降からでないと検査ができない、まあこのくらい従属的な協定。およそ独立国とは思えないような従属的な関係が未だに継続していて見直されていない。少なくとも日本の主権を主張する限りですね、このような屈辱的な協定は一刻も早く改定すべきであろうというふうに考えております。このような状況を認識していると思われる私の同郷の高校の先輩でもあります石原慎太郎元都知事もですね、この協定には強く反対しておられました。横田基地のためにですね日本の航空機が非常にいつも迂回をしなければいけない、このような状況がですね日本全国に覆いかぶさっている。このことを強く訴えてですね全議員のご賛同を求めるものであります。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第16号「日米地位協定の見直しに関する決議について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第16号は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第15 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

これから委員長報告を求めます。初めに総務産業委員長からの報告を求めます。

久保島総務産業委員長。

総務産業
委員長

総務産業委員会の陳情審査報告を申し上げます。本定例会初日12月8日本会議におきまして分割付託されました陳情案件9件を審査するため慎重に審査いたしました。結果、お手元の報告書のとおり、27陳情第5号、27陳情第6号、27陳情第7号、27陳情第9号、27陳情第11号、27陳情第13号、27陳情第14号につきましては不採択、また27陳情第10号につきましては趣旨採択、また27陳情第12号につきましては採択とし、10号と12号に関しましては関係機関に意見書を提出することにいたしました。なお、審査中に出た主な意見を申し上げます。

27陳情第5号「労働基準法改正案の撤回を求める陳情」には、基準法は再三に亘り改

悪をしてきた。断念したホワイトカラーエクゼンブションの復活ともいえる特定高度専門業務には懸念がある。先進国でも見直しがされているものだ。労働者からの申し入れしたものではなく企業側の都合が優先されるので、これは採択すべきである。また一方、労働者が健康を保ち独創的な能力発揮やいろいろな働き方が対応できるもので陳情に賛成できない、と言うことが出ました。

次に、27陳情第6号「TPP参加に反対し、情報公開と国会審議の徹底を求める陳情」につきましては、趣旨は十分理解できるので採択すべきだ。また一方、大筋合意がされたが農業対策などが打たれることになっている。よって不採択とすべきだ。

続きまして、27陳情第7号「戦争法の採決強行に抗議し、法の廃止を求める陳情」につきましては、説明不足で世論の半数以上は反対している。よって不採択すべき。一方、戦争法とはありもしない表現は不適切である。世論調査は誘導的なものも見られ信用することはできない。何より抑止力は必要で本陳情は不採択とすべき。

続きまして、27陳情第9号「TPP交渉に関する陳情」につきましては、情報開示はすべきだ。明らかにされている部分だけでも国会決議を逸脱している。よって採択すべき。一方、TPPの撤回はできない。対策を打ちながら進めるべきで不採択がよい。

27陳情第10号「TPP交渉大筋合意に関する陳情書」につきましては、農業団体としての現状を訴えている主文は理解できるが、記書きの部分とズレがある。趣旨採択が相当であろう。一方、主文はともかく記書きの部分は納得できるものなので、よって採択でもよいのではないか。という意見が出されました。そこで最初に趣旨採択に賛否を問いました。結果全員一致で趣旨採択となりましたので趣旨採択とし意見書提出を決定いたしました。

27陳情第11号「沖縄の米軍辺野古新基地建設の即時中止と、県民に寄り添う計画見直しを求める陳情」では、国内にこれだけの米軍基地があることが異常だ。しかもその大半が沖縄に集中している。犠牲を沖縄に押し付けることを続けることは問題だ。よって採択すべき。一方、普天間の一日も早い撤退のためには辺野古が最適だ。よって不採択とすべき。と意見が出されました。

27陳情第12号「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書」につきましては、「宮田の環境を守る会」副会長、宮田村議会副議長清水正康氏を参考人として出席を求め、説明を聞き審議を行いました。質疑については省略いたします。主な意見を申し上げますと、県外からの持ち込みは賛成できない。放射性物質を含んでいるものを処分するには構造的にも問題ある。応援をしたい。それから宮田村の問題だけではなく、周辺地域、下流地域でも問題だと。地方が都会のゴミ捨て場になることにはなりたくない。以上意見が出ました。

続きまして27陳情第13号「飯島町議会議決に基づき安保関連法の廃止を政府に求める陳情」につきましては、前回の反対の決議を継承すべきだ。町の宣言、憲法に反するものだ。今政権の容認するもので看過できない。一方、安保関連法は国民の安全を脅かすものに抑止力を発揮するもので必要とされている。

27陳情第14号「辺野古への新基地建設を白紙に戻すよう政府に求める陳情」につきましては、民意は県外移設だった。最初から辺野古ありきで進められている。行政不服審査の適用も不当なものだ。沖縄と国の問題でなく国民の課題として根本的に議論の必要が

議長

ある。よって採択すべき。一方、普天間の状況を考えると白紙に戻すことはできない。不採択とすべきだ。以上議論がされましたことをここにご報告申し上げます。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

社会文教
委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。
次に社会文教委員長からの報告を求めます。
中村社会文教委員長。

それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されました案件を審議するため、12月15日本委員会を開催いたしました。去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました27陳情第8号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」について、提出先であります長野県医療労働組合連合会の執行委員であります福澤尚氏を参考人として出席を求め説明願いました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり、採択すべきものと決定いたしました。なお審査の過程で出された主な内容では、質問では、介護報酬改定により経営状況にどのような影響が出ているのか。また職員体制は。説明では、小さな施設では経営困難で止める所や中途するところがある。給与は例年に比べ引き下げが多い。将来が見込めなくて辞職する人がある。介護施設はどこでも利用者が重症化しており職員の負担が大きくなっている。賛成討論では、職場は厳しいと思う。労働に見合った賃金が必要。利用者の重度化で職員負担は一層大きくなっている。安心安全な環境が求められる。介護従事者でも若い人の過剰負担の上に成り立っているので改善するためにも賛成である。事業主の立場から基本報酬側も経営が苦しい。東京では施設がなくなっている。介護を受ける側を救済することが大事であるとの観点から賛成。以上であります。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。
以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに討論採決を行います。

1番

本多議員

最初に27陳情第5号「労働基準法改正案の撤回を求める陳情」について討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

労働基準法改定案の撤回を求める陳情に反対の立場で討論いたします。長時間労働を抑制するとともに、労働者がその健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う改正であり撤回をする理由がありません。よって陳情に反対いたします。

議長

7番

三浦議員

賛成討論ありませんか。

労働基準法改定案の撤回を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。現在は労働者の健康と安全を確保するための機能を持った制度であります。にもかかわらずブラック企業、ブラックバイトなど労働者に過重な労働を強いる企業が社会問題となっております。

労働者の精神疾患や自殺がいま問題となっています。このような状況を改善すべきである中で、労働基準法を改定し高度プロフェッショナル制度を取り入れた企業に有利な法律に変えようとする内容となっています。専門業務に従事する一定年収以上の労働者の労働時間や休日、深夜割り増し賃金などの労働基準法の制度をなくす、定額で働かせ放題法案、残業代ゼロ法案と言われる制度への改定です。反対が多く提出を断念したホワイトカラーエクゼンプションと同様の制度であります。時間ではなく成果で評価される制度と報じられることもあります。そのような内容は法案にひとつもない。残業代は長時間労働を抑制する唯一のブレーキとして、労働者の過労死や過労自殺をなくすために必要なブレーキの役割を果たしていると専門家がコメントをしています。このような労働者の労働時間を規制し健康と安全を確保するための最低限のルールも壊す働かせ方を法律として成立させるわけにはいきません。よって陳情に賛成するものです。

議長
10番
坂本議員

他に討論ありませんか。

賛成の立場で討論いたします。この改正案の中身は、一定の年収のある人々はいくら働いても賃金に上乗せしなくてよいという内容で、あらゆる職業、また管理職と言われる人々にも更なる職務時間の拡大を迫るものです。労働時間規制はどんな職業においても雇用される側、雇用する側すべての働く人々にとって健康と安全を確保するための最低限のルールであります。働きたい人がいくら働いてもよではないかと言われる方もいますが、それを法で緩めると働きたくない人も働かざるを得ない状況に陥り、2014年のOECDのデータでは、現在でも日本、メキシコと長時間労働であります。それがさらに増えることになります。マスコミ報道では成果主義賃金の導入されるといわれていますけれども、政府の提出した改案の要綱、法律案全文を読みますと、労働時間と成果が必ずしも一致しない職種に対して残業代をゼロとするという記載があるだけで、成果主義賃金の導入という文句も、成果の明確な基準も示されておりません。この法案が通ってしまえばただ残業代がゼロになり、基準なき成果のためにかえって労働量を増やすことになり、長時間労働を加速させるものです。よって労働基準法改定案の撤回を求めるものです。

議長
5番
橋場議員

他にありませんか。

労働基準法改定案の撤回を求める陳情に反対する立場から討論いたします。労働基準法等の一部を改正する法律案の概要には、長時間労働を抑制し労働者の健康を確保し、効率的に働くことができる環境を整備するためとあります。今後、労働人口の減る中で生産性を維持向上させるには、労働者が不利益を被ることのない働き方を実現していくために見直していくことは常に必要です。よってこの案に反対いたします。

議長
8番
浜田議員

他にありませんか。

この陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。この制度についてですね、労働者の健康が守られるという保証がどこにあるのか、全く明確に私は説明されていないと思います。むしろ一定の所得以上の人間について言えばですね、何の規制もない全く枠を外して働きたい放題で働かせる。この制度でどこで健康が維持されるのでしょうか。今までの日本の労働法制的緩和の中で、一体この日本の労働界に何が起こってきたのか、これはあ

の所得の格差を見れば一目瞭然だというふうに思います。今、派遣労働者は労働者の4割を超え、日本の所得格差はOECD34カ国の中の21番目、下から数えた方がよほど速いという状況に至っています。でそれをもたらしたのは言うまでもなく、これまで次々と採用労働制を緩め、派遣労働を拡大してきた結果にほかならないというふうに考えています。で、この労働法制の改定を推進する人たち、これは労働者の代表ではありません。経済財政諮問会議等、財界と政府の合同の中でですね行われてきたものであって、労働者の声を反映したものでも何でもないということを1つ指摘しておきたいと思います。それからもう1つ、労働者の働き方をもっと働きやすくすべきだという方々の共通点はですね、これまで「ワタミ」その他様々なブラック企業で起こってきた問題に対して、一言も言わない方々だったのではないのでしょうか。そのような方々が労働者の働き方が良くなるというのは、誠に私から見れば奇妙奇て烈だというふうに考えます。よってこの陳情を採択すべきだというふうに考えます。

議長
9番
中村議員

他にありませんか。

私は反対の立場で討論をいたします。まず陳情内容を見ますと高度プロフェッショナル制度、採用労働制の対象業務の拡大について残業代ゼロ法案、過労死促進法と、まるで国が労働者を追い詰めているような過激な批判内容であり、決してそのような改定でないことを初めに申し上げておきたいと思います。現在、国会で審議中の改正労働基準法等の改正案は実は残業ゼロのみではありません。各種報道では割り増し賃金の適用除外だけを特段強調しているようですが、むしろ改正の最重要テーマは過重労働対策、多様な働き方の実現であります。大きく分けて2つ、長時間労働抑制策と年次有給休暇取得促進策があり、も1つは、多様で柔軟な働き方の実現があります。この長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策では4つ設けられておりまして、1として中小企業における月60時間越えの時間労働に対する割り増し賃金の見直し。2、著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設。3、一定日数の年次有給休暇の確実な取得。4、企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取り組み促進があります。多様で柔軟な働き方の実現においては、1つ、フレックスタイム制の見直し。2つ目、企画業務、比較業務型裁量労働制の見直し。3として、特定高度専門業務成果型労働制。これが高度プロフェッショナル制度の創設です。この3が今陳情の内容でありマスコミも大きく報道されている内容です。割り増し賃金等の規定が適用除外とあります。ところがよくよく改正案を読むと、対象者はかなり限定化されていることがわかります。改訂されても即従業員全員が対象となるわけではないのです。また制度の対象者について在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主はその者に必ず意思による面接指導を受けさせなければならないとすることになっています。健康管理が最重要視されており、どう考えても過労死促進法などと判断できません。改正後の動向を見つめ適正な労務管理が求められていくものと思います。現在労働環境は多様化しており、時代に沿った労働者の健康、賃金のあり方を改定することは必要であり、労働基準法改定案を撤回するべきでないと判断し、今陳情に反対といたします。

議長

他にありませんか。

議長

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２７陳情第５号「労働基準法改定案の撤回を求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択ですが、議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。

起立少数です。従って２７陳情第５号は不採択とすることに決定しました。

議長

次に２７陳情第６号「ＴＰＰ参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情」について討論を行います。

初めに原案に反対する討論はありませんか。

１番

本多議員

ＴＰＰ参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情に反対する立場から討論いたします。ＴＰＰは２１世紀のアジア太平洋に自由で公正な経済圏を構築する挑戦的な試みであります。わが国にとって企業の事業拡大と雇用拡大、特に地方の中小企業にとって大きなチャンスになり得ます。農林事業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより、確実な再生産が可能となる措置を講じることになっておりますので、陳情には反対いたします。

議長

次に賛成討論ありませんか。

１０番

坂本議員

私は賛成の立場で討論いたします。ＴＰＰ参加にかかる協定書の３０章からなる膨大な全文は、英語、フランス語、スペイン語で書かれていて、現在、政府が国民に公表したのはわずか３６ページの概要だけであり、全文は内閣官房のホームページに英文で全文を載せているのみであります。ＴＰＰ交渉において内容が秘匿された中で行われ、国民は蚊帳の外に置かれていることは国民の知る権利を侵すものであります。報道では農水産物のみがクローズアップして語られていますが、広く、金融、保険業界、薬品業界、労働、環境、知的財産など国民の命と生活全般に及ぶものであります。ＴＰＰは国家主権や各国の国民の安心安全の暮らしよりも、グローバル化を目指して利益を追求する多国籍企業にとって有益な協定であって、更なる弱肉強食の各国間の格差と各国における国民の貧富の差を押し進めることとなるでしょう。またＩＳＤＳ条項、これは投資家や国家訴訟の条項で企業が国家を相手に訴訟ができるというもので、国際裁判となりとても難しく、これには数十兆円というお金の掛かるものであります。そしてなおかつ長期裁判となります。主権侵害の恐れもあります。よってこの陳情内容に賛成とするものであります。

議長

他に討論ありませんか。

９番

中村議員

反対の立場で討論をいたします。１０月５日ＴＰＰ大筋合意を受け、日本が結ぶ貿易協定の中で最も高い水準での協定が生まれることは、全体として国益増進につながるものであり、意義は大きいと考えます。ただ農産物では引き続き再生産可能となるよう、例外なき関税撤廃の対象から除外することを求める国会決議がある米などの重要５項目について

全586品目のうち、約3割で最終的に関税が撤廃されることが判明しました。この事実を重く受け止めなければなりません。政府が説明するようにコア部分の関税が守られたわけですが、重要なのは生産者の皆さんがどう判断するかにあると思います。わが党公明党は11月19日TPPに関する総合対策に向けた提言を発表しました。この内容を反映する形で国のTPP総合対策本部は11月25日、総合的なTPP関連政策大綱を発表。この大綱の中で、政府は年内にTPPによる経済効果分析を公表するとし、その上で攻めの農林水産業の戦略、政策を平成28年度秋を目途に具体的内容を詰めるとしています。また国民、農林業従事者の不安の声については丁寧な説明、情報発信に務め、不安、懸念を払しょくするとしています。従って今は合意内容の徹底した検証、国民に対する十分な説明、そして状況の変化に対応していける万全の対策を講じていくことが重要と考えます。TPPは国民益を考えると撤廃を求める本陳情は否決すべきと考えます。

議長
5番
橋場議員

他にありませんか。

私は反対する立場から討論します。TPPは物の関税だけではなく幅広い分野で21世紀型のルールを構築するものです。今、人、物、資本、情報の往来が活発化しています。大企業だけでなく中小企業や地域の産業がアジア太平洋地域の市場につながり、活躍の場を広げていくことが可能になります。わが国の経済成長が促されると同時に、都市だけでなく地域も世界の活力を取り込んでいくことが可能となり、地域の産業、成長、反映、安定にもなります。よって私は反対いたします。

議長
7番
三浦議員

賛成討論ありませんか。

私はこの陳情に賛成の立場で討論をいたします。TPP交渉の大筋合意は国会への報告がなく、国民の理解が得られたという状況がまったくない中で行われました。農産物重要5項目は交渉から外すことを求めた国会決議に反した内容です。しかもこのような重要な協議を進めるにあたり、国会の開催もなく議論もされませんでした。本来、農地を守り農産物の食糧自給率を引き上げる安全で安心して食べられる食料を確保する政策が大優先で取り組まれるべきであります。牛肉、オレンジ、米が自由化され、日本の農業、食糧事情がどうなったのか、私たちは過去から学ぶべきだと思います。私たちは安心安全な食を望んでいます。しかし食品添加物や残留農薬などの規制緩和も強く求められています。遺伝子組み換えの安全性については確認ができていません。TPP大筋合意の中ですで見えない形で食品にすでに遺伝子組み換えが入り込んでいるというふうになんか調査もありました。命を脅かす看過できない問題であります。医療では多国籍企業である製薬企業は先発薬の寿命をいかに伸ばすかが課題であるとしています。医薬品のデータ保護の期間を長くし、後発医薬品を規制する仕組みをTPPの随所にあると東大名誉教授が報告をしています。医療が営利の対象とされる危険があるそうした内容も持っています。意見書で求めているあらゆる関連文書、情報、影響額など直ちに公表すること。国会で徹底した議論を行うこと。安易な署名や承認を行わないこと。国民の知る権利と十分な国会での議論を求めることは当然の要求であり、私はこの陳情に賛成するものです。

議長

他に討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから27陳情第6号「TPP参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択ですが、議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立少数です。従って27陳情第6号は不採択とすることに決定しました。

議長 次に27陳情第7号「戦争法の強行採決に抗議し法の廃止を求める陳情」について討論を行います。

初めに原案に反対する討論はありませんか。

1番
本多議員 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情に反対する立場から討論いたします。タイトルの戦争法という法律はありません。よってこの陳情は審議する必要もないと考えていますので反対いたします。

議長 賛成討論ありませんか。

10番
坂本議員 私は賛成の立場で討論いたします。新安全保障関連法案の中身は、①として海外派兵での地理的制約を外し、自衛隊が地球規模で米軍の戦争に参加できるようになる。②として平時から先制攻撃戦争に至るまで切れ目なく米軍の戦争を支援する。そういった内容のものとなります。これは現行法制では実施可能なものと新法案を待って可能になるものとが含まれております。事実上の改憲に近いものです。軍と軍の調整所や共同計画策定などで米軍が作戦上の主導権を握ることや、自衛隊の従属化が進みます。憲法の根幹に関わるこの法律が十分に審議されることなく成立したことは極めて遺憾であり、この法律を廃止するよう強く求めるものであり、よってこの陳情に賛成するものです。

議長 反対討論ありませんか。

9番
中村議員 私はこの陳情に反対の立場で討論をいたします。平和安全法制について戦争法と批判している、これは間違った認識です。集団的自衛権行使の限定内容は自分の国を守るための自衛の措置というのが本質であります。非武装で始まった日本は世界最強の軍事力を持つアメリカと安全保障条約を結んで、日本の平和を守ってきました。今も日本1国では日本を守れない。戦争を事前に止めるには攻撃すれば痛いしっぺ返しを受けると分からせ、思い止まらせるしかないのです。そこで日米安保条約が持つ戦争抑止の機能を強化し、戦争事前に止めるための立法措置が平和安全法制の考え方です。また平和安全法制は立憲主義に反するとか、一部の憲法学者から違憲だとの批判もあるが、立憲主義とは何かを深く考えてほしいものです。平和安全法制について憲法学者が違憲・合憲と決めるわけではなく、決めるのは違憲審査権を持つ最高裁であります。平和安全法制は戦争法ではなく戦争を事前に防ぐ法律であり、意味を履き違えた意見であると申し上げたいと思います。よって今陳情に反対といたします。

議長
7番
三浦議員

賛成討論ありませんか。

私は、戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。安保関連法は十分な議論がなされず、国民世論に反して数の力を持って強行採決という方法で成立させたものであります。世論調査では国民の80%が説明不足と答えているにもかかわらず、10本もの法案を一度に審議するという極めて乱暴な手法使いました。不十分な審議時間でありながら、いかにも時間を掛け審議をしたかのような言い訳を繰り返してきました。今までの憲法解釈を180度変える法律の審議に1件あたり10時間しか掛けなかったということでもあり、国民への説明責任を全く果たさなかったことは許せないことです。不当な採決の問題以上に法律として成立していることが本来あり得ないことであり、あつてはならないことであるというふうに私は考えております。自衛隊が海外へ出向き武器の使用ができるようにしたことは、どのように解釈しても憲法を改正しない限りあり得ない法律です。日本国憲法第9条の解釈の歴代政府の見解を180度覆したものです。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者、元閣僚経験者が、安保関連法案は違憲であると明言をしております。明らかに憲法違反の法律であり、法律を廃止しなければなりません。憲法が最高法規であり、明らかに憲法違反である安保関連法の廃止を求めるのは飯島町議会の責務だと思います。私たち地方自治体の議員は日本国憲法を遵守し活動しなければなりません。どうしても安保関連法が必要であるならばまず憲法を改正する手続きが必要です。正々堂々と国民に改正の必要性を説き国民投票でその是非を決めればよいことであります。姑息な手段で成立をさせた国民の反対が多い安保関連法は日本国憲法に反する法律であり、これを廃止するよう求めるものでありこの陳情に賛成するものです。

議長
5番
橋場議員

他に討論ありませんか。

私はこの陳情に反対する立場から討論いたします。タイトルの「戦争法」という法律はありません。レッテルを貼り替えて批判するのはいかがなものかと思います。また世論調査による結果をあの再三言われておりますけれども、世論調査も設問によって回答が違ふということは赤旗新聞においても認めていると思っています。また誘導的なあのこういう批判ですとか誘導的な世論調査を持ってこられるというのは信用できません。首相は他国との戦争が問題ではなく、二度と戦争をしないための法案と言っています。今現実に行っている脅威と向き合えば抑止力を高めて日本の安全をより確実にし、世界の平和と安定を維持するために国際社会とともに汗を流すということは必要であります。冷静に解決する術を考えるべきです。よって反対いたします。

議長
8番
浜田議員

他にありませんか。

この陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。ま詳細はこれまでもあの重ねて議論されてきましたので、いくつかの要点だけ申し上げたいと思います。まず第1に、この法律自身が憲法違反という多くの皆さんの指摘の中でですね強行されたということであります。で、菅官房長官が憲法学者の中でも賛成する人が多いということで、どのくらいいるのかと新聞記者に尋ねられたら、結局のところほんの数人だったと。実際名前を挙げて

いる方々を見てもですね、ほとんど文献等々調べてみましてもですね、その憲法学の中で大きな働きをなされた方とは到底思えないような数人の方のいるだけでした。最高裁の経験者、長野県にも2人いらっしゃいますけれども、お2人とも反対であることを明言しておられます。このようにですね、およそ憲法に対する合憲・違憲の判断についてはそれに関わる多くの人たちの結論は明白であるというふうに考えております。それからもう1つ、これは日本の防衛に資するものだという議論も大変奇妙であります。というのはですね、日本国憲法によれば武力による威嚇、あるいは武力の行使・交戦権を持ってですね国際紛争を解決してはならないということが定められているわけであります。先ほどからの説明で、武力を持てば威嚇になるという主張はですねそれ自身が憲法違反の主張であるというふうに私は考えます。よってこの陳情を採択すべきであるというふうに考えます。

議 長
4 番
折山議員

はい他に。

私もこの陳情には賛成していくべきという立場で発言をさせていただきます。先ほどの反対者の討論を聞いていてですね、いま浜田議員の方で訂正されましたが、多くの憲法学者、これは違憲だというふうに言っているのに、一部の憲法学者が違憲だと言ったというような発言はちょっと誤解を招くものであらうと。それからまた同人が発言された内容の中でですね、アメリカと力を合わせて軍備強化することで、痛い目にあったら、何かしたら痛い目にあうぞと、これは強者がですね弱者に向かって言う発言でありまして、要はそういう気持ちのエスカレートが戦争に向かっていく道であらうかと思います。この議会においても国民議論十分じゃないんだから、この法案については十分な理論を尽くしてやるようにという、何度かそういう機会があつて全会一致でそういう機運をこの議会では作ってきたわけでありまして、で、法制化されたものを撤廃というこの陳情の内容通りにはいかないとは思いますが、飯島町議会として多くの国民が時期尚早であると、ずっと言い続けて大きな運動として展開され、時の理事者でさえそうだというふうに言ってきたこの法案ですね、このまま、はいそうですかというふうではなくて、無駄かどうかはさて置いて気持としてですね、やはりこの成立のさせ方の手続きはどうだったのかという、その部分に批判の気持ちを込めるだけでも、ここではこの一応採択をしてですね、国に向けて数の力だけではダメなんだよという部分、これはもうちょっと民意を構築してから、みんなで議論し合いながら、少なくとも、みんなで一緒に集団的自衛権へ歩を進めるような考え方を是認するようなことは、この議会としては好ましくないのかなというふうに思いまして、本陳情に対して賛成の立場で討論いたしました。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

それでは討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから27陳情第7号「戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。起立少数です。従って27陳情第7号は不採択とすることに決定しま

した。

議長

次に、２７陳情第８号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」について討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから２７陳情第８号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って２７陳情第８号は採択とすることに決定しました。

議長

次に、２７陳情第９号「ＴＰＰ交渉に関する陳情」について討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

１０番
坂本議員

このＴＰＰ交渉に関する陳情に対して賛成の立場で討論いたします。６年にも亘るＴＰＰ交渉は先送りを繰り返してきましたけれども、交渉がここまで難航してきた背景には、交渉の異常な秘密性や多国籍企業の利益優先に反発する世界の世論や国民の運動の広がりがあったからです。ニュージーランド、オーストラリア、日本、アメリカ、それぞれの国で政府の規制権益を縛る協定が自らの国益だと思わない。また公開の民主的議会手続きで決めるべきで、見かけの取引と引き換えにひそかに売り渡すべきではないという、こういう趣旨で反対運動が広がっております。この自由貿易協定は健康保険、食品の安全、労働基準に関する基準を引き下げ、医薬品を独占する権益を企業に与え、知的財産権の保護期間を延長することによって人権の保護と促進に逆行する影響をもたらしかねません。よってＴＰＰ協定に調印、批准は行わないことに賛成するものであります。

議長
８番
浜田議員

他にありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。まだあの国会決議と実際の詳細との突き合わせも行われていない段階で、ＴＰＰに参加すべきという議論はいかがなものかというふうに私はまず考えております。この検証は徹底的になされるべきであろうというのが先ず第一であります。それからそもそもＴＰＰと何か、これ自身本当に一方的なグローバリズムのそのものであるというふうに私は考えています。で、経済主権、国境措置というのはですね国家主権の重要な一部を成すものであります。で、貿易というのは全くの自由競争で行われるべきではなくして、それぞれの国家の事情、自然や環境の違い、そういったものを考慮して平等互惠の下に行われる。これが貿易の大原則であろうと。お互いに同じ生産物を持っている国同士が単なる価格競争を行うことはですね、どちらの国にとっても得にならない。唯一、得になる人たちがいるとすれば農産物をそれぞれ国際的に操り、価格のつり上げやつり下げを行い、そのことによって利益を得るグローバル企業にしかならないだろうというふうに思います。それは日本の国民にとって決して幸せな道ではないで

しょう。その他のことについては十分に議論されてきたと思いますけども、いずれにしてもですね国民の重要な主権である経済主権、これを野放しにしてしまうようなＴＰＰそのものについては反対すべきだという立場でこの陳情を採択すべきと考えます。

議 長

他にありませんか。

9 番

中村議員

私は反対の立場で討論いたしますが、２７陳情６号と同理由にて反対いたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２７陳情第９号「ＴＰＰ交渉に関する陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告は不採択であります但議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立少数です。従って２７陳情第９号は不採択とすることに決定しました。

議 長

次に、２７陳情第１０号「ＴＰＰ交渉大筋合意に関する陳情書」について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２７陳情第１０号「ＴＰＰ交渉大筋合意に関する陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って２７陳情第１０号は趣旨採択とすることに決定しました。

議 長

次に、２７陳情第１１号「沖縄の米軍辺野古新基地建設の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情」について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

1 番

本多議員

「沖縄の米軍辺野古新基地建設の即刻中止と県民に寄り添う計画の見直しを求める陳情」に反対する立場から討論します。普天間基地の周辺の現状を考えれば辺野古への新基地建設に対しては賛成です。よって陳情には反対します。

議 長

他にありませんか。

10 番

坂本議員

この陳情書に賛成の立場で討論いたします。県と国が争う代執行訴訟で翁長知事が福岡高裁那覇支部に提出した陳情書の中で語られている部分で、「抑止力について」を抜粋いたします。「沖縄1県に米軍基地を過度に集中させている現状であります。このことは他国からすれば日本全体で安全保障を守るという気概が見えず、日本の安全保障を抑止力の観点から深刻な問題であると考えます。防衛省は海兵隊が沖縄に駐留する必要性を強調しますが、海兵隊は各国の基地にローテーションで配備されている現状です。よって機動性を考えれば沖縄以外でも十分可能であることを、政府高官の中では沖縄だけでなく分配配備とか西日本であればよいといった意見も出ております。中国の脅威に関しては、尖閣への中国軍機のスクランブルや領海侵犯については宮古にも石垣にも与那国にも自衛隊基地を置く必要があると言われました。しかし27年間アメリカ軍の政策圏下にあったソビエトとの冷戦時代と比べて、今の中国の脅威がどうなのか、沖縄は冷戦構造の時には自由主義社会を守るという理由で、今度は中国を相手に、更には中東まで視野に入れて沖縄に基地を置き続けることになり、ただただ未来永劫我慢しろということを強要されています。」以上のように防衛抑止力の点からも、沖縄県に米軍基地を過度に集中させている現状は日本全体の安全保障という点からはなはだ疑問であります。よってこの陳情に賛成し、沖縄の根本的な基地負担軽減を実現するため、日米安保体制を見直すよう求めるものです。

議長
9番
中村議員

他にありませんか。

私は反対の立場で討論いたします。先ずこの陳情にありますが、辺野古新基地建設というのは誤りであり、正しくは辺野古移設であります。そもそも普天間基地辺野古移設は市街地にあり危険とされる飛行場を、安全な普天間基地内の海側に移設するものであります。失礼いたしました、辺野古のですね海域に移設するものであります。これはまた普天間基地のみならず、他の複数の米軍基地の返還も含むものであり、在日米軍基地はこれによって大幅に整備縮小されます。全体的にしてみますと少ないわけではありますけれども、今よりも縮小されるというものであります。基地問題は課題がありますが、この移設はまず危険な状況で学習をしている子どもたちを一早く安全な環境にすることでもあり、一時も早く安全確保をすることが急務であると判断します。そして今後の米軍基地の縮小に対しての検討をこれからも進めていくべきであります。よってこの陳情に対して反対といたします。

議長
8番
浜田議員

他にありませんか。

この陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。まず第1に、沖縄の米軍が縮小されるなどという可能性はこれっぽっちもないというふうに申し上げたいというふうに思います。基地の縮小は面積で高々0.数%、数ヘクタールに過ぎません。しかもその場所は基地の外側を通る道路の拡幅のために行われる程度の規模であってですね、これをもって沖縄の米軍基地縮小などというのは全くのお笑い草だというふうに考えます。それから辺野古の移転だという説明もありますけれども、実際にはそうではありません。通信基地は強化され、海軍との連携のための機能も様々に強化される。これは決して普天間からの移転ではなくて、辺野古の新しい軍事機能の強化そのものであります。これをもってですね普天間の移設などというのは実態・事実と反することではないでしょうか。しかも辺野古

を推進する方々がそもそも普天間の時にどれだけ声を上げていたのか、私は大変疑問に思うところであります。いずれにしても沖縄に過剰な米軍の駐留を半世紀以上に亘って放置してきた日本の本土の人間としてはですね、この米軍の強化が引き続き続くことに対して明確な声を挙げるときではないかというふうに考え、この陳情に賛成するものであります。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２７陳情第１１号「沖縄の米軍辺野古新基地建設の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告は不採択でありますが議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立少数です。従って２７陳情第１１号は不採択とすることに決定しました。

議長

次に、２７陳情第１２号「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書」について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２７陳情第１２号「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って２７陳情第１２号は採択することに決定しました。

議長

次に、２７陳情第１３号「飯島町議会議決に基づき安保関連法の廃止を政府に求める陳情」について討論を行います。

初めに原案に対する反対討論はありませんか。

１番

本多議員

飯島町議会議決に基づく安保関連法の廃止を求める政府に求める陳情については反対する立場から討論いたします。町は非核平和宣言の町に反する集団的自衛権の行使に基づく安保関連法案に反対の決議をいたしました。しかし安保関連法は戦争を未然に防ぐための抑止力を高めることのできる法案であります。町の非核平和宣言の町の宣言とは矛盾していません。よってこの陳情には反対します。

議長

賛成討論はありませんか。

７番

三浦議員

私は、飯島町議会議決に基づき安保関連法の廃止を政府に求める陳情に賛成の立場で討

論をいたします。私たちは6月の議会において非核平和宣言の町に反する安保関連法案に反対する決議を採択いたしました。その法案が法律として強行採決という形で採決をされ成立したもので、私たちの意と反する内容になっております。先ほども申しましたが、これは憲法に違反する内容であり許すことはできません。この陳情を採択し、廃止をするための意見書を政府に上げることを求め賛成といたします。

議 長
4番
折山議員

他に討論ありませんか。

ちょっとくどくなって恐縮なんです、やはりその趣旨を理解して1回ここで議決をしているんですね。皆さんも意思統一したんですね。そしたらやはりその法制化されたものを覆すという、まあその見かけの文意ではなくてですね、自分たちの一貫した信念をきちっと意思表示をしていくということではいいんじゃないですかこの陳情とおりで。何でこれ反対するんだか理由がよくわからないんで、明確に反対する方はもう1回討論に参加してください、あの1回決めているんですよ。皆さんで意思統一をして。そのことを確認の意味で国に上げたなら何がおかしいんですか。ちょっとそれきちっと私にも理解できるように反対討論してください。私先ほどと同様です。この陳情に賛成する立場で申し上げました。

議 長
8番
浜田議員

はい他に。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。同僚議員からの発言もありますようにですね、飯島町議会は多数で6月に反対決議を上げました。でこの反対決議の内容は大きく分けると2つの項目からなっています。1つは飯島町が非核平和宣言をしている町であるということ。その非核平和宣言は核兵器に対する反対にとどまらずに、平和主義で国際問題を解決するということを文面の中で謳った、そういう意味での宣言だったということ。これが1つの要件であります。それからもう1つは、安保関連法案が現在の憲法に違反するんだという、これがもう1つの決議案の内容であります。従いまして当時6月にですねこれに賛成された方は、この2つの項目に対する姿勢が変化したということを当然論ずるべきであろうというふうに考えます。そのことがあの大事ではないかなというふうに私も考えます。それが町の議会としての権威を守る道でもあるし、私たちの考えをですね継続性をもって町民に訴えていく上での責務ではないかというふうに考えています。そういった意味でこの陳情を採択すべきというふうに考えます。

議 長
9番
中村議員

他にありませんか。

はい、私はこの陳情に反対の立場で討論をいたします。もちろん飯島町の非核平和宣言の町、この内容は当然承知しておりますし、そのとおりであるというふうに思います。ただ安保法制のこの安全保障法制がこの飯島の趣旨に反しているというふうには到底取れません。要するに日本国民を守るための抑止力ということですので、何も非核平和宣言の町という、こういう宣言に対して反しているものとは受け取れないので反対といたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから27陳情第13号「飯島町議会議決に基づき安保関連法の廃止を政府に求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告は不採択ですが、議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。起立少数です。従って27陳情第13号は不採択とすることに決定しました。

議長

次に27陳情第14号「辺野古への新基地建設を白紙に戻すよう政府に求める陳情」について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

10番
坂本議員

私は賛成の立場で討論いたします。先程も言いました県と国が争う代執行訴訟で翁長知事が福岡高裁那覇支部に提出した陳情書の中で、沖縄の歴史と沖縄の将来、基地の成り立ちと問題の原点、普天間飛行場返還問題の原点、「沖縄は基地で食べている」の誤解、沖縄は膨大な予算をもらっているということの誤解、基地問題に対する対応、県民世論、日米安全保障条約、過去の知事の対応が詳しくわかりやすく強い憤りをもって書かれております。その内容を要約しますと、日本は戦後70年を迎え、沖縄は100,000人を超える県民と100,000人を超える兵士が亡くなった沖縄戦を経て、27年の米軍統治時代を超えて本土復帰を果たしてきました。沖縄では戦後強制的に土地を奪われ、そこにアメリカ軍基地がありました。アメリカは当時強制買上を勧告しましたが、お金が欲しかった沖縄県民はそれをしないで、県民と政治家が心を一つにして跳ね除けた歴史がありました。戦後は本土対沖縄の基地の割合は9対1で、その後本土は反対運動の中、基地は少なくなりました。現在沖縄は国土面積が0.6%しかないものにもかかわらず、73.8%ものアメリカ軍基地のアメリカ軍専用地施設があります。いくらなんでもひどいのではないかと。世界の情勢が変わってきた中で沖縄1県に日本の防衛のほとんどを押し込めていけば、いざ有事の際に再び沖縄が戦場になることは明らかであります。自国民の自由、平等、人権、民主主義を守れない国がどうして世界の国々をその価値観を共有することができるのか甚だ疑問を感じます。過去には、沖縄の歴史を深く知り、日米安全保障条約の中でなんとかしたいと努力されている政治家の人たちがいましたが、この5～6年は沖縄ありきの姿勢であります。日本の安全保障は日本全体で負担すべきであり、これ以上の押し付けは沖縄にとってはすでに限界であることを、政府に強く認識してもらいたい、そう翁長知事は申しております。これが沖縄の総意であると私は強く認識しております。同じ日本人として強く共感するものであります。よってこの陳情書に賛成するものであります。

議長
7番

他にありませんか。

三浦議員

私は辺野古への新基地建設を白紙に戻すよう政府に求めるこの陳情に賛成するものです。

沖縄県知事選で翁長知事が誕生しました。辺野古新基地建設に反対する沖縄県民の民意です。総選挙ではオール沖縄の候補が全員当選したことは、だれの目にも辺野古への基地建設は白紙にすべきとの強い沖縄県民の意思が読み取れます。政府は辺野古に新基地移設と言いますが、移設以上に新しい機能を持った海上にV字型の滑走路を造るという移設ではなく、新基地を造る計画です。基地の危険にさらされてきた沖縄県民の歴史があります。戦後受けてきた苦しみ軽減は辺野古の建設でできるはずありません。民意を無視し続ける政府に対し、辺野古への新基地建設を白紙に戻すよう、沖縄県民と連帯し求めることは沖縄県民だけの問題ではないことを表すものです。私はこの陳情にそうした意味で賛成をいたします。

議長
8番
浜田議員

他にありませんか。

沖縄の基地の問題については再三議論されてきましたが、もう1つ、地方自治の点からもですねこの問題を地方自治体の議会として見逃すわけにはいかないだろうというふうに考えています。憲法95条では、一地方の問題に関わる国の施策についてはですね、その地方の住民投票を行わなければならないという規定があります。で政府はこそこにもこの条項の適用を免れようとしてきました。つまり国会審議にかけないというやり方でもってですねやってきたわけです。しかし先程から再三主張されているように、沖縄にこれだけの基地の負担を負わせながら、本土の各自治体がですねこれに対して目をそむける、こんな状況が続いている限り、日本の地方自治は完成を見たとは言えないのではないかとこのように考えます。よってこの陳情を採択すべきだと考えます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから27陳情第14号「辺野古への新基地建設を白紙に戻すよう政府に求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立少数です。従って27陳情第14号は不採択とすることに決定しました。

議長

日程第16 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。
会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の案件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後 12 時 5 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、竹沢秀幸議員、本多昇議員、坂本紀子議員、から計 3 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第 1 から第 3 として議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って議案 3 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長

追加日程第 1 発議第 17 号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11 番 竹沢秀幸議員

11 番

竹沢議員

介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書につきまして、その提案理由を説明いたします。2015 年 4 月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善促進として処遇改善加算が強化されました。一方、基本報酬が 1 割以上引き下げられたため介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、処遇改善には至っていない現状があります。全国でも東京を中心に介護サービス事業を止める事業者が増えており、先日 NHK でも報道したところでございます。飯島町内におきましても社会福祉協議会及び民間の各事業所も厳しい経営状況であり、処遇改善も一部分実施の状況でありまして、介護労働者に対するこの冬のボーナス支給も減額の危機にあるところであります。また介護施設の人員配置基準は、現行、利用者 3 人に対して介護・看護職員 1 人以上となっていますが、さらに利用者の安全や充実した介護を提供するためには、利用者 2 人に対して 1 人の看護・介護職員が必要であります。また夜間は利用者 20 人に対し 1 人の介護職員という実態でありまして、改善が求められるところでございます。この際、介護事業者の安定経営、そしてそこに働く労働者の処遇改善と人員配置基準改善、及びそれに関わる財源を国の責任で賄うことを求めるものであります。介護はいわゆる 25 年問題の 2025 年、段階の世代が 75 歳以上となる時代には介護を利用する人も増え、それに対応する介護人材も更に 37 万人必要と厚生労働省は推計しているところでございます。今後、介護は在宅介護と施設介護に二分化され、いろいろな介護を受ける人の家庭的な状況などにより選択されることとなると思われます。本年 4 月の介護報酬改定は東京も飯島町においても適切な改定ではなかったと思われるところであります。介護事業者は経営の岐路に立たされておりまして、介護労働者は相変わらず低賃金と厳しい労働環境にさらされており、加えて介護を受けたい利用者が介護施設閉鎖などで路頭に迷っている現実を強く国に訴えていかなければならないところであります。議員各位におかれましては趣旨をご理解願ひ、意見書採択願ひますようお願い申し上げます。

議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 17 号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書 について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議あり ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って発議第 17 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 2 発議第 18 号「ＴＰＰ交渉大筋合意に関する意見書について」を議題と します。事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)
事務局長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
議 長	1 番 本多 昇 議員。
1 番 本多議員	ＴＰＰ交渉大筋合意に関する意見書の提案説明は、意見書の内容を朗読し提案説明とい たします。ＴＰＰ交渉については去る 10 月 5 日、米国アトランタで開催されていた閣僚 会合において大筋合意に至った。新たな食糧・農業・農村基本計画などで、食料の安定生 産・安定供給や食糧自給率の向上が求められているにもかかわらず、農林水産物の重要 5 品目をはじめ、多くの農林水産物への特別輸入枠の設定や、段階的な関税削減・撤廃に合 意したことは、衆参農林水産委員会の国会決議との整合性が厳しく問われるところであり、 誠に遺憾であります。大筋合意以降、小出しに発表される協定内容について不信感が広が っており、多くの農業者・国民の不安払しょくに向けて協定内容のすべてを一刻も早く公 開、十分に説明するとともに、国会決議と協定内容の整合性についても明確な説明を要請 します。また食糧・農業・農村基本計画等を踏まえ、着実に食糧の安定生産・安定供給を 進め、食糧自給率向上を図り、美しい田園風景、農業・農村の持つ多面的機能を将来にわ たり受け継ぐことができるよう万全な対策を講ずることを要請する。議員全員の採択をお 願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 18 号「ＴＰＰ交渉大筋合意に関する意見書について」を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。従って発議第 18 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 3 発議第 19 号「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
10 番	10 番 坂本紀子議員。
坂本議員	それでは、放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の趣旨説明をいたします。この問題は今年 5 月に事業者より大久保地区への土地を一般廃棄物の最終処分場とする意向が示されておりました。しかし 6 月に入り業者説明の中で、国の定める基準値以下の放射性物質含有の焼却灰、飛灰、汚泥が含むと事業計画で住民に提示されました。すでに業者は建設予定地の用地取得をしており、県担当課へ概要説明がなされたという状況であります。現地を視察してみると地形的にも天竜川・大田切川に近く、大雨が降った場合、埋め立てた地下のセメントの回りが伏流水に埋まる可能性があること。そして、天竜川のこの場所は長野県・愛知県を跨ぎ太平洋へと下る上流域に当たること。埋め立てをしようとする地質が砂利質と石の塊で硬い岩盤ではないこと。最終処分場に持ち込まれる焼却灰は県外からのものが含まれること。放射性物質が含まれた焼却灰が埋め立てられているというだけで、近隣の農業・漁業資源に風評被害が出るのが予想されること。水辺なので放射性物質が漏れ出してもほとんど分からない点など多くの問題があります。この美しい環境と水資源を守り、未来の子どもたちへ手渡すことが私たち地域住民の責任であると強く自覚するものです。よって宮田村大久保地区に計画されている放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設に断固反対するものであります。すでに議員各位にはこの問題の建設反対への署名をいただいたところでありますがとうございます。そして更なる反対運動の輪を大きく広げていくことのご協力をお願いするものであります。以上で趣旨説明を終わります。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから発議第 19 号「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って発議第 19 号は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長

12月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。去る8日から本日まで15日間の会期をもって開催されました12月議会定例会ですが、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程いたしましたすべての案件を原案のとおり議決、ご同意いただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。私の町長としての初めての議会ということで、大変ご迷惑をおかけした点多々あったかと思いますが、どうかお許しいただきたいと思います。また、一般質問におきましては多くの議員から町政の重要課題全般に亘りご質問をいただきました。特に私の町長就任にあたっての政治姿勢、人口目標の考え方、新たな風を吹かせる施策の基本的な考え方などについて、厳しいご指摘や貴重なご示唆をいただきました。私初め、新任の副町長以下、このことを重くまた謙虚に受け止めて、全職員が目標を共有し、確固たる信念と熱意を持って精一杯行政運営に努めてまいり所存でございます。所信表明でも申し上げましたが、課題山積の中ではありますが、時代の転換期をチャンスとして捉え、みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指して、先頭に立って粉骨砕身の努力をする覚悟でございます。活気のある町、安心して暮らせる町、豊かな町、町民みんなが望むこうしたまちづくりは、決して他人任せや人任せでは成し得ません。そのためには町民と行政が共に知恵を出し汗を流して行動すること。町民と行政が総力を挙げて事を起こすことが極めて大切であり、欠かせないことであります。町民の皆様には良い町を作っていくために、より一層、自主的、積極的な参加をお願い申し上げますとともに、議員各位には今後とも一層のご理解ご協力を心からお願い申し上げます。

さて、町では現在、来年度予算の編成を進めているところでございますが、来年度予算は第5次総合計画後期基本計画の初年度に当たり、かつ私が町長として編成する最初の予算となります。景気回復の実感が乏しく国全体の景気も下ブレ傾向が垣間見える現状にあって、来年度の予算編成も引き続き厳しい状況が続きますが、後期基本計画や実施計画をベースにまちづくりを着実に進めてまいりたいと思います。その上で、私の公約に掲げた政策で予算を伴わないものはすぐに着手し、予算を伴うものは財源を工夫しながらスピード感を持って取り組んでまいります。なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、気温も降水量も師走とは思えない気象状況が続いておりますが、先ごろ気象庁は南米ペルー沖のエルニーニョ現象に関して、海面水温の平年との差がさらに拡大し、最盛期となっていると発表しました。来年の春にかけてエルニーニョ現象が続く可能性が高く、この冬は広い範囲で暖冬傾向が予想されているとしています。こうした気象の下では太平洋側でも大雪となる可能性があるということで、当町でもいわゆる上雪などのドカ雪が心配されるところでございますが、関係機関が連携して十分な備えをし、降雪時には早期の対応を図ってまいりたいと思います。

ところで先頃、今年1年の世相を1字で表す今年の漢字に「安」という漢字が選ばれたという報道がありました。安保関連法案審議や採決に国民の関心が高まったことや、世界各地で相次いだテロや異常気象などで人々を不安にさせたこと、などを理由に挙げた人が多かったということです。この報道を見るにつけても押し寄せる様々な不安を払しょくして、文字どおり、安らかで安全安心な社会を作っていかなければならないと、改めて思うところでございます。

今年も余すところ10日を切りましたが、各議員におかれましては今年1年間のご労苦、ご協力に対しまして心からお礼を申し上げますとともに、いよいよご健勝で良い年を迎えられ、飯島町の発展のため、より一層のご活躍を心からお願い、お祈り申し上げるところでございます。12月議会定例会閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成27年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

午後 1時52分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮下 務の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員